

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第十条第一号関係）

（傍線部分は改正部分。項番号は便宜付したものを。）

改正案	現行
<p>第百五十六条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。</p>	<p>第百五十六条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること（防衛省の所掌に属するものを除く）。</p> <p>二十一～六十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人及びこれらに類する者に対する物資の供給及び役務の提供に関すること（防衛庁の所掌に属するものを除く）。</p> <p>二十一～六十四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。</p>	<p>第三十九条 議員は、内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。以下同じ。）、大臣政務官（長官政務官を含む。以下同じ。）及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（一般職及び特別職） 第二条（略） ②（略） ③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。 一～六（略） 七 副大臣 七の二 大臣政務官 八～十五（略） 十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四十二条の政令で定めるものの委員及び同法第四十条第二十四号又は第二十五条に掲げる事務に従事する職員で同法第四十二条の政令で定めるものうち、人事院規則で指定するものを除く。） 十七・十八（略） ④～⑦（略） 第二十五条 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、人事管理官を置かなければならない。</p> <p>②（略）</p>	<p>（一般職及び特別職） 第二条（略） ②（略） ③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。 一～六（略） 七 副大臣及び法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官 七の二 大臣政務官及び長官政務官 八～十五（略） 十六 防衛庁の職員（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第六十一条第一項に規定する審議会等の委員及び調停職員等で、人事院規則で指定するものを除く。） 十七・十八（略） ④～⑦（略） 第二十五条 内閣府及び各省並びに政令で指定するその他の機関には、その庁の職員として人事管理官を置かなければならない。</p> <p>②（略）</p>

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）

（附則第十三条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。</p> <p>②④（略）</p>	<p>第五条 各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、証人が公務員（国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。）及び大臣政務官（長官政務官を含む。）以外の国会議員を除く。以下同じ。）である場合又は公務員であつた場合その者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該公務所又はその監督庁の承認がなければ、証言又は書類の提出を求めることができない。</p> <p>②④（略）</p>

改正案	現行
<p>（公務員の立候補制限）</p> <p>第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）<u>、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。）は、この限りでない。</u></p> <p>一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣及び大臣政務官</p> <p>二～五（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（公務員の立候補制限）</p> <p>第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）<u>、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。）は、この限りでない。</u></p> <p>一 内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（<u>法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。</u>）及び大臣政務官（<u>長官政務官を含む。</u>）</p> <p>二～五（略）</p> <p>2・3（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 前項の経費は、次に掲げるようなものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 防衛省に要する経費</p> <p>四～六（略）</p>	<p>（地方公共団体が処理する権限を有しない事務に要する経費）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 前項の経費は、左に掲げるようなものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 防衛庁に要する経費</p> <p>四～六（略）</p>

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（官房及び局の数）
 第二十三条 第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十六以内とする。

（官房及び局の数）
 第二十三条 第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第一項及び第五十三条第二項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十六以内とする。

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

省	委員	会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁	消防庁
法務省	公安審査委員会	公安調査庁	公安調査庁
外務省			
財務省		国税庁	国税庁
文部科学省		文化庁	文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	社会保険庁	社会保険庁
農林水産省		林野庁	林野庁
水産庁		水産庁	水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁	資源エネルギー庁
特許庁		特許庁	特許庁
中小企業庁		中小企業庁	中小企業庁
気象庁		気象庁	気象庁
海上保安庁		海上保安庁	海上保安庁
国土交通省	船員労働委員会		

省	委員	会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁	消防庁
法務省	公安審査委員会	公安調査庁	公安調査庁
外務省			
財務省		国税庁	国税庁
文部科学省		文化庁	文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	社会保険庁	社会保険庁
農林水産省		林野庁	林野庁
水産庁		水産庁	水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁	資源エネルギー庁
特許庁		特許庁	特許庁
中小企業庁		中小企業庁	中小企業庁
気象庁		気象庁	気象庁
海上保安庁		海上保安庁	海上保安庁
国土交通省	船員労働委員会		

防衛省	環境省
防衛施設庁	海難審判庁

別表第二（第七条関係）

公安調査庁	国 税 庁	社会保険庁	特 許 庁	気 象 庁	海上保安庁	海難審判庁	防衛施設庁
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表第三（第十六条、第十七条関係）

省	副大臣の定数	大臣政務官の定数
総務省	二人	三人
法務省	一人	一人
外務省	二人	三人
財務省	二人	二人
文部科学省	二人	二人
厚生労働省	二人	二人
農林水産省	二人	二人
経済産業省	二人	二人
国土交通省	二人	三人
環境省	一人	一人

環境省	海難審判庁
-----	-------

別表第二（第七条関係）

公安調査庁	国 税 庁	社会保険庁	特 許 庁	気 象 庁	海上保安庁	海難審判庁
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

別表第三（第十六条、第十七条関係）

省	副大臣の定数	大臣政務官の定数
総務省	二人	三人
法務省	一人	一人
外務省	二人	三人
財務省	二人	二人
文部科学省	二人	二人
厚生労働省	二人	二人
農林水産省	二人	二人
経済産業省	二人	二人
国土交通省	二人	三人
環境省	一人	一人

防衛省

一人

二人

○社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百一十九号）

（附則第十六条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九の四第三項（母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第四十条第五項、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対す</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 基金は、前項に定める業務のほか、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十三条第三項、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九の四第三項（母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第二十条第七項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）第十五条第三項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第十五条第三項若しくは第二十条第一項、結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十八条第五項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第四十条第五項、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第十号）第八十四条第三項又は障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十三条第三項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法第五十三条第四項、戦傷病者特別援護法第十五条第四項（第二十条第三項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対す</p>

る援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の三第四項（同法第二十一条の九の四第四項（母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
3
5
(略)

る援護に関する法律第十五条第四項若しくは第二十条第二項、児童福祉法第二十一条の九の四第四項（母子保健法第二十条第七項において準用する場合を含む。）、結核予防法第三十八条第六項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十条第六項、心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十四条第四項又は障害者自立支援法第七十三条第四項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うことができる。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第三項の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第二十九条の七、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の十五又は老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十九条第三項（同法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十六条の五の二第十項の規定により、これらの条に規定する審査、額の算定又は診療報酬若しくは老人訪問看護療養費の支払に関する事務を委託されたときにおいても、同様とする。

3
3
5
(略)

改正案	現行
<p>（所得割等の課税標準の算定の方法） 第七十二条の二十三（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、<u>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）</u>、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）、児童福祉法又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、<u>国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。）</u>）</p>	<p>（所得割等の課税標準の算定の方法） 第七十二条の二十三（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険診療とは、次に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、<u>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）</u>、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）、児童福祉法又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、<u>国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費をいう。以下この号において同じ。）</u>）</p>

を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分（特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。）、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

3
3
7
7
(略)
(略)

を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分（特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。）、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

3
3
7
7
(略)
(略)

改正案	現行
<p>（社会保険診療報酬の所得計算の特例） 第二十六条（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、<u>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）</u>（<u>防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）</u>）<u>第二十二</u>条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費</p>	<p>（社会保険診療報酬の所得計算の特例） 第二十六条（略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険診療とは、次の各号に掲げる給付又は医療、介護、助産若しくはサービスをいう。</p> <p>一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、<u>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）</u>（<u>防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）</u>）<u>第二十二</u>条第一項においてその例によるものとされる場合を含む。以下この号において同じ。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）、母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）の規定に基づく療養の給付（健康保険法、国民健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法の規定によつて入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費（国民健康保険法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費</p>

をいう。以下この号において同じ。)を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

3
・4
(略)

二〇六 (略)

をいう。以下この号において同じ。)を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る療養のうち当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは特別療養費の額の算定に係る当該療養に要する費用の額としてこれらの法律の規定により定める金額に相当する部分(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者、組合員若しくは加入者若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を含む。)、更生医療の給付、養育医療の給付、療育の給付又は医療の給付

3
・4
(略)

二〇六 (略)

改 正 案	現 行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、特定療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護</p> <p>ロ～ト（略）</p> <p>七～十三（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等（これらのうち特別の病室の提供その他の財務大臣の定めるものにあつては、財務大臣の定める金額に相当する部分に限る。）</p> <p>イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項（療養等）においてその例によるものとされる場合を含む。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定に基づく療養の給付及び入院時食事療養費、特定療養費、療養費、家族療養費又は特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護</p> <p>ロ～ト（略）</p> <p>七～十三（略）</p>

○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第一百一号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下支部図書館という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下支部図書館という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。

国立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館支部内閣法制局図書館	内閣法制局
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府
国立国会図書館支部日本学術会議図書館	内閣府
国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁
国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	公正取引委員会
国立国会図書館支部警察庁図書館	警察庁
国立国会図書館支部金融庁図書館	金融庁
国立国会図書館支部総務省図書館	総務省
国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省
国立国会図書館支部法務省図書館	法務省
国立国会図書館支部外務省図書館	外務省
国立国会図書館支部財務省図書館	財務省
国立国会図書館支部文部科学省図書館	文部科学省
国立国会図書館支部厚生労働省図書館	厚生労働省

国立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館支部内閣法制局図書館	内閣法制局
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府
国立国会図書館支部日本学術会議図書館	内閣府
国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁
国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	公正取引委員会
国立国会図書館支部警察庁図書館	警察庁
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部金融庁図書館	金融庁
国立国会図書館支部総務省図書館	総務省
国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省
国立国会図書館支部法務省図書館	法務省
国立国会図書館支部外務省図書館	外務省
国立国会図書館支部財務省図書館	財務省
国立国会図書館支部文部科学省図書館	文部科学省

国立国会図書館支部農林水産省図書館	農林水産省
国立国会図書館支部林野庁図書館	林野庁
国立国会図書館支部経済産業省図書館	経済産業省
国立国会図書館支部特許庁図書館	特許庁
国立国会図書館支部国土交通省図書館	国土交通省
国立国会図書館支部気象庁図書館	気象庁
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海上保安庁
国立国会図書館支部環境省図書館	環境省
国立国会図書館支部防衛省図書館	防衛省

国立国会図書館支部厚生労働省図書館	厚生労働省
国立国会図書館支部農林水産省図書館	農林水産省
国立国会図書館支部林野庁図書館	林野庁
国立国会図書館支部経済産業省図書館	経済産業省
国立国会図書館支部特許庁図書館	特許庁
国立国会図書館支部国土交通省図書館	国土交通省
国立国会図書館支部気象庁図書館	気象庁
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海上保安庁
国立国会図書館支部環境省図書館	環境省

○国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（附則第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（防衛省の職員への準用）</p> <p>第五条 第一条、第二条（第三項第二号を除く。）及び第三条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「<u>防衛大臣</u>」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第一条第一項	掲げる額	第一条第一号	掲げる額
略	在勤する職員	略	在勤する職員及び当該地域に防衛大臣の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。）	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。）	防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）
<p>（防衛庁の職員への準用）</p> <p>第五条 第一条、第二条（第三項第二号を除く。）及び第三条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「<u>内閣総理大臣</u>」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第一条第一項	掲げる額	第一条第一号	掲げる額
略	在勤する職員	略	在勤する職員及び当該地域に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。）	防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。）	防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）

略	第二条第三項 第一号		第二条第二項	第二条第一項の 表備考	
略	一般職給与法第二 十三条第二項、第 三項又は第五項		掲げる額	一般職給与法	
略	第五条 条第二項、第三項又は 第五項	防衛省の職員の給与等 に関する法律第二十三 条第二項、第三項又は 第五項	掲げる額（政令で定め る自衛官にあつては、 同表四級地の項に掲げ る額の二分の一に相当 する額を超えない範囲 内で防衛大臣が定める 額）	防衛省の職員の給与等 に関する法律第十四条 第二項において準用す る一般職給与法	る自衛官にあつては、 同表に掲げる額の二分 の一に相当する額を超 えない範囲内で防衛大 臣が定める額）

略	第二条第三項第 一号		第二条第二項	第二条第一項の 表備考	
略	一般職給与法第二 十三条第二項、第 三項又は第五項		掲げる額	一般職給与法	
略	第五条 条第二項、第三項又は 第五項	防衛庁の職員の給与等 に関する法律第二十三 条第二項、第三項又は 第五項	掲げる額（政令で定め る自衛官にあつては、 同表四級地の項に掲げ る額の二分の一に相当 する額を超えない範囲 内で内閣総理大臣が定 める額）	防衛庁の職員の給与等 に関する法律第十四条 第二項において準用す る一般職給与法	る自衛官にあつては、 同表に掲げる額の二分 の一に相当する額を超 えない範囲内で内閣総 理大臣が定める額）

○特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（附則第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 副大臣</p> <p>十一 大臣政務官</p> <p>十二〜七十五（略）</p> <p>附則</p> <p>1〜3（略）</p> <p>4 当分の間、内閣総理大臣、<u>國務大臣</u>、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、<u>副大臣又は大臣政務官</u>がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。</p>		<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 副大臣及び法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官（以下「副長官」という。）</p> <p>十一 <u>大臣政務官及び長官政務官</u></p> <p>十二〜七十五（略）</p> <p>附則</p> <p>1〜3（略）</p> <p>4 当分の間、内閣総理大臣、<u>國務大臣</u>、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、<u>副大臣、副長官、大臣政務官又は長官政務官</u>がこの法律の規定に基づいて支給された給与の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の二の規定は、適用しない。</p>	
官職名	俸給月額	官職名	俸給月額

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣 国家公務員倫理審査会の常勤の 会長 公正取引委員会委員長 宮内庁長官</p>	<p>一、四四八、〇〇〇円</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>検査官(会計検査院長を除く。 人事官(人事院総裁を除く。) 内閣危機管理監 大臣政務官 公害等調整委員会委員長 侍従長</p>	<p>一、一三五、〇〇〇円</p>	<p>内閣法制局長官 内閣官房副長官 副大臣及び副長官 国家公務員倫理審査会の常勤の 会長 公正取引委員会委員長 宮内庁長官</p>	<p>一、四四八、〇〇〇円</p>

○官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）（附則第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国土交通大臣の行う営繕等）</p> <p>第十条 国費の支弁に属する次に掲げる営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、国土交通大臣が行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げるもの並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設のほか、次に掲げるもの以外の建築物の営繕又は附帯施設の建設</p> <p>イ・ニ （略）</p> <p>ホ 防衛省の特殊な建築物の営繕及びその附帯施設の建設</p> <p>ヘ 建築物の営繕及びその附帯施設の建設で、一件につき総額二百万円を超えないもの</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（国土交通大臣の行う営繕等）</p> <p>第十条 国費の支弁に属する次の各号に掲げる営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、国土交通大臣が行うものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げるもの並びに国土交通大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設のほか、次に掲げるもの以外の建築物の営繕又は附帯施設の建設</p> <p>イ・ニ （略）</p> <p>ホ 防衛庁の特殊な建築物の営繕及びその附帯施設の建設</p> <p>ヘ 建築物の営繕及びその附帯施設の建設で、一件につき総額二百万円をこえないもの</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（管理及び運営） 第二条 資金は、<u>防衛大臣</u>が法令の定めるところに従い、管理する。 2 <u>防衛大臣</u>は、<u>防衛施設庁長官</u>をして資金の運営を行わせるものとする。</p>	<p>（管理及び運営） 第二条 資金は、<u>内閣総理大臣</u>が法令の定めるところに従い、管理する。 2 <u>内閣総理大臣</u>は、<u>防衛施設庁長官</u>をして資金の運営を行わせるものとする。</p>

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に
 関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）（附則第二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（関係行政機関等の意見の聴取） 第七条 国が第二条の規定により合衆国に対して政令で定める国 有の財産の使用を許そうとするときは、<u>防衛大臣</u>は、あらかじめ、<u>関係行政機関の長</u>、<u>関係のある都道府県及び市町村の長</u>並 <u>びに学識経験を有する者の意見</u>を聴かなければならない。</p>	<p>（関係行政機関等の意見の聴取） 第七条 国が第二条の規定により合衆国に対して政令で定める国 有の財産の使用を許そうとするときは、<u>内閣総理大臣</u>は、あ らかじめ、<u>関係行政機関の長</u>、<u>関係のある都道府県及び市町村の</u> <u>長並びに学識経験を有する者の意見</u>を聞かなければならない。</p>

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）（附則第二十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地等の使用又は収用の認定の申請）</p> <p>第四条 防衛施設局長は、この法律により土地等を使用し、又は収用しようとするときは、土地等の所有者（土地収用法第五条に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。）又は関係人の意見書その他政令で定める書類を添付の上、使用認定申請書又は収用認定申請書を防衛施設庁長官を通じ防衛大臣に提出し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の使用認定申請書及び収用認定申請書の様式は、防衛省令で定める。</p> <p>（土地等の使用又は収用の認定）</p> <p>第五条 防衛大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第三条に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は収用の認定をしなければならない。</p> <p>（関係行政機関等の意見の聴取）</p> <p>第六条 防衛大臣は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分を行うおとす場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見を求めることができる。</p> <p>2 関係行政機関の長は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分について、防衛大臣に意見を述べることができる。</p>	<p>（土地等の使用又は収用の認定の申請）</p> <p>第四条 防衛施設局長は、この法律により土地等を使用し、又は収用しようとするときは、土地等の所有者（土地収用法第五条に規定する権利にあつては、権利者。以下同じ。）又は関係人の意見書その他政令で定める書類を添附の上、使用認定申請書又は収用認定申請書を防衛施設庁長官及び防衛庁長官を通じ内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の使用認定申請書及び収用認定申請書の様式は、内閣府令で定める。</p> <p>（土地等の使用又は収用の認定）</p> <p>第五条 内閣総理大臣は、申請に係る土地等の使用又は収用が第三条に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、土地等の使用又は収用の認定をしなければならない。</p> <p>（関係行政機関等の意見の聴取）</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分を行うおとす場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び学識経験を有する者の意見を求めることができる。</p> <p>2 関係行政機関の長は、土地等の使用又は収用の認定に関する処分について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。</p>

(土地等の使用又は収用の認定に関する処分)の通知、告示及び
公告)

第七条 防衛大臣は、土地等の使用又は収用の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該防衛施設局長に文書で通知するとともに、当該防衛施設局長の名称、使用し、又は収用すべき土地等の所在並びに次項の規定による土地等の調書及び図面の縦覧場所を官報で告示しなければならない。

2 (略)

3 防衛大臣は、土地等の使用又は収用の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を当該防衛施設局長に文書で通知しなければならない。

(土地等の使用又は収用の認定の失効)

第八条 前条第一項の規定による告示があつた後、土地等を使用し、又は収用する必要がなくなつたときは、防衛施設局長は、遅滞なく、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。この場合において、その事由の発生が同条第二項の規定による通知の後であるときは、土地等の所有者及び関係人にも、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、土地等の使用又は収用の認定が将来に向つてその効力を失う旨を官報で告示しなければならない。

(異議の申出)

第十二条 前条第一項の規定により原状に回復しないで返還すること、同条第二項の規定による損失の補償又は同条第三項の規定による利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、防衛大臣に対し異議を申し出ることができる。

(土地等の使用又は収用の認定に関する処分)の通知、告示及び
公告)

第七条 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該防衛施設局長に文書で通知するとともに、当該防衛施設局長の名称、使用し、又は収用すべき土地等の所在並びに次項の規定による土地等の調書及び図面の縦覧場所を官報で告示しなければならない。

2 (略)

3 内閣総理大臣は、土地等の使用又は収用の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を当該防衛施設局長に文書で通知しなければならない。

(土地等の使用又は収用の認定の失効)

第八条 前条第一項の規定による告示があつた後、土地等を使用し、又は収用する必要がなくなつたときは、防衛施設局長は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、その事由の発生が同条第二項の規定による通知の後であるときは、土地等の所有者及び関係人にも、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、土地等の使用又は収用の認定が将来に向つてその効力を失う旨を官報で告示しなければならない。

(異議の申出)

第十二条 前条第一項の規定により原状に回復しないで返還すること、同条第二項の規定による損失の補償又は同条第三項の規定による利得の納付について不服のある者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の異議の申出に対し裁決をしようとするときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会の意見を聴かなければならない。

(引渡調書)

第十三条 防衛施設局長は、土地等を返還するときは、その土地等の所有者及び関係人を立ち会わせ上、防衛省令で定める引渡調書を作成しなければならない。

2 (略)

3 土地収用法第三十六条第二項から第四項まで及び第三十八条の規定は、前項の引渡調書の作成及び効力について準用する。この場合において、これらの規定中「土地調書及び物件調書」とあるのは「引渡調書」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「土地等の所有者」と、「市町村長」とあるのは「防衛大臣」と、「当該市町村の吏員」とあるのは「防衛大臣が指名する者」と読み替えるものとする。

(土地収用法の適用)

第十四条 (略)

2 前項の規定による土地収用法の適用については、同法第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項、第十五条の二第二項、第十五条の三、第十五条の五第一項、第十五条の八、第十五条の十一、第二十八条の三、第八十九条第一項及び第二項、第一百二条の二第二項から第四項まで並びに第四百三十三条中「都道府県知事」とあり、同法第十二条第一項及び第二項、第十四条第一項、第三十六条第四項、第三十六条の二第三項、第

2 内閣総理大臣は、前項の異議の申出に対し裁決をしようとするときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会の意見を聴かなければならない。

(引渡調書)

第十三条 防衛施設局長は、土地等を返還するときは、その土地等の所有者及び関係人を立ち会わせ上、内閣府令で定める引渡調書を作成しなければならない。

2 (略)

3 土地収用法第三十六条第二項から第四項まで及び第三十八条の規定は、前項の引渡調書の作成及び効力について準用する。この場合において、これらの規定中「土地調書及び物件調書」とあるのは「引渡調書」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「土地等の所有者」と、「市町村長」とあるのは「内閣総理大臣」と、「当該市町村の吏員」とあるのは「内閣総理大臣が指名する者」と読み替えるものとする。

(土地収用法の適用)

第十四条 (略)

2 前項の規定による土地収用法の適用については、同法第十一条第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項、第十五条の二第二項、第十五条の三、第十五条の五第一項、第十五条の八、第十五条の十一、第二十八条の三、第八十九条第一項及び第二項、第一百二条の二第二項から第四項まで並びに第四百三十三条中「都道府県知事」とあり、同法第十二条第一項及び第二項、第十四条第一項、第三十六条第四項、第三十六条の二第三項、第

四十二条第二項及び第三項、第四十五条第二項、第四十七条の四第二項、第二百二条の二第一項、第一百八条第二項及び第三項、第二百二十八条並びに第四百四十三条中「市町村長」とあり、同法第十四条第一項及び第三項中「当該障害物の所在地を管轄する市町村長」とあり、同法第十四条第一項中「当該土地の所在地を管轄する都道府県知事」とあり、同法第十五条第二項中「市町村長又は都道府県知事」とあり、同法第十五条の二第一項及び第十五条の七第一項中「当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事」とあり、同法第三十六条の二第二項中「収用し、又は使用しようとする一筆の土地が所在する市町村の長」とあり、同法第四十二条第一項、第四十七条の四第一項及び第一百八条第一項中「当該市町村長」とあり、同法第四十五条第一項中「申請に係る土地が所在する市町村の長」とあり、並びに同法第二百二十九条及び第三百三十一条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第十一条第四項及び第十二条第二項中「公告」とあるのは「官報で公告」と、同法第十五条の二第二項中「当該紛争」とあるのは「あらかじめ当該申請に係る土地等が所在する都道府県の知事の意見を聴いた上で、当該紛争」と、同法第十五条の三中「収用委員会」とあるのは「前条第二項に規定する都道府県の収用委員会」と、「推薦するものについて」とあるのは「推薦するものについて、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」と、同法第十五条の八中「収用委員会」とあるのは「当該申請に係る土地等が所在する都道府県の収用委員会」と、「推薦する者について」とあるのは「推薦する者について、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」と、同法第三十六条第四項中「当該

四十二条第二項及び第三項、第四十五条第二項、第四十七条の四第二項、第二百二条の二第一項、第一百八条第二項及び第三項、第二百二十八条並びに第四百四十三条中「市町村長」とあり、同法第十四条第一項及び第三項中「当該障害物の所在地を管轄する市町村長」とあり、同法第十四条第一項中「当該土地の所在地を管轄する都道府県知事」とあり、同法第十五条第二項中「市町村長又は都道府県知事」とあり、同法第十五条の二第一項及び第十五条の七第一項中「当該紛争に係る土地等が所在する都道府県の知事」とあり、同法第三十六条の二第二項中「収用し、又は使用しようとする一筆の土地が所在する市町村の長」とあり、同法第四十二条第一項、第四十七条の四第一項及び第一百八条第一項中「当該市町村長」とあり、同法第四十五条第一項中「申請に係る土地が所在する市町村の長」とあり、並びに同法第二百二十九条及び第三百三十一条第二項中「国土交通大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第十一条第四項及び第十二条第二項中「公告」とあるのは「官報で公告」と、同法第十五条の二第二項中「当該紛争」とあるのは「あらかじめ当該申請に係る土地等が所在する都道府県の知事の意見を聴いた上で、当該紛争」と、同法第十五条の三中「収用委員会」とあるのは「前条第二項に規定する都道府県の収用委員会」と、「推薦するものについて」とあるのは「推薦するものについて、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」と、同法第十五条の八中「収用委員会」とあるのは「当該申請に係る土地等が所在する都道府県の収用委員会」と、「推薦する者について」とあるのは「推薦する者について、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」と、同法第三十六条第四項中「

市町村の吏員」とあるのは「防衛大臣が指名する者」と、同条第六項中「起業者又は起業者に対し第六十一条第一項第二号又は第三号の規定に該当する関係にある者」とあるのは「当該防衛施設局の職員、防衛施設庁において内部部局の部長以上の職若しくはこれに準ずる職にある職員、防衛施設庁の内部部局として置かれる部で土地等の使用若しくは収用に関する事務を所掌するものの職員又はこれらの職員の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、保佐人若しくは補助人」と、同法第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第一百八条第二項中「公告し」とあるのは「官報で公告し、政令で定めるところにより」と、同法第四十五条第二項中「二週間公告」とあるのは「官報に掲載するほか、政令で定めるところにより二週間公告」と、同条第三項中「第四十二条第三項、第四項及び第六項」とあるのは「第四十二条第三項」と、同法第四十七条の四第二項中「第四十二条第二項から第六項まで及び」とあるのは「第四十二条第二項及び第三項並びに」とする。

3 (略)

(認定土地等の暫定使用)

第十五条 (略)

2 (略)

3 防衛施設局長は、前項の規定による供託をしたときは、防衛省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を収用委員会及び当該認定土地等の所有者又は関係人に通知しなければならぬ。

4 (略)

5 防衛施設局長は、前項の規定により認定土地等の所有者又は

当該市町村の吏員」とあるのは「内閣総理大臣が指名する者」と、同条第六項中「起業者又は起業者に対し第六十一条第一項第二号又は第三号の規定に該当する関係にある者」とあるのは「当該防衛施設局の職員、防衛施設庁において内部部局の部長以上の職若しくはこれに準ずる職にある職員、防衛施設庁の内部部局として置かれる部で土地等の使用若しくは収用に関する事務を所掌するものの職員又はこれらの職員の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、保佐人若しくは補助人」と、同法第三十六条の二第三項、第四十二条第二項及び第一百八条第二項中「公告し」とあるのは「官報で公告し、政令で定めるところにより」と、同法第四十五条第二項中「二週間公告」とあるのは「官報に掲載するほか、政令で定めるところにより二週間公告」と、同条第三項中「第四十二条第三項、第四項及び第六項」とあるのは「第四十二条第三項」と、同法第四十七条の四第二項中「第四十二条第二項から第六項まで及び」とあるのは「第四十二条第二項及び第三項並びに」とする。

3 (略)

(認定土地等の暫定使用)

第十五条 (略)

2 (略)

3 防衛施設局長は、前項の規定による供託をしたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を収用委員会及び当該認定土地等の所有者又は関係人に通知しなければならぬ。

4 (略)

5 防衛施設局長は、前項の規定により認定土地等の所有者又は

関係人が担保を取得したときは、防衛省令で定めるところにより、その旨を収用委員会に通知するものとする。

6 (略)

(土地等の使用又は収用の準備のための立入りに際しての地方公共団体への通知等)

第十八条 防衛施設局長は、第十四条の規定により適用される土地収用法第十一条第一項ただし書の規定により防衛大臣に通知をしたときは、その旨並びに立ち入ろうとする土地等の区域及び期間を当該土地等の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

2 第十四条の規定により適用される土地収用法第十一条第三項の規定により他人の占有する土地等に立ち入ろうとする者は、第十四条の規定により適用される同法第十二条第一項の規定により防衛大臣に通知をしたときは、その旨並びに立ち入ろうとする日時及び場所を当該土地等の所在地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

3 防衛大臣は、第十四条の規定により適用される土地収用法第十四条第一項の規定により障害物の伐除又は土地の試掘等の許可を与えようとするときは、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者のほか、伐除の許可を与えようとするときは当該障害物の所在地を管轄する市町村長に、試掘等の許可を与えようとするときは当該土地の所在地を管轄する都道府県知事に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急裁決)

第十九条 (略)

2 前項の規定による申立ては、防衛省令で定める様式に従い、

関係人が担保を取得したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を収用委員会に通知するものとする。

6 (略)

(土地等の使用又は収用の準備のための立入りに際しての地方公共団体への通知等)

第十八条 防衛施設局長は、第十四条の規定により適用される土地収用法第十一条第一項ただし書の規定により内閣総理大臣に通知をしたときは、その旨並びに立ち入ろうとする土地等の区域及び期間を当該土地等の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

2 第十四条の規定により適用される土地収用法第十一条第三項の規定により他人の占有する土地等に立ち入ろうとする者は、第十四条の規定により適用される同法第十二条第一項の規定により内閣総理大臣に通知をしたときは、その旨並びに立ち入ろうとする日時及び場所を当該土地等の所在地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第十四条の規定により適用される土地収用法第十四条第一項の規定により障害物の伐除又は土地の試掘等の許可を与えようとするときは、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者のほか、伐除の許可を与えようとするときは当該障害物の所在地を管轄する市町村長に、試掘等の許可を与えようとするときは当該土地の所在地を管轄する都道府県知事に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急裁決)

第十九条 (略)

2 前項の規定による申立ては、内閣府令で定める様式に従い、

書面でしなければならない。

3・4 (略)

5 収用委員会は、前項に規定する期間内に裁決をすることができなかつたときは、速やかに、その旨を防衛大臣に通知しなければならない。

(防衛大臣への事件の送致)

第二十二條 収用委員会が第十九条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、防衛施設局長から行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第七条の規定による異議申立てがあつたときは、収用委員会は、同法第五十条第二項の規定にかかわらず、第十四条の規定により適用される土地収用法第三十九条第一項の規定による申請に係る事件を防衛大臣に送らなければならない。

2 (略)

3 収用委員会は、第一項の規定により事件を防衛大臣に送るときは、防衛省令で定める書類を防衛大臣に送付しなければならない。

4 収用委員会は、第一項の規定により事件を防衛大臣に送つたときは、防衛施設局長、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、防衛省令で定めるところにより公告しなければならない。

(裁決の代行)

第二十三條 防衛大臣は、前条第一項の規定により事件が送られたときは、収用委員会に代わつて、自ら当該事件に係る裁決を行うものとする。

2 防衛施設局長は、前条第一項の規定にかかわらず事件が送ら

書面でなければならない。

3・4 (略)

5 収用委員会は、前項に規定する期間内に裁決をすることができなかつたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

(内閣総理大臣への事件の送致)

第二十二條 収用委員会が第十九条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、防衛施設局長から行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第七条の規定による異議申立てがあつたときは、収用委員会は、同法第五十条第二項の規定にかかわらず、第十四条の規定により適用される土地収用法第三十九条第一項の規定による申請に係る事件を内閣総理大臣に送らなければならない。

2 (略)

3 収用委員会は、第一項の規定により事件を内閣総理大臣に送るときは、内閣府令で定める書類を内閣総理大臣に送付しなければならない。

4 収用委員会は、第一項の規定により事件を内閣総理大臣に送つたときは、防衛施設局長、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、内閣府令で定めるところにより公告しなければならない。

(裁決の代行)

第二十三條 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により事件が送られたときは、収用委員会に代わつて、自ら当該事件に係る裁決を行うものとする。

2 防衛施設局長は、前条第一項の規定にかかわらず事件が送ら

れない場合において、異議申立ての日から一月を経過し、かつ、収用委員会が当該事件について裁決をしないときは、防衛大臣に対して、収用委員会に代わつて自ら当該事件に係る裁決を行うことを請求することができる。

3 防衛大臣は、前項の請求があつたときは、当該事件が送られたものとみなし、第一項の裁決を行うことができる。

4 防衛大臣は、第一項又は前項に規定する裁決を行う場合において、当該裁決を行うため必要な手続又は処分であつて収用委員会が審理を開始する前に行うこととされているものについても、収用委員会に代わつて、自ら行うことができる。

5 防衛大臣は、第二項の請求を受けたときは、収用委員会、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、政令で定めるところにより官報で公告しなければならない。

6 収用委員会は、前項の通知を受けたときは、防衛省令で定めるところにより、関係書類を防衛大臣に送付しなければならない。

7 第一項又は第三項の規定により防衛大臣が裁決を行う場合において、防衛施設中央審議会の議を経なければならない。

(却下の裁決の取消しの特例)

第二十四条 防衛大臣は、第十九条第一項の規定による申立てがあつた事件に係る収用委員会の却下の裁決を審査請求に対する裁決により取り消す場合において、必要と認めるときは、併せて、収用委員会に対し使用若しくは収用の裁決をすべきことを指示し、又は自ら使用若しくは収用の裁決(緊急裁決を含む。)を行うことができる。ただし、防衛大臣は、使用又は収用の

れない場合において、異議申立ての日から一月を経過し、かつ、収用委員会が当該事件について裁決をしないときは、内閣総理大臣に対して、収用委員会に代わつて自ら当該事件に係る裁決を行うことを請求することができる。

3 内閣総理大臣は、前項の請求があつたときは、当該事件が送られたものとみなし、第一項の裁決を行うことができる。

4 内閣総理大臣は、第一項又は前項に規定する裁決を行う場合において、当該裁決を行うため必要な手続又は処分であつて収用委員会が審理を開始する前に行うこととされているものについても、収用委員会に代わつて、自ら行うことができる。

5 内閣総理大臣は、第二項の請求を受けたときは、収用委員会、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、政令で定めるところにより官報で公告しなければならない。

6 収用委員会は、前項の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、関係書類を内閣総理大臣に送付しなければならない。

7 第一項又は第三項の規定により内閣総理大臣が裁決を行う場合において、防衛施設中央審議会の議を経なければならない。

(却下の裁決の取消しの特例)

第二十四条 内閣総理大臣は、第十九条第一項の規定による申立てがあつた事件に係る収用委員会の却下の裁決を審査請求に対する裁決により取り消す場合において、必要と認めるときは、併せて、収用委員会に対し使用若しくは収用の裁決をすべきことを指示し、又は自ら使用若しくは収用の裁決(緊急裁決を含む。)を行うことができる。ただし、内閣総理大臣は、使用又

裁決の指示を行つたにもかかわらず収用委員会が却下の裁決をした場合でなければ、自ら使用又は収用の裁決（緊急裁決を含む。）を行つてはならない。

2 前条第五項から第七項までの規定は、前項の規定により防衛大臣が自ら使用又は収用の裁決（緊急裁決を含む。）を行う場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項の請求を受けたときは」とあるのは、「次条第一項の規定により自ら使用又は収用の裁決（緊急裁決を含む。）を行おうとするときは、あらかじめ」と読み替えるものとする。

（代行裁決等の審理手続等）

第二十五条 防衛大臣は、第二十三条第一項若しくは第三項又は前条第一項の規定により行う裁決（以下「代行裁決等」という。）の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員（以下「指名職員」という。）に行わせることができる。

2 土地収用法第六十二条から第六十五条の二までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第四百一条第一号及び第四百四十四条から第四百四十六条までの規定は、代行裁決等の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条の二まで及び第四百一条第一号中「収用委員会」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十三条から第六十五条までの規定中「起業者、土地所有者」とあるのは「防衛施設局長、特定土地等の所有者」と、同法第六十三条第三項中「事業の認定」とあるのは「土地等の使用又は収用の認定」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「防衛大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全

は収用の裁決の指示を行つたにもかかわらず収用委員会が却下の裁決をした場合でなければ、自ら使用又は収用の裁決（緊急裁決を含む。）を行つてはならない。

2 前条第五項から第七項までの規定は、前項の規定により内閣総理大臣が自ら使用又は収用の裁決（緊急裁決を含む。）を行う場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項の請求を受けたときは」とあるのは、「次条第一項の規定により自ら使用又は収用の裁決（緊急裁決を含む。）を行おうとするときは、あらかじめ」と読み替えるものとする。

（代行裁決等の審理手続等）

第二十五条 内閣総理大臣は、第二十三条第一項若しくは第三項又は前条第一項の規定により行う裁決（以下「代行裁決等」という。）の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員（以下「指名職員」という。）に行わせることができる。

2 土地収用法第六十二条から第六十五条の二までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第四百一条第一号及び第四百四十四条から第四百四十六条までの規定は、代行裁決等の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条の二まで及び第四百一条第一号中「収用委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第六十三条から第六十五条までの規定中「起業者、土地所有者」とあるのは「防衛施設局長、特定土地等の所有者」と、同法第六十三条第三項中「事業の認定」とあるのは「土地等の使用又は収用の認定」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「内閣総理大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力

保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項」と、同法第六十五条の第二項、第二項及び第七項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(公共用地の取得に関する特別措置法の準用)

第二十六条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五百十号)第二十二条から第二十四条までの規定は第十九条第一項の申立てがあつた場合について、同法第二十五条から第二十九条までの規定は緊急裁決をする場合について、同法第三十一条から第三十八条までの規定は補償裁決をする場合について、同法第三十八条の五の規定は代行裁決等について、同法第四十六条の規定は現物給付について、同法第四十七条の規定は生活再建等のための措置について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十二条中「第二十条」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「駐留軍用地特措法」という。)第十九条」と、同法第二十三条第一項中「第二十条」とあるのは「駐留軍用地特措法第十九条」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同条第二項中「前項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する前項」と、同法第二十四条中「前二条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する前二条」と、「第二十条」とあるのは「駐留軍用地特措法第十九

及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項」と、同法第六十五条の第二項、第二項及び第七項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

(公共用地の取得に関する特別措置法の準用)

第二十六条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和三十六年法律第五百十号)第二十二条から第二十四条までの規定は第十九条第一項の申立てがあつた場合について、同法第二十五条から第二十九条までの規定は緊急裁決をする場合について、同法第三十一条から第三十八条までの規定は補償裁決をする場合について、同法第三十八条の五の規定は代行裁決等について、同法第四十六条の規定は現物給付について、同法第四十七条の規定は生活再建等のための措置について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十二条中「第二十条」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「駐留軍用地特措法」という。)第十九条」と、同法第二十三条第一項中「第二十条」とあるのは「駐留軍用地特措法第十九条」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同条第二項中「前項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する前項」と、同法第二十四条中「前二条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する前二条」と、「第二十条」とあるのは「駐留軍用地特措法第十九

条」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、同法第二十五条中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同法第二十六条第一項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同法第二項中「同条第五項及び第六項中」とあるのは「同条第五項及び第六項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「と、「同条第五項中」とあるのは「同条第五項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「と、「読み替えるものとする」とあるのは「、同条第七項中「国土交通省令」とあるのは「防衛省令」と読み替えるものとする」と、同法第二十七条中「第二十一条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十条」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十条の規定により適用される土地収用法」と、「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、同法第二十八条中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「公共用地の取得に関する特別措置法」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十六条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法」と、同法第二十九条第一項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「第二十三条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第二十三条」と、同法第二項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「第二十三条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第二

条」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、同法第二十五条中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同法第二十六条第一項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同法第二項中「同条第五項及び第六項中」とあるのは「同条第五項及び第六項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「と、「同条第五項中」とあるのは「同条第五項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「と、「読み替えるものとする」とあるのは「、同条第七項中「国土交通省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする」と、同法第二十七条中「第二十一条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十条」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十条の規定により適用される土地収用法」と、「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、同法第二十八条中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「公共用地の取得に関する特別措置法」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十六条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法」と、同法第二十九条第一項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「第二十三条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第二十三条」と、同法第二項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「第二十三条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第二十

三条」と、「国土交通省令」とあるのは「防衛省令」と、同条第三項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同法第三十一条中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第九条第一項の規定による請求又は駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「同法第三十二条中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「国土交通省令」とあるのは「防衛省令」と、同法第三十三条第一項中「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同条第三項中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同条第三項中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「第一項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第一項」と、同法第三十四条第一項中「第三十条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十一条」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同法第三十五条中「第三十三条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第三十三条

三条」と、「国土交通省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第三項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同法第三十一条中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第九条第一項の規定による請求又は駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「同法第三十二条中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「国土交通省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三十三条第一項中「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「第一項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第一項」と、同法第三十四条第一項中「第三十条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十一条」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同条第二項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同法第三十五条中「第三十三条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第三十三条

「と、同法第三十六条中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「第三十三条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第三十三条」と、同法第三十七条第一項中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「第三十三条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第三十三条」と、「第三十四条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第三十四条」と、同法第三十八条第一項中「特定公共事業の用に供する」とあるのは「特定土地等である」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「第二項中「特定公共事業の用に供する」とあるのは「特定土地等である」と、同法第三項中「前二項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する前二項」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、同法第三十八条の五第一項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、「第三十八条の三第一項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項」と、同法第二項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、「国土交通省令」とあるのは「防衛省令」と、同法第三項中「第三十八条の二」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十二條」と、「第一項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第一項」と、「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第四項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、「第一項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十

「と、同法第三十六条中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「第三十三条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第三十三条」と、同法第三十七条第一項中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、「第三十三条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第三十三条」と、「第三十四条」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第三十四条」と、同法第三十八条第一項中「特定公共事業の用に供する」とあるのは「特定土地等である」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、同法第二項中「特定公共事業の用に供する」とあるのは「特定土地等である」と、同法第三項中「前二項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する前二項」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第十四条の規定により適用される土地収用法」と、同法第三十八条の五第一項中「国土交通大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「第三十八条の三第一項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十三条第一項及び第二項並びに第二十四条第一項」と、同法第二項中「国土交通大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「国土交通省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三項中「第三十八条の二」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十二條」と、「第一項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第一項」と、「国土交通大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第四項中「国土交通大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「第一項」とあるのは「駐留軍

六条において準用する第一項」と、同法第四十六条中「特定公共事業に必要な土地等」とあるのは「特定土地等」と、「特定公共事業を施行する者」とあるのは「防衛施設局長」と、第四十七条第一項中「特定公共事業に必要な土地等」とあるのは「特定土地等」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第一項」と、同条第三項及び第四項中「特定公共事業を施行する者」とあるのは「防衛施設局長」と、同条第四項中「特定公共事業に必要な土地等」とあるのは「特定土地等」と読み替えるものとする。

(規定の読替え適用等)

第二十七条 防衛大臣が代行裁決等を行う場合における第二十条、前条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法第二十三条から第二十六条まで及び第二十九条の規定並びに第十四条の規定により適用される土地収用法第六章第一節、第九十五条、第九十六条及び第三百三十六条第三項の規定の適用については、これらの規定中「収用委員会」とあるのは、「防衛大臣」とする。

2 第二十三条第四項の規定により防衛大臣が代行裁決等を行うため必要な手続又は処分であつて収用委員会が審理を開始する前に行うこととされているものを自ら行う場合における手続又は処分においては、防衛大臣を収用委員会と、土地等の使用又は収用の認定を事業の認定とみなして、土地収用法第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の二、第四十六条、第四十七条の三第五項並びに第四十七条の四第一項の規定を適用する。この

用地特措法第二十六条において準用する第一項」と、同法第四十六条中「特定公共事業に必要な土地等」とあるのは「特定土地等」と、「特定公共事業を施行する者」とあるのは「防衛施設局長」と、第四十七条第一項中「特定公共事業に必要な土地等」とあるのは「特定土地等」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「駐留軍用地特措法第二十六条において準用する第一項」と、同条第三項及び第四項中「特定公共事業を施行する者」とあるのは「防衛施設局長」と、同条第四項中「特定公共事業に必要な土地等」とあるのは「特定土地等」と読み替えるものとする。

(規定の読替え適用等)

第二十七条 内閣総理大臣が代行裁決等を行う場合における第二十条、前条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法第二十三条から第二十六条まで及び第二十九条の規定並びに第十四条の規定により適用される土地収用法第六章第一節、第九十五条、第九十六条及び第三百三十六条第三項の規定の適用については、これらの規定中「収用委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。

2 第二十三条第四項の規定により内閣総理大臣が代行裁決等を行うため必要な手続又は処分であつて収用委員会が審理を開始する前に行うこととされているものを自ら行う場合における手続又は処分においては、内閣総理大臣を収用委員会と、土地等の使用又は収用の認定を事業の認定とみなして、土地収用法第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第四十五条の二、第四十六条、第四十七条の三第五項並びに第四十七条の四第一項の規定を適用す

場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 防衛大臣が代行裁決等を行う場合においては、防衛施設局長、特定土地等の所有者又は関係人がこの法律の規定により当該事件に関して収用委員会に対してした手続その他の行為は、防衛大臣に対してしたものとみなす。

4 前条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法第三十八条の五第一項の規定により送られた事件につき、収用委員会が第二十一条の規定により補償裁決を行う場合においては、防衛施設局長、特定土地等の所有者又は関係人がこの法律の規定により当該事件に関して防衛大臣に対してした手続その他の行為は、収用委員会に対してしたものとみなす。

(行政手続法の適用除外)

第二十八条 この法律の規定により収用委員会がする緊急裁決及び補償裁決に係る処分並びに防衛大臣がする代行裁決等に係る処分(第二十五条第二項において読み替えて準用する土地収用法第六十四条の規定により防衛大臣又は指名職員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服申立て及び訴訟)

第二十九条 土地収用法第三百三十条第二項、第三百三十一条第二項、第三百三十一条の二及び第三百三十二条第二項の規定は防衛大臣が行う代行裁決等に関する異議申立てについて、同法第三百三十三条及び第三百三十四条の規定は防衛大臣が行う代行裁決等に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第三百三十条第二項中「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは「行政不服審査法第四十五条」と、同法第三百三十一条第

る。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 内閣総理大臣が代行裁決等を行う場合においては、防衛施設局長、特定土地等の所有者又は関係人がこの法律の規定により当該事件に関して収用委員会に対してした手続その他の行為は、内閣総理大臣に対してしたものとみなす。

4 前条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法第三十八条の五第一項の規定により送られた事件につき、収用委員会が第二十一条の規定により補償裁決を行う場合においては、防衛施設局長、特定土地等の所有者又は関係人がこの法律の規定により当該事件に関して内閣総理大臣に対してした手続その他の行為は、収用委員会に対してしたものとみなす。

(行政手続法の適用除外)

第二十八条 この法律の規定により収用委員会がする緊急裁決及び補償裁決に係る処分並びに内閣総理大臣がする代行裁決等に係る処分(第二十五条第二項において読み替えて準用する土地収用法第六十四条の規定により内閣総理大臣又は指名職員がする処分を含む。)については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。

(不服申立て及び訴訟)

第二十九条 土地収用法第三百三十条第二項、第三百三十一条第二項、第三百三十一条の二及び第三百三十二条第二項の規定は内閣総理大臣が行う代行裁決等に関する異議申立てについて、同法第三百三十三条及び第三百三十四条の規定は内閣総理大臣が行う代行裁決等に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第三百三十条第二項中「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは「行政不服審査法第四十五条」と、同法第三百三

二項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第百三十三条第三項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同法第百三十四条中「事業の進行及び土地の収用又は使用」とあるのは「特定土地等の使用又は収用」と読み替えるものとする。

2 (略)

(防衛施設中央審議会)

第三十条 第十二条第二項及び第二十三条第七項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)並びに連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)第十七条の規定によりその権限に属させられた事項を審議させるため、防衛省に防衛施設中央審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第三十一条 (略)

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て防衛大臣が任命する。

3 3 7 (略)

十一條第二項中「国土交通大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第百三十三條第三項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同法第百三十四條中「事業の進行及び土地の収用又は使用」とあるのは「特定土地等の使用又は収用」と読み替えるものとする。

2 (略)

(防衛施設中央審議会)

第三十条 第十二条第二項及び第二十三条第七項(第二十四条第二項において準用する場合を含む。)並びに連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)第十七条の規定によりその権限に属させられた事項を審議させるため、防衛庁に防衛施設中央審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第三十一条 (略)

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て内閣総理大臣が任命する。

3 3 7 (略)

改 正 案	現 行
<p>（公共用施設の指定等） 第五十六条の四（略） 2～4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、第一項の指定をしようとするとき、又は前項の指定の取消しをしようとするときは、<u>防衛大臣</u>と協議しなければならぬ。</p> <p>6 <u>防衛大臣</u>は、第一項の指定があつたときは、当該施設を公共の用に供しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>7 <u>防衛大臣</u>は、第一項の指定に係る施設の使用の条件について、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>（職権の委任） 第三百三十七条（略） 2（略）</p> <p>3 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項で次に掲げるものは、政令で定めるところにより、<u>防衛大臣</u>に委任するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>4 <u>国土交通大臣</u>は、前項の規定による委任により<u>防衛大臣</u>が行なう業務の運営に関する事項を統制するものとする。</p>	<p>（公共用施設の指定等） 第五十六条の四（略） 2～4（略）</p> <p>5 国土交通大臣は、第一項の指定をしようとするとき、又は前項の指定の取消しをしようとするときは、<u>防衛庁長官</u>と協議しなければならぬ。</p> <p>6 <u>防衛庁長官</u>は、第一項の指定があつたときは、当該施設を公共の用に供しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。</p> <p>7 <u>防衛庁長官</u>は、第一項の指定に係る施設の使用の条件について、特定の使用者に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>（職権の委任） 第三百三十七条（略） 2（略）</p> <p>3 この法律の規定により国土交通大臣の権限に属する事項で次に掲げるものは、政令で定めるところにより、<u>防衛庁長官</u>に委任するものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>4 <u>国土交通大臣</u>は、前項の規定による委任により<u>防衛庁長官</u>が行なう業務の運営に関する事項を統制するものとする。</p>

○航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（許可の基準等） 第二条の五（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、武器を装備し、又は搭載する構造を有する航空機の製造又は修理の事業について第二条の二の許可をするときは、あらかじめ、<u>防衛大臣</u>の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（許可の基準等） 第二条の五（略）</p> <p>2 経済産業大臣は、武器を装備し、又は<u>とう</u>載する構造を有する航空機の製造又は修理の事業について第二条の二の許可をするときは、あらかじめ、<u>防衛庁長官</u>の意見をきかなければならない。</p>

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（漁船の操業の制限又は禁止）</p> <p>第一条 防衛大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍が水面を使用する場合において、必要があるときは、農林水産大臣の意見をきき、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>（損失補償の申請）</p> <p>第二条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。</p> <p>3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>（異議の申出）</p> <p>第四条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の</p>	<p>（漁船の操業の制限又は禁止）</p> <p>第一条 内閣総理大臣は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍が水面を使用する場合において、必要があるときは、農林水産大臣の意見をきき、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し、又は禁止することができる。</p> <p>（損失補償の申請）</p> <p>第二条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、内閣府令の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>（異議の申出）</p> <p>第四条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の</p>

通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、内閣府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

○防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（附則第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>防衛省の職員の給与等に関する法律</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、公務又は通勤（第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（俸給）</p> <p>第四条 防衛省の事務次官、防衛参事官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、自衛官、予備自衛官等、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。）及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五から</p>	<p>防衛庁の職員の給与等に関する法律</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、防衛庁の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、公務又は通勤（第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（俸給）</p> <p>第四条 防衛庁の事務次官、防衛参事官、書記官、部員、事務官、技官、教官その他の職員で、自衛官、予備自衛官等、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者をいう。以下「学生」という。）及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、政令で定める適用範囲の区分に従い、別表第一並びに一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）別表第一、別表第五から</p>

別表第八まで及び別表第十に定める額の俸給を支給する。

2・3 (略)

4 自衛官には、別表第二に定める額の俸給を支給する。ただし、三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額は、その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準に忠じて、防衛省令で定める額とする。

(職務の級)

第四条の二 (略)

2 事務官等の職務の級ごとの定数は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、防衛省令で定める。

3 (略)

(号俸の決定基準等)

第五条 (略)

2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、職員の上昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)」とあるのは「職員」と、同項から同条第七項まで及び第十項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第八項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員属する階級が一等

別表第八まで及び別表第十に定める額の俸給を支給する。

2・3 (略)

4 自衛官には、別表第二に定める額の俸給を支給する。ただし、三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額は、その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準に忠じて、内閣府令で定める額とする。

(職務の級)

第四条の二 (略)

2 事務官等の職務の級ごとの定数は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、内閣府令で定める。

3 (略)

(号俸の決定基準等)

第五条 (略)

2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、職員の上昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)」とあるのは「職員」と、同項から同条第七項まで及び第十項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第八項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員属する階級が一等

陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。」と読み替えるものとする。

355 (略)

第六条の二 (略)

2 防衛大臣は、特定任期付職員について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七條第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四條第二項及び前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職給与法別表第十の八号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十の八号俸の額に相当する額とすることができる。

第七条 (略)

2 防衛大臣は、第一号任期付研究員について、特別の事情により一般職任期付研究員法第六條第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四條第三項及び前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職給与法別表第十の八号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十の八号俸の額に相当する額とすることができる。

第九条 自衛隊法第四十四條の五第一項に規定する短時間勤務の

陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。」と読み替えるものとする。

355 (略)

第六条の二 (略)

2 防衛庁長官（以下「長官」という。）は、特定任期付職員について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七條第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四條第二項及び前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、かつ、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職給与法別表第十の八号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十の八号俸の額に相当する額とすることができる。

第七条 (略)

2 長官は、第一号任期付研究員について、特別の事情により一般職任期付研究員法第六條第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四條第三項及び前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の承認を得て、かつ、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる六号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる五号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職給与法別表第十の八号俸の額未満の額に限る。）又は一般職給与法別表第十の八号俸の額に相当する額とすることができる。

第九条 自衛隊法第四十四條の五第一項に規定する短時間勤務の

官職を占める職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条及び前条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

（扶養手当）

第十二条（略）

2 出動を命ぜられている職員、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる職員その他政令で定める特別の事由がある職員の扶養親族に関する届出について必要な事項は、防衛省令で定める。

（初任給調整手当等）

第十四条（略）

2 一般職給与法第十条の三、第十一条の三から第十一条の七まで、第十一条の九から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項並びに第十一条の七第一項及び第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「

官職を占める職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六条及び前条第一項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として内閣府令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

（扶養手当）

第十二条（略）

2 出動を命ぜられている職員、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる職員その他政令で定める特別の事由がある職員の扶養親族に関する届出について必要な事項は、内閣府令で定める。

（初任給調整手当等）

第十四条（略）

2 一般職給与法第十条の三、第十一条の三から第十一条の七まで、第十一条の九から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛庁の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項並びに第十一条の七第一項及び第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「

指定職俸給表又は一般職の任期付職員^の採用及び給与の特例に
関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸
給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令
で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官[」]
と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四
条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める
」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指
定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「第十条の二
第一項」とあるのは「防衛省の職員^の給与等に関する法律第十
一条の三第一項」と、「以下「特定管理職員」とあるのは「
自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第
一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定め
て採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、「指定
職俸給表」とあるのは「防衛省の職員^の給与等に関する法律第
六条の規定」と、同条第二項中「指定職俸給表」とあるのは「
防衛省の職員^の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替え
るものとする。

（営外手当）

第十八条 陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官（以下「陸曹
等」という。）が自衛隊法第五十五条の規定により防衛大臣の
指定する集团的居住場所以外の場所に居住する場合には、営外
手当を支給する。

2・3（略）

（休職者の給与）

第二十三条（略）

2・5（略）

指定職俸給表又は一般職の任期付職員^の採用及び給与の特例に
関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸
給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で内閣府令
で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官[」]
と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四
条第一項中「人事院の定める」とあるのは「内閣府令で定める
」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛庁長官が
指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「第十条の
二第一項」とあるのは「防衛庁の職員^の給与等に関する法律第
十一条の三第一項」と、「以下「特定管理職員」とあるのは
「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二
第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定
めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、「指
定職俸給表」とあるのは「防衛庁の職員^の給与等に関する法律
第六条の規定」と、同条第二項中「指定職俸給表」とあるのは
「防衛庁の職員^の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替
えるものとする。

（営外手当）

第十八条 陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官（以下「陸曹
等」という。）が自衛隊法第五十五条の規定により長官の指定
する集团的居住場所以外の場所に居住する場合には、営外手当
を支給する。

2・3（略）

（休職者の給与）

第二十三条（略）

2・5（略）

6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十八条の二第一項又は第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当又は期末特別手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する職員に期末手当又は期末特別手当を支給すべき日に、第二項、第三項又は前項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、防衛省令で定める職員については、この限りでない。

7・8 (略)

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 国家公務員災害補償法の規定(第一条、第二条、第三条並びに第四条第二項及び第三項第六号の規定を除く。)は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業について準用する。この場合において、同法の規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第一条の二第一項第二号中「国家公務員法第百三条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その他これらに相当する地位に就いている場合」と、同法第四条の二第一項、第四条の三、第四条の四、第十四条の二第一項及び第十七条の四第二項中「人事院が」とあるのは「防衛省令で」と、同法第八条中

6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十八条の二第一項又は第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当又は期末特別手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する職員に期末手当又は期末特別手当を支給すべき日に、第二項、第三項又は前項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、内閣府令で定める職員については、この限りでない。

7・8 (略)

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 国家公務員災害補償法の規定(第一条、第二条、第三条並びに第四条第二項及び第三項第六号の規定を除く。)は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業について準用する。この場合において、同法の規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第一条の二第一項第二号中「国家公務員法第百三条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その他これらに相当する地位に就いている場合」と、同法第四条の二第一項、第四条の三、第四条の四、第十四条の二第一項及び第十七条の四第二項中「人事院が」とあるのは「内閣府令で」と、同法第八条中

「実施機関」とあるのは「防衛大臣の指定する防衛省の機関（以下「実施機関」という。）」と、同法第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の二中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十七条第一項中「その職員」とあるのは「その命じた職員」と、同条第二項中「人事院又は実施機関の職員」とあるのは「防衛大臣又は実施機関の命じた職員」と、同法第三十三条中「人事院」とあるのは「防衛省」と読み替えるものとする。

2 (略)

(給付金の支給時期及び額)

第二十七条の三 給付金は、二回に分割し、防衛省令で定める月であつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者の退職した日の属する月後最初に到来するものに第一回目の給付金を、その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に第二回目の給付金をそれぞれ支給する。

2・3 (略)

(給付金の支給時期の特例等)

第二十七条の五 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者が、その者に係る給付金について、防衛省令で定めるところにより、一時に支給を受けることを希望する旨を申し出たときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定するその者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める月に、次項に規定する額の給付金を支給する。

2・3 (略)

「実施機関」とあるのは「防衛庁長官の指定する防衛庁の機関（以下「実施機関」という。）」と、同法第二十二条、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条第一項及び第二十七条の二中「人事院」とあるのは「防衛庁長官」と、同法第二十七条第一項中「その職員」とあるのは「その命じた職員」と、同条第二項中「人事院又は実施機関の職員」とあるのは「防衛庁長官又は実施機関の命じた職員」と、同法第三十三条中「人事院」とあるのは「防衛庁」と読み替えるものとする。

2 (略)

(給付金の支給時期及び額)

第二十七条の三 給付金は、二回に分割し、内閣府令で定める月であつて前条の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者の退職した日の属する月後最初に到来するものに第一回目の給付金を、その者の退職した日の属する年の翌々年の内閣府令で定める月に第二回目の給付金をそれぞれ支給する。

2・3 (略)

(給付金の支給時期の特例等)

第二十七条の五 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者が、その者に係る給付金について、内閣府令で定めるところにより、一時に支給を受けることを希望する旨を申し出たときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、同項に規定するその者の退職した日の属する年の翌々年の内閣府令で定める月に、次項に規定する額の給付金を支給する。

2・3 (略)

(所得の届出等)

第二十七条の六 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、その者の退職した日の属する年の翌々年の防衛省令で定める日までに、防衛大臣又はその委任を受けた者に対し、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出、かつ、防衛省令で定める書類を提出しなければならぬ。

2 前項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者であつて第一回目の給付金の支給を受けたものが、正当な理由がなくて、同項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、防衛大臣は、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を返納させることができ、かつ、第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 第一項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者(前項に規定する者を除く。)が、正当な理由がなくて、第一項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、防衛大臣は、前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

4 防衛大臣は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する機会を与えなければならぬ。

(給付金の追給)

第二十七条の七 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数

(所得の届出等)

第二十七条の六 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者は、その者の退職した日の属する年の翌々年の内閣府令で定める日までに、長官又はその委任を受けた者に対し、その者の退職の翌年における所得に関する事項を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならぬ。

2 前項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者であつて第一回目の給付金の支給を受けたものが、正当な理由がなくて、同項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、長官は、当該支給を受けた給付金の額に相当する金額の全部又は一部を返納させることができ、かつ、第二回目の給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

3 第一項の規定により届出又は書類の提出をなすべき者(前項に規定する者を除く。)が、正当な理由がなくて、第一項の規定による届出又は書類の提出をしないときは、長官は、前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金の全部又は一部を支給しないことができる。

4 長官は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、その相手方に、その処分の理由を通知し、弁明する機会を与えなければならぬ。

(給付金の追給)

第二十七条の七 退職の翌年における所得金額がその者に係る支給調整下限額を超え、かつ、退職の翌年からその者が自衛官以外の職員の定年に達する日の翌日の属する年の前年までの年数

(以下「平均所得算定基礎年数」という。)が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額(退職後の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額)をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額(以下「平均所得金額」という。)がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの(平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。)が、防衛省令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。

2.3 (略)

(若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱い)

第二十七条の九 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者(次項に規定する者を除く。)
(が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。)

一 (略)

二 第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額(その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第

(以下「平均所得算定基礎年数」という。)が二年以上ある若年定年退職者であつて、その期間の各年における第二十七条の四第四項本文に規定する所得金額の合計額(退職後の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者については、その額を基礎として政令で定めるところにより計算した額)をその者に係る平均所得算定基礎年数で除して得た額(以下「平均所得金額」という。)がその者の退職の翌年における所得金額を下回ることとなつたもの(平均所得金額がその者に係る給与年額相当額以上である者を除く。)が、内閣府令で定めるところにより請求したときは、第二十七条の三第一項の規定にかかわらず、その者に次項又は第三項に規定する額の給付金を追給する。

2.3 (略)

(若年定年退職者等が死亡した場合の給付金の取扱い)

第二十七条の九 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者(次項に規定する者を除く。)
(が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。)

一 (略)

二 第一回目の給付金の支給を受けた後第二回目の給付金の支給を受ける前に死亡した場合 第二十七条の三第二項又は第三項に規定する額(その者の平均所得金額がその者に係る支給調整下限額を超える場合には、その平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして第二十七条の四第

一項の規定を適用した場合における同項に規定する額)の第二回目の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

2 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 (略)

二 第二十七条の五第一項の規定による給付金の支給を受ける前に、退職の翌年以後において死亡した場合 その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する額の給付金を防衛省令で定める月に支給する。

3 (略)

10 第二十七条の六の規定は、第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者(退職した日の属する年に死亡した若年定年退職者に係る給付金の支給を受けることができる者を除く。)について準用する。この場合において、同条第一項中「その者の退職した日の属する年の翌々の防衛省令で定める日」とあるのは「防衛省令で定める日」と、「その者の退職の翌年」とあるのは「若年定年退職者の退職の翌年以降の各年」と、同条第二項中「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の相続人であるもの」と、「第二回目の給付金及び次

一項の規定を適用した場合における同項に規定する額)の第二回目の給付金を内閣府令で定める月に支給する。

2 第二十七条の二の規定により給付金の支給を受けることができる若年定年退職者で第二十七条の五第一項の規定による申出をしたものが次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該各号に定める給付金をその者の遺族に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

一 (略)

二 第二十七条の五第一項の規定による給付金の支給を受ける前に、退職の翌年以後において死亡した場合 その者の平均所得金額をその者の退職の翌年における所得金額とみなして同条第二項及び第二十七条の四第三項の規定を適用した場合における第二十七条の五第二項に規定する額の給付金を内閣府令で定める月に支給する。

3 (略)

10 第二十七条の六の規定は、第一項又は第二項の規定により給付金の支給を受けることができる者(退職した日の属する年に死亡した若年定年退職者に係る給付金の支給を受けることができる者を除く。)について準用する。この場合において、同条第一項中「その者の退職した日の属する年の翌々の内閣府令で定める日」とあるのは「内閣府令で定める日」と、「その者の退職の翌年」とあるのは「若年定年退職者の退職の翌年以降の各年」と、同条第二項中「支給を受けたもの」とあるのは「支給を受けたもの又は第一回目の給付金の支給を受けた若年定年退職者の相続人であるもの」と、「第二回目の給付金及び次

条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十七条の九第十項において準用する前項」と、「前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金又は同条第二項の規定による給付金」と読み替えるものとする。

第二十八条の二 (略)

2 自衛官に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、同法第九条中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」と、同法第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般の退職手当、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の規定による退職手当及び」とする。

3・4 (略)

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年

条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十七条の九第十項において準用する前項」と、「前条第一項の規定による給付金及び次条第一項の規定による給付金」とあるのは「第二回目の給付金又は同条第二項の規定による給付金」と読み替えるものとする。

第二十八条の二 (略)

2 自衛官に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、同法第九条中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」と、同法第十条第一項第一号中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般の退職手当、防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条の規定による退職手当及び」とする。

3・4 (略)

5 国家公務員退職手当法第七条第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同条第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員法第百八条の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年

法律第二百五十七号) 第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

(審議会等への諮問)

第三十条 防衛大臣は、第三条第一項、第十二条第二項若しくは第二十七条の二の規定による政令若しくは第十二条第二項の規定による防衛省令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二十七条の六第四項(第二十七条の九第十項において準用する場合を含む。)の規定に定める処分の理由の通知若しくは弁明の機会に関する手続を定め、若しくは変更しようとするときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

附則

1・2 (略)

3 職員に係る公務上の災害に対する補償に相当する給与又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお従前の例による。ただし、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第百六十七号)に基づいて国が支給する職員に係る給与のうち公務上の災害に対する補償に相当するものの支給について異議のある者は、防衛大臣に対して、審査を請求することができる。国家公務員災害補償法第二十四条、第二十六条及び第二十七条の規定は、この場合について準用する。

法律第二百五十七号) 第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数)を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

(審議会等への諮問)

第三十条 長官は、第三条第一項、第十二条第二項若しくは第二十七条の二の規定による政令若しくは第十二条第二項の規定による内閣府令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、又は第二十七条の六第四項(第二十七条の九第十項において準用する場合を含む。)の規定に定める処分の理由の通知若しくは弁明の機会に関する手続を定め、若しくは変更しようとするときは、審議会等(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第五十四条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

附則

1・2 (略)

3 職員に係る公務上の災害に対する補償に相当する給与又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお、従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第百六十七号)に基づいて国が支給する職員に係る給与のうち公務上の災害に対する補償に相当するものの支給について異議のある者は、長官に対して、審査を請求することができる。国家公務員災害補償法第二十四条から第二十七条までの規定は、この場合について準用する。

4
·
5

(略)

4
·
5

(略)

○日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）（附則第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（損失補償の申請）</p> <p>第二条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、<u>防衛省令</u>の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を<u>防衛大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを<u>防衛大臣</u>に送付しなければならない。</p> <p>3 <u>防衛大臣</u>は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>（異議の申出）</p> <p>第三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、<u>防衛省令</u>で定める手続に従い、<u>防衛大臣</u>に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>防衛大臣</u>は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及</p>	<p>（損失補償の申請）</p> <p>第二条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、<u>内閣府令</u>の定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ。）を経由して、損失補償申請書を<u>内閣総理大臣</u>に提出しなければならない。</p> <p>2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを<u>内閣総理大臣</u>に送付しなければならない。</p> <p>3 <u>内閣総理大臣</u>は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を経由して当該申請者に通知しなければならない。</p> <p>（異議の申出）</p> <p>第三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、<u>内閣府令</u>で定める手続に従い、<u>内閣総理大臣</u>に対して異議を申し出ることができる。</p> <p>2 <u>内閣総理大臣</u>は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有</p>

び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

無及びび損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

○国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 附 則 (略)</p> <p>2 国立国会図書館支部防衛省図書館の長その他の職員の任免については、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第七條第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるのは、「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）」と読み替えるものとする。</p>	<p>1 附 則 (略)</p> <p>2 国立国会図書館支部防衛庁図書館の長その他の職員の任免については、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第七條第一号ただし書及び第十九条中「国家公務員法」とあるのは、「自衛隊法」と読み替えるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（設立及び業務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。</p> <p>一 法務省 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び政令で定める機関に属する職員</p> <p>二 厚生労働省 イ・ロ（略）</p> <p>三 農林水産省 林野庁に属する職員</p> <p>3 5（略）</p> <p>（管理）</p> <p>第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（環境大臣を除く。）、最高裁判所長官及び会計検査院長（<u>第三条第二項第二号ロ又は第三号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。</u>）又は公社の総裁は、それぞれその各省各庁の所属の職員及び当</p>	<p>（設立及び業務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる各省各庁については、それぞれ当該各号に掲げる職員をもつて組織する組合を設ける。</p> <p>一 内閣 防衛庁及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に属する職員</p> <p>二 法務省 矯正管区、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院及び政令で定める機関に属する職員</p> <p>三 厚生労働省 イ・ロ（略）</p> <p>四 農林水産省 林野庁に属する職員</p> <p>3 5（略）</p> <p>（管理）</p> <p>第八条 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣（<u>環境大臣を除く。</u>）、最高裁判所長官及び会計検査院長（<u>第三条第二項第一号、第三号ロ又は第四号に掲げる職員をもつて組織する組合にあつては、第十二条及び第百二条を除き、それぞれ防衛庁長官、社会保険庁長官又は林野庁長官とし、以下「各省各庁の長」という。</u>）又は公社の総裁は、それぞれその各省各</p>

該各省各庁の所管する独立行政法人の職員又は公社の所属の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。

2 (略)

附則

(自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例)

第十二条の九 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条の二に規定する若年定年退職者(同条ただし書の規定に該当する者を除く。以下この条において「若年定年退職自衛官」という。)のうち附則別表第三の上欄に掲げる者(政令で定める者を除く。)に対する附則第十二条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2・3 (略)

庁の所属の職員及び当該各省各庁の所管する独立行政法人の職員又は公社の所属の職員をもつて組織する組合を代表し、その業務を執行する。

2 (略)

附則

(自衛官の退職共済年金の支給開始年齢等の特例)

第十二条の九 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条の二に規定する若年定年退職者(同条ただし書の規定に該当する者を除く。以下この条において「若年定年退職自衛官」という。)のうち附則別表第三の上欄に掲げる者(政令で定める者を除く。)に対する附則第十二条の三の規定の適用については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第一号中「六十歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

2・3 (略)

○駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第一百五十八号）（附則第三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職業訓練等についての特別措置） 第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 防衛施設庁長官は、<u>防衛省設置法</u>（昭和二十九年法律第百六十四号）<u>第四条第二十五号</u>に掲げる事務として、<u>第二条第一号</u>に掲げる者に該当する労働者である者が離職した場合に速やかに他の職業に就くことができるようにするため、講習会の開催等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずることができ</p>	<p>（職業訓練等についての特別措置） 第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 防衛施設庁長官は、<u>防衛庁設置法</u>（昭和二十九年法律第百六十四号）<u>第五条第二十五号</u>に掲げる事務として、<u>第二条第一号</u>に掲げる者に該当する労働者である者が離職した場合に速やかに他の職業に就くことができるようにするため、講習会の開催等職業に必要な知識技能を授けるための特別の措置を講ずることができ</p>

改 正 案	現 行
<p>（整備不良車両の運転の禁止）</p> <p>第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第二項の規定による防衛大臣の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。</p>	<p>（整備不良車両の運転の禁止）</p> <p>第六十二条 車両等の使用者その他車両等の装置の整備について責任を有する者又は運転者は、その装置が道路運送車両法第三章若しくはこれに基づく命令の規定（道路運送車両法の規定が適用されない自衛隊の使用する自動車については、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十四条第二項の規定による防衛庁長官の定め。以下同じ。）又は軌道法第十四条若しくはこれに基づく命令の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）を運転させ、又は運転してはならない。</p>

改 正 案	現 行
<p>（災害派遣の要請の要求等） 第六十八条の二（略）</p> <p>2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（災害派遣の要請の要求等） 第六十八条の二（略）</p> <p>2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛庁長官又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛庁長官又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第八条に規定する部隊等を派遣することができる。</p> <p>3（略）</p>

○大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（附則第三十四条第三号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（本部長の権限） 第十三条（略）</p> <p>2 本部長は、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。</p>	<p>（本部長の権限） 第十三条（略）</p> <p>2 本部長は、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。</p>

○対人地雷の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律（平成十年法律第百十六号）（附則第三十四条第四号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自衛隊についての特例） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者が自衛隊の施設に立ち入り、検査又は質問を行う場合には、第十六条第一項中「経済産業大臣」とあるのは、「防衛大臣」とする。</p>	<p>（自衛隊についての特例） 第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国際連合事務総長が条約の定めるところにより指定する者が自衛隊の施設に立ち入り、検査又は質問を行う場合には、第十六条第一項中「経済産業大臣」とあるのは、「防衛庁長官」とする。</p>

○原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）（附則第三十四条第五号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（原子力災害対策本部長の権限） 第二十条（略） 2・3（略） 4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求めると認めるときは、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。</p>	<p>（原子力災害対策本部長の権限） 第二十条（略） 2・3（略） 4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求めると認めるときは、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。</p>
5（略）	5（略）

○周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百十五号）

（附則第三十四条第六号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（船舶検査活動の実施の態様等）</p> <p>第五条 防衛大臣は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。</p> <p>2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。</p> <p>3 3 6 （略）</p>	<p>（船舶検査活動の実施の態様等）</p> <p>第五条 防衛庁長官は、基本計画に従い、船舶検査活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。</p> <p>2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。</p> <p>3 3 6 （略）</p>

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（附則第三十四条第七号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自衛隊の部隊等の派遣の要請）</p> <p>第十五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置（治安の維持に係るものを除く。次項及び第二十条において同じ。）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）<u>第八条の部隊等</u>（以下「自衛隊の部隊等」という。）の派遣を要請することができる。</p> <p>2 対策本部長は、前項の規定による要請が行われない場合において、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、<u>防衛大臣</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等）</p> <p>第二十条 （略）</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を<u>防衛大臣</u>に連絡することができる。この場合において、<u>防衛大臣</u>は、速やかに、その内容に対策本部長に報告しなければならない。</p> <p>（都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織）</p> <p>第二十八条 （略）</p>	<p>（自衛隊の部隊等の派遣の要請）</p> <p>第十五条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置（治安の維持に係るものを除く。次項及び第二十条において同じ。）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）<u>第八条の部隊等</u>（以下「自衛隊の部隊等」という。）の派遣を要請することができる。</p> <p>2 対策本部長は、前項の規定による要請が行われない場合において、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため緊急の必要があると認めるときは、<u>防衛庁長官</u>に対し、自衛隊の部隊等の派遣を求めることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等）</p> <p>第二十条 （略）</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による求めができないときは、その旨及び当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を<u>防衛庁長官</u>に連絡することができる。この場合において、<u>防衛庁長官</u>は、速やかに、その内容に対策本部長に報告しなければならない。</p> <p>（都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織）</p> <p>第二十八条 （略）</p>

<p>2 2 6 (略)</p> <p>7 防衛大臣は、都道府県対策本部長の求めがあつた場合において、国民の保護のための措置の実施に關し連絡調整を行う必要があると認めるときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>(都道府県協議会の組織)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者</p> <p>三 八 (略)</p> <p>5 八 (略)</p> <p>(市町村協議会の組織)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自衛隊に所属する者(任命に当たつて防衛大臣の同意を得た者に限る。)</p> <p>三 八 (略)</p> <p>5 八 (略)</p>	<p>2 2 6 (略)</p> <p>7 防衛庁長官は、都道府県対策本部長の求めがあつた場合において、国民の保護のための措置の実施に關し連絡調整を行う必要があると認めるときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>(都道府県協議会の組織)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 防衛庁長官が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者</p> <p>三 八 (略)</p> <p>5 八 (略)</p> <p>(市町村協議会の組織)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自衛隊に所属する者(任命に当たつて防衛庁長官の同意を得た者に限る。)</p> <p>三 八 (略)</p> <p>5 八 (略)</p>
<p>2 2 6 (略)</p> <p>7 防衛大臣は、都道府県対策本部長の求めがあつた場合において、国民の保護のための措置の実施に關し連絡調整を行う必要があると認めるときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>(都道府県協議会の組織)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 防衛大臣が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者</p> <p>三 八 (略)</p> <p>5 八 (略)</p> <p>(市町村協議会の組織)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自衛隊に所属する者(任命に当たつて防衛大臣の同意を得た者に限る。)</p> <p>三 八 (略)</p> <p>5 八 (略)</p>	<p>2 2 6 (略)</p> <p>7 防衛庁長官は、都道府県対策本部長の求めがあつた場合において、国民の保護のための措置の実施に關し連絡調整を行う必要があると認めるときは、その指定する職員を都道府県対策本部の会議に出席させるものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>(都道府県協議会の組織)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 防衛庁長官が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者</p> <p>三 八 (略)</p> <p>5 八 (略)</p> <p>(市町村協議会の組織)</p> <p>第四十条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 自衛隊に所属する者(任命に当たつて防衛庁長官の同意を得た者に限る。)</p> <p>三 八 (略)</p> <p>5 八 (略)</p>

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（平成十六年法律第百十四号）（附則第三十四条第八号関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

<p>（準用） 第十一条 第七条から第九条までの規定は、特定の飛行場施設の利用の確保について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
			<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
			<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
			<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

○特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭和三十六年法律第九十九号）（附則第三十五条第一号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（請求のあつせんの申請） 第二条 被害者は、<u>防衛省令</u>で定めるところにより、その被つた特殊海事損害についてアメリカ合衆国に対して行う賠償の請求のあつせんを防衛施設庁長官に申請することができる。</p>	<p>（請求のあつせんの申請） 第二条 被害者は、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、その被つた特殊海事損害についてアメリカ合衆国に対して行う賠償の請求のあつせんを防衛施設庁長官に申請することができる。</p>

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）（附則第三十五条第二号関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（防衛省令への委任） 第二十六条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、防衛省令で定める。</p>	<p>（内閣府令への委任） 第二十六条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。</p>

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第三十条の七関係）			
提供を受ける国の機関又は法人 (略)	(略)	提供を受ける国の機関又は法人 (略)	(略)
百二十一 人事院若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号） （第二条第一項に規定する実施機関又は防衛省）	国家公務員災害補償法（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	百二十一 人事院若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号） （第二条第一項に規定する実施機関又は防衛庁）	国家公務員災害補償法（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

○防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）（附則第三十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特定防衛施設周辺整備調整交付金）</p> <p>第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（関係行政機関の協力等）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 防衛大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。</p> <p>（損失補償の申請）</p> <p>第十四条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ</p>	<p>（特定防衛施設周辺整備調整交付金）</p> <p>第九条 内閣総理大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（関係行政機関の協力等）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。</p> <p>（損失補償の申請）</p> <p>第十四条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において同じ</p>

。を經由して、損失補償申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を經由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

。を經由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを市町村長を經由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、内閣府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

○沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）
（附則第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地図等の閲覧）</p> <p>第七条 実施機関の長は、第五条第一項の地図を作成したときは、直ちに、内閣府令・防衛省令で定めるところにより、当該地図並びにこれに関する写真及び書面を一般の閲覧に供するとともに、その旨を公告しなければならない。</p> <p>（関係所有者の代表者の選出）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 前項の規定により代表者として定められた者は、内閣府令・防衛省令で定めるところにより、その住所及び氏名その他内閣府令・防衛省令で定める事項を実施機関の長に届け出なければならない。</p> <p>（地図等の交付）</p> <p>第九条 実施機関の長は、前条第二項の届出があつたときは、内閣府令・防衛省令で定めるところにより、同条第一項の代表者に対して第五条第一項の地図並びにこれに関する写真及び書面を交付するとともに、その交付した旨その他政令で定める事項を公告しなければならない。</p> <p>（関係所有者による位置境界の確認の協議等）</p> <p>第十条 実施機関の長は、第五条第一項の地図並びにこれに関する写真及び書面を第八条第一項の代表者に交付したときは、関</p>	<p>（地図等の閲覧）</p> <p>第七条 実施機関の長は、第五条第一項の地図を作成したときは、直ちに、内閣府令で定めるところにより、当該地図並びにこれに関する写真及び書面を一般の閲覧に供するとともに、その旨を公告しなければならない。</p> <p>（関係所有者の代表者の選出）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2 前項の規定により代表者として定められた者は、内閣府令で定めるところにより、その住所及び氏名その他内閣府令で定める事項を実施機関の長に届け出なければならない。</p> <p>（地図等の交付）</p> <p>第九条 実施機関の長は、前条第二項の届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、同条第一項の代表者に対して第五条第一項の地図並びにこれに関する写真及び書面を交付するとともに、その交付した旨その他政令で定める事項を公告しなければならない。</p> <p>（関係所有者による位置境界の確認の協議等）</p> <p>第十条 実施機関の長は、第五条第一項の地図並びにこれに関する写真及び書面を第八条第一項の代表者に交付したときは、関</p>

係所有者に対し、内閣府令・防衛省令で定めるところにより、全員の協議により、同条第一項の区域内の各筆の土地の位置境界を確認するよう求めなければならない。

2・3 (略)

(位置境界の確認等)

第十二条 関係所有者は、第十条第二項の協議により第八条第一項の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界（隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。以下同じ。）が確認されたときは、内閣府令・防衛省令で定めるところにより、全員で、実施機関の長に対し、その旨及び協議の内容を通知しなければならない。

2・3 (略)

4 実施機関の長は、前項の規定により土地の位置境界が現地に即して確認されたときは、直ちに、その土地の位置境界を表示した図面及びその土地の地番、所有者その他内閣府令・防衛省令で定める事項を記載した書面を作成し、これに、同項の規定により立ち会った者に署名押印させなければならない。

係所有者に対し、内閣府令で定めるところにより、全員の協議により、同条第一項の区域内の各筆の土地の位置境界を確認するよう求めなければならない。

2・3 (略)

(位置境界の確認等)

第十二条 関係所有者は、第十条第二項の協議により第八条第一項の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界（隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。以下同じ。）が確認されたときは、内閣府令で定めるところにより、全員で、実施機関の長に対し、その旨及び協議の内容を通知しなければならない。

2・3 (略)

4 実施機関の長は、前項の規定により土地の位置境界が現地に即して確認されたときは、直ちに、その土地の位置境界を表示した図面及びその土地の地番、所有者その他内閣府令で定める事項を記載した書面を作成し、これに、同項の規定により立ち会った者に署名押印させなければならない。

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項の規定に基づき別表第七に定める額の俸給が支給される職員（その属する職務の級が一級である者を除く。）並びに同項の規定に基づき別表第六又は別表第八に定める額の俸給が支給される職員、同条第二項の規定に基づき任期付職員俸給表に定める額の俸給が支給される職員及び防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第四十条に規定する自衛官のうち研究を行う者として政令で定める者並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第三項の規定に基づき任期付研究員俸給表に定める額の俸給が支給される職員</p> <p>三 （略）</p> <p>（国が行う国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄）</p> <p>第十条 国は、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関と共同して行う研究のうち政令で定めるものについて、これらの者</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項の規定に基づき別表第七に定める額の俸給が支給される職員（その属する職務の級が一級である者を除く。）並びに同項の規定に基づき別表第六又は別表第八に定める額の俸給が支給される職員、同条第二項の規定に基づき任期付職員俸給表に定める額の俸給が支給される職員及び防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第五十九条に規定する自衛官のうち研究を行う者として政令で定める者並びに防衛庁の職員の給与等に関する法律第四条第三項の規定に基づき任期付研究員俸給表に定める額の俸給が支給される職員</p> <p>三 （略）</p> <p>（国が行う国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄）</p> <p>第十条 国は、外国若しくは外国の公共的団体又は国際機関と共同して行う研究のうち政令で定めるものについて、これらの者</p>

その他の政令で定める者（以下この条において「外国等」という。）に対し、次に掲げる国の損害賠償の請求権を放棄することができるとができる。

一（略）

二 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条第一項又は防衛省の職員の給与等に関する法律第一条に規定する職員につき生じた公務上の災害に関し、国が国家公務員災害補償法第十条、第十二条から第十三条まで、第十五条及び第十八条の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に基づき補償を行ったことにより国家公務員災害補償法第六条第一項の規定（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に基づき取得した外国等に対する損害賠償の請求権

その他の政令で定める者（以下この条において「外国等」という。）に対し、次に掲げる国の損害賠償の請求権を放棄することができるとができる。

一（略）

二 当該研究が行われる期間において当該研究の活動により国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条第一項又は防衛庁の職員の給与等に関する法律第一条に規定する職員につき生じた公務上の災害に関し、国が国家公務員災害補償法第十条、第十二条から第十三条まで、第十五条及び第十八条の規定（防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に基づき補償を行ったことにより国家公務員災害補償法第六条第一項の規定（防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に基づき取得した外国等に対する損害賠償の請求権

改正案	現行
<p>（関係行政機関との協議）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 外務大臣は、前項の協議を行つた場合において、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、<u>防衛大臣</u>と協議を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う同項第二号に規定する活動について準用する。この場合において、同項中「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動」とあるのは「海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う第二号に掲げる活動」と、「<u>防衛大臣</u>」とあるのは「海上保安庁長官」と読み替えるものとする。</p> <p>（関係行政機関等の措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 <u>防衛大臣</u>は、前条第二項の協議に基づき、同項に規定する部隊等と同項各号に掲げる活動を行わせることができる。</p> <p>3（略）</p>	<p>（関係行政機関との協議）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 外務大臣は、前項の協議を行つた場合において、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動につき協力を求めるため、<u>防衛庁長官</u>と協議を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3 前項の規定は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う同項第二号に規定する活動について準用する。この場合において、同項中「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第八条に規定する部隊等による次に掲げる活動」とあるのは「海上保安庁の船舶又は航空機を用いて行う第二号に掲げる活動」と、「<u>防衛庁長官</u>」とあるのは「海上保安庁長官」と読み替えるものとする。</p> <p>（関係行政機関等の措置）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 <u>防衛庁長官</u>は、前条第二項の協議に基づき、同項に規定する部隊等と同項各号に掲げる活動を行わせることができる。</p> <p>3（略）</p>

別表(第三条関係)

防	環	海	気	国	資	経	農	厚	文	消	総	警	内
衛	境	上	象	土	源	济	林	生	部				閣
		保	交	交	エ	産	水	劳	科	防	務	察	
		安	通	通	ネ	業	産	働	学				
省	省	庁	庁	省	庁	省	省	省	省	庁	省	庁	府

別表(第三条関係)

環	海	気	国	資	経	農	厚	文	消	総	防	警	内
境	上	象	土	源	济	林	生	部					閣
	保	交	交	エ	産	水	劳	科	防	務	衛	察	
	安	通	通	ネ	業	産	働	学					
省	庁	庁	省	庁	省	省	省	省	庁	省	庁	庁	府

○国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）

（附則第四十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防衛省の職員への準用）</p> <p>第十三条 この法律（第二条及び第七条第六項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第三条第一項中「任命権者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）」と、第七条の二第一項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第一項又は第二十五条第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、同条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、第十一条第一項中「各省各庁の長」とあるのは「防衛大臣又はその委任を受けた者」と、「国家公務員法第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法</p>	<p>（防衛庁の職員への準用）</p> <p>第十三条 この法律（第二条及び第七条第六項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第三条第一項中「任命権者」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）」と、第七条の二第一項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十八条の二第一項又は第二十五条第三項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、同条第三項中「一般職の職員の給与に関する法律第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律」と、第十一条第一項中「各省各庁の長」とあるのは「防衛庁長官又はその委任を受けた者」と、「国家公務員法第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊</p>

第四十四条の五第一項」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を」と読み替えるものとする。

法第四十四条の五第一項」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第十一条第二項、第十六条第二項又は第十八条第三項の規定による減額をして、俸給、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当又は営外手当を」と読み替えるものとする。

○国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（附則第四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（実施計画） 第六条（略） 2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。 一 （略） 二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項 イ〜ホ （略） へ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛大臣に委託することができる輸送の範囲 ト・チ （略） 3〜5 （略） 6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第三号イからへまでに掲げる業務、同号又从からタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるものうちから、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。 7〜13 （略） （国際平和協力業務等の実施） 第九条（略） 2・3 （略）</p>	<p>（実施計画） 第六条（略） 2 実施計画に定める事項は、次のとおりとする。 一 （略） 二 協力隊の設置その他当該国際平和協力業務の実施に関する次に掲げる事項 イ〜ホ （略） へ 第二十条第一項の規定に基づき海上保安庁長官又は防衛庁長官に委託することができる輸送の範囲 ト・チ （略） 3〜5 （略） 6 自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務は、第三条第三号イからへまでに掲げる業務、同号又从からタまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務であつて自衛隊の部隊等が行うことが適当であると認められるものうちから、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。 7〜13 （略） （国際平和協力業務等の実施） 第九条（略） 2・3 （略）</p>

4 防衛大臣は、実施計画に定められた第六条第六項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができる。

5 (略)

6 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

7 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二条 (略)

2 5 (略)

6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛大臣により派遣された隊員(以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。)についてその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 9 (略)

第十三条 (略)

2 防衛大臣は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に所

4 防衛庁長官は、実施計画に定められた第六条第六項の国際平和協力業務について本部長から要請があつた場合には、実施計画及び実施要領に従い、自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせることができる。

5 (略)

6 第四項の規定に基づいて自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせる場合における本部長と防衛庁長官との関係に関する事項については、この法律に定めるところによるほか、内閣総理大臣が決する。

7 協力隊は、外務大臣の指定する在外公館と密接に連絡を保つものとする。

8 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

(関係行政機関の職員の協力隊への派遣)

第十二条 (略)

2 5 (略)

6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛庁長官により派遣された隊員(以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。)についてその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の隊員としての身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。

7 9 (略)

第十三条 (略)

2 防衛庁長官は、第九条第四項の規定に基づき自衛隊の部隊等に国際平和協力業務を行わせるときは、当該自衛隊の部隊等に

属する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

3 (略)

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛大臣に対し、第三条第三号に規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号又からヨまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送（派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。）を委託することができる。

2 海上保安庁長官は、前項の規定による委託があつた場合には、海上保安庁の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

3 防衛大臣は、第一項の規定による委託があつた場合には、自衛隊の主たる任務の遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

所屬する自衛隊員を、期間を定めて協力隊に派遣するものとする。この場合において、派遣された自衛隊員は、当該期間を任期として隊員に任用され、自衛隊員の身分及び隊員の身分を併せ有することとなるものとし、隊員として第四条第二項第三号に掲げる事務に従事する。

3 (略)

(輸送の委託)

第二十条 本部長は、実施計画に基づき、海上保安庁長官又は防衛庁長官に対し、第三条第三号に規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号又からヨまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送（派遣先国の国内の地域間及び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く。）を委託することができる。

2 海上保安庁長官又は防衛庁長官は、前項の規定による委託があつた場合には、海上保安庁又は自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該委託を受け、及びこれを実施することができる。

○阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）

（附則第四十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第四条 削除	<p>（自衛官の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除等の措置）</p> <p>第四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二條第一項の規定の適用を受ける者であつて、第六條第一項に規定する大蔵省令で定めるものを勘案して総理府令で定めるものに係る一部負担金の支払の免除並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費及び訪問看護療養費の額の特例については、国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）による組合員に対する特例に関する第三章の規定の例により、総理府令で定める。</p>

○国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（附則第四十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛省の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の処遇等について定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第二条 防衛大臣は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（政令で定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができる。ただし、防衛施設庁に所属する職員（防衛施設庁長官及び自衛官を除く。）の派遣は、防衛施設庁長官が行う。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 防衛大臣又は防衛施設庁長官は、第一項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>	<p>国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、軍備管理若しくは軍縮又は人道的精神に基づき行われる活動に対する協力等の目的で、国際機関、外国政府の機関等に派遣される防衛庁の職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条に規定する一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）の処遇等について定めるものとする。</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第二条 防衛庁長官は、条約その他の国際約束若しくはこれに準ずるものに基づき又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員（政令で定める職員を除く。以下この項において同じ。）を派遣することができる。ただし、防衛施設庁に所属する職員（防衛施設庁長官及び自衛官を除く。）の派遣は、防衛施設庁長官が行う。</p> <p>一～三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、第一項の規定により職員を派遣する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>

第四条 防衛大臣又は防衛施設庁長官は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなったときは、速やかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 (略)

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第六条 派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。）

第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2・3 (略)

(派遣職員に関する学資金の返還等)

第十一条 派遣職員に関する自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。

第四条 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、派遣職員についてその派遣の必要がなくなったときは、速やかに当該職員を職務に復帰させなければならない。

2 (略)

(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第六条 派遣職員に関する防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。）

第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2・3 (略)

(派遣職員に関する学資金の返還等)

第十一条 派遣職員に関する自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第九十八条第四項及び第九十八条の二第一項の規定の適用については、それぞれ派遣先の機関の業務を公務とみなす。

改正案	現行
<p>（免許等を行う者等への送付）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 前項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会の長である国務大臣（次号及び第二十六条第一項において「内閣総理大臣等」という。） 環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。</p> <p>二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。</p> <p>（環境大臣等への評価書の送付）</p> <p>第二十六条 第二十二条第一項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第三項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 委員会の長（国務大臣を除く。）若しくは庁の長又は国の</p>	<p>（免許等を行う者等への送付）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 前項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、評価書の送付を受けた後、速やかに、当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>一 内閣総理大臣若しくは各省大臣又は委員会若しくは庁の長である国務大臣（次号及び第二十六条第一項において「内閣総理大臣等」という。） 環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。</p> <p>二 委員会若しくは庁の長（国務大臣を除く。）又は国の行政機関の地方支分部局の長 その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に当該評価書の写しを送付して意見を求めること。</p> <p>（環境大臣等への評価書の送付）</p> <p>第二十六条 第二十二条第一項各号に定める者（環境大臣を除く。）が次の各号に掲げる者であるときは、その者は、前条第三項の規定による送付又は通知を受けた後、当該各号に定める措置をとらなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 委員会若しくは庁の長（国務大臣を除く。）又は国の行政</p>

2

行政機関の地方支分部局の長、その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

(略)

2

機関の地方支分部局の長、その委員会若しくは庁又は地方支分部局が置かれている内閣府若しくは省又は委員会若しくは庁の長である内閣総理大臣等を経由して環境大臣に前条第三項の規定による送付を受けた補正後の評価書の写しを送付し、又は同項の規定による通知を受けた旨を通知すること。

(略)

○金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）（附則第四十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（官房及び局の数等） 第二十四条 金融庁は、内閣府設置法第五十三条第二項に規定する庁とする。</p> <p>2 内閣府設置法第五十三条第二項の規定に基づき金融庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。</p>	<p>（官房及び局の数等） 第二十四条 金融庁は、内閣府設置法第五十三条第三項に規定する庁とする。</p> <p>2 内閣府設置法第五十三条第三項の規定に基づき金融庁に置かれる官房及び局の数は、三以内とする。</p>

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（附則第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施）</p> <p>第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。</p> <p>2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省本省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。</p> <p>3 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。</p> <p>4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（後方地域搜索救助活動の実施等）</p> <p>第七条 防衛大臣は、基本計画に従い、後方地域搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。</p>	<p>（自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施）</p> <p>第六条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊に属する物品の提供を実施するものとする。</p> <p>2 防衛庁長官は、基本計画に従い、第三条第二項の後方地域支援としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。</p> <p>3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。</p> <p>4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。</p> <p>5・6 （略）</p> <p>（後方地域搜索救助活動の実施等）</p> <p>第七条 防衛庁長官は、基本計画に従い、後方地域搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。</p>

<p>2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該後方地域搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(関係行政機関による対応措置の実施)</p> <p>第八条 前二条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。</p>	<p>2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該後方地域搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。</p> <p>3～7 (略)</p> <p>(関係行政機関による対応措置の実施)</p> <p>第八条 前二条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に関する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、金融の適切な機能の確保、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（五十七）（略）</p>	<p>（任務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項に定めるもののほか、内閣府は、皇室、栄典及び公式制度に関する事務その他の国として行うべき事務の適切な遂行、男女共同参画社会の形成の促進、消費生活及び市民活動に関する施策を中心とした国民生活の安定及び向上、沖縄の振興及び開発、北方領土問題の解決の促進、災害からの国民の保護、事業者間の公正かつ自由な競争の促進、国の治安の確保、<u>国防衛を通じた国の安全の確保</u>、金融の適切な機能の確保、政府の施策の実施を支援するための基盤の整備並びに経済その他の広範な分野に関する施策に関する政府全体の見地からの関係行政機関の連携の確保を図るとともに、内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一（五十七）（略）</p>

五十八 (略)

五十九 (略)

六十・六十一 (略)

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第八条 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている委員会（以下「大臣委員会」という。）を除く。）の事務（次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。

2 (略)

(特命担当大臣)

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 (略)

(副大臣)

第十三条 (略)

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣委員会の所掌に係るものを除く。）をつかさどり

五十七の二 (略)

五十八 (略)

五十九 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第五
条に規定する事務

六十・六十一 (略)

(内閣官房長官及び内閣官房副長官)

第八条 内閣官房長官は、内閣法に定める職務を行うほか、内閣総理大臣を助けて内閣府の事務を整理し、内閣総理大臣の命を受けて内閣府（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている機関（以下「大臣庁等」という。）を除く。）の事務（次条第一項の特命担当大臣が掌理する事務を除く。）を統括し、職員の服務について統督する。

2 (略)

(特命担当大臣)

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣庁等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 (略)

(副大臣)

第十三条 (略)

2 副大臣は、内閣官房長官又は特命担当大臣の命を受け、政策及び企画（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）をつかさどり

り、政務（大臣委員会の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3～5（略）

（大臣政務官）

第十四条（略）

2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣委員会の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣委員会の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3～5（略）

（事務次官）

第十五条（略）

2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府（宮内庁、大臣委員会及び金融庁を除く。）の各局及び機関の事務を監督する。

第三節 本府

第一款 内部部局等

（内閣府審議官）

第十六条（略）

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣委員会及び金融庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

（議員）

第二十二條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一～三（略）

四 法律で国務大臣をもってその長に充てるとされている

、政務（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3～5（略）

（大臣政務官）

第十四条（略）

2 大臣政務官は、内閣官房長官又は特命担当大臣を助け、特定の政策及び企画（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）に参画し、政務（大臣庁等の所掌に係るものを除く。）を処理する。

3～5（略）

（事務次官）

第十五条（略）

2 前項の事務次官は、内閣官房長官及び特命担当大臣を助け、府務を整理し、内閣府（宮内庁、大臣庁等及び金融庁を除く。）の各局及び機関の事務を監督する。

第三節 本府

第一款 内部部局等

（内閣府審議官）

第十六条（略）

2 内閣府審議官は、命を受け、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、大臣庁等及び金融庁を除く。）の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

（議員）

第二十二條 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一～三（略）

四 法律で国務大臣をもってその長に充てるとされている

委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五〇七 (略)

二〇四 (略)

(議員)

第二十九条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一〇三 (略)

四 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている
委員会の長のうちから、内閣総理大臣が指定する者

五〇六 (略)

二〇四 (略)

(設置)

第四十九条 (略)

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている
前項の委員会には、特に必要がある場合においては、委員会
又は庁を置くことができる。

3 (略)

(庁の内部部局)

第五十三条 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部
を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法律で特命担当大臣をもってその
所掌事務の全部を掌理させるものと定められている庁のうち別

委員会の長及び庁の長のうちから、内閣総理大臣が指定する
者

五〇七 (略)

二〇四 (略)

(議員)

第二十九条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一〇三 (略)

四 法律で国務大臣をもってその長に充てることとされている
委員会の長及び庁の長のうちから、内閣総理大臣が指定する
者

五〇六 (略)

二〇四 (略)

(設置)

第四十九条 (略)

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められてい
る前項の委員会又は庁には、特に必要がある場合においては、
委員会又は庁を置くことができる。

3 (略)

(庁の内部部局)

第五十三条 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部
を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、法律で国務大臣をもってその長に
充てることと定められている庁には、官房及び局を置くことが
できる。

3 第一項の規定にかかわらず、法律で特命担当大臣をもってそ
の所掌事務の全部を掌理させるものと定められている庁のうち

に法律で定めるものには、当該法律の定める数の範囲内において、官房及び局を置くことができる。

3 前項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

4 第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 庁、第一項及び第二項の官房、同項の局並びに第一項及び第三項の部には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

別に法律で定めるものには、当該法律の定める数の範囲内において、官房及び局を置くことができる。

4 前二項の官房又は局には、特に必要がある場合においては、部を置くことができる。

5 第一項から第三項までの官房、第二項及び第三項の局並びに第一項及び前項の部の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

6 庁、第一項から第三項までの官房、第二項及び第三項の局並びに第一項及び第四項の部（第二項及び第三項の庁以外の庁のうちその所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第一に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる第一項の官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

7 実施庁並びにこれに置かれる第一項の官房及び部には、政令の定める数の範囲内において、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、内閣府令で定める。

（副長官）

第五十九条 法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁に、副長官を置く。

2 副長官の定数は、別表第二の副長官の定数の欄に定めるところによる。

3 副長官は、その庁の長である長官の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその庁の長である長官の命を受けて長官不在の場合その職務を代行する。

第五十九条及び第六十条 削除

4 副長官の任免は、その庁の長である長官の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証する。

5 副長官は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失う。

(長官政務官)

第六十条 法律で國務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、長官政務官を置く。

2 長官政務官の定数は、別表第二の長官政務官の定数の欄に定めるところによる。

3 長官政務官は、その庁の長である長官を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理する。

4 各長官政務官の行う前項の職務の範囲については、その庁の長である長官の定めるところによる。

5 長官政務官の任免は、その庁の長である長官の申出により、内閣が行う。

6 前条第五項の規定は、長官政務官について準用する。
(事務次官及び庁の次長等)

第六十一条 法律で國務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁に、事務次官一人を置く。

2 前項の事務次官は、その庁の長である長官を助け、庁務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。

3 法律で國務大臣をもってその長に充てることと定められている庁以外の各庁には、特に必要がある場合においては、その庁の長である長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令で定める。

(庁の次長等)

第六十一条

各庁には、特に必要がある場合においては、その庁の長である長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令で定める。

2 各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

(官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等)

第六十二条 第五十三條第二項の規定により官房又は局を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2 (略)

3 各庁には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

(内部部局の職)

第六十三條 委員会の事務局並びに第五十三條第二項の局（以下この条において「局」という。）、第五十二條第二項並びに第五十三條第一項及び第三項の部（以下この条において「部」という。）並びに第五十二條第三項及び第五十三條第五項の課及びこれに準ずる室（以下この条において「課及びこれに準ずる

4 各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律（法律で國務大臣をもってその長に充てることと定められている庁以外の庁にあつては、政令）で定める。

(官房及び局の所掌に属しない事務をつかさどる職等)

第六十二条 第五十三條第二項及び第三項の規定により官房又は局を置く各庁には、特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

2 (略)

3 各庁（実施庁を除く。）には、特に必要がある場合においては、前二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令で定める。

4 実施庁には、特に必要がある場合においては、政令の定める数の範囲内において、第二項の職のつかさどる職務の全部又は一部を助ける職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、内閣府令で定める。

(内部部局の職)

第六十三條 委員会の事務局並びに第五十三條第二項及び第三項の局（以下この条において「局」という。）、第五十二條第二項並びに第五十三條第一項及び第四項の部（以下この条において「部」という。）並びに第五十二條第三項並びに第五十三條第六項及び第七項の課及びこれに準ずる室（以下この条におい

室」という。)に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 第五十二条第二項並びに第五十三条第一項及び第二項の官房(以下この条において「官房」という。)には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3 (略)

4 委員会の事務局又は官房、局若しくは部には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。官房、局又は部を置かない庁にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

て「課及びこれに準ずる室」という。)に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 第五十二条第二項及び第五十三条第一項から第三項までの官房(以下この条において「官房」という。)には、長を置くことができるものとし、その設置及び職務は、政令で定める。

3 (略)

4 委員会の事務局又は官房、局若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く。)には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。官房、局又は部を置かない庁(実施庁を除く。)にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

5 実施庁に置かれる官房又は部には、政令の定める数の範囲内において、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課及びこれに準ずる室の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、内閣府令で定める。官房又は部を置かない実施庁にこれらの職に相当する職を置くとともに、同様とする。

(内閣府に置かれる委員会及び庁)

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

公正取引委員会 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

第六十四条 別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる委員会及び庁は、次の表の上欄に掲げるものとし、この法律に定めるもののほか、それぞれ同表の下欄の法律(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

公正取引委員会 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関

	国家公安委員会	する法律
	警察法	
金融庁	金融庁設置法	

(官房及び局の数)

第六十六条 第十七条第一項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十六以内とする。

(国会への報告等)

第六十八条 政府は、第十七条第三項、第六項、第七項若しくは第九項、第三十七条第二項、第三十九条、第五十二条第四項、第五十三条第四項、第五十四条、第五十五条、第六十一条、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織(第五十二条第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。)その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2 (略)

附則

(特命担当大臣の掌理する事務の特例)

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、

	国家公安委員会	する法律
	警察法	
	防衛庁設置法	
防衛施設庁	防衛施設庁	
金融庁	金融庁設置法	

備考 防衛施設庁は、防衛庁に置かれるものとする。

(官房及び局の数)

第六十六条 第十七条第一項及び第五十三条第二項に基づき置かれる官房及び局の数は、国家行政組織法第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十六以内とする。

(国会への報告等)

第六十八条 政府は、第十七条第三項、第六項、第七項若しくは第九項、第三十七条第二項、第三十九条、第五十二条第四項、第五十三条第五項、第五十四条、第五十五条、第六十一条第三項若しくは第四項、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十三条第二項若しくは第三項の規定により政令で設置される組織(第五十二条第四項の規定により設置される課及びこれに準ずる室を除く。)その他これらに準ずる主要な組織につき、その新設、改正及び廃止をしたときは、その状況を次の国会に報告しなければならない。

2 (略)

附則

(特命担当大臣の掌理する事務の特例)

第三条 第十条の特命担当大臣は、同条に規定する事務のほか、

次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

期 間	事 務
当分の間	附則第二条第一項第一号に掲げる事務
平成二十四年三月三十一日まで	附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日まで 三十一日の項の下欄に掲げる事務

(総合事務局の所掌事務の特例)

第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 (略)
- 二 附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務

次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を掌理するものとする。

期 間	事 務
当分の間	附則第二条第一項第一号に掲げる事務
平成二十四年三月三十一日まで	附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日まで 三十一日の項の下欄に掲げる事務(防衛庁の所掌に属するものを除く。)

(総合事務局の所掌事務の特例)

第五条 総合事務局は、第四十四条第一項に規定する事務のほか、内閣府の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 (略)
- 二 附則第二条第二項の表平成二十四年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務(防衛庁の所掌に属するものを除く。)

別表第一(第五十三条関係)

防衛施設庁

別表第二(第五十九条、第六十条関係)

防 衛 庁	防 衛 庁
副長官の定数	一人
長官政務官の定数	二人

○国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律（平成十一年法律第百十六号）（附則第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 国会法の一部改正（第二条―第四条）</p> <p>第三章 国家行政組織法等の一部改正（第五条―第七条）</p> <p>第四章 副大臣の設置等（第八条―第十二条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣の設置等について定めるものとする。</p> <p>第四章 副大臣の設置等 （副大臣の設置）</p> <p>第八条 内閣府及び各省に副大臣を置くものとする。</p> <p>2 副大臣の総数は、二十二人とするものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 各省に置かれる副大臣は、その機関の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあら</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 国会法の一部改正（第二条―第四条）</p> <p>第三章 国家行政組織法等の一部改正（第五条―第七条）</p> <p>第四章 副大臣等の設置等（第八条―第十二条）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 この法律は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等について定めるものとする。</p> <p>第四章 副大臣等の設置等 （副大臣及び副長官の設置）</p> <p>第八条 内閣府及び各省に副大臣を、法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁（以下「各大臣庁」という。）に副長官を置くものとする。</p> <p>2 副大臣及び副長官（以下「副大臣等」という。）の総数は、二十二人とするものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 各省及び各大臣庁に置かれる副大臣等は、その機関の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し</p>

はじめその機関の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行するものとする。

5 副大臣が二人以上置かれた機関においては、各副大臣の行う前二項の職務の範囲及び前項の職務代行の順序については、その機関の長である大臣の定めるところによるものとする。

6 副大臣の任免は、その機関の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証するものとする。

7 副大臣は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失うものとする。

(副大臣会議)

第九条 内閣府及び各省の政策等に関し相互の調整に資するため、副大臣会議を開くことができるものとする。

(大臣政務の設置)

第十条 内閣府及び各省に大臣政務官を置くものとする。

2 大臣政務官の総数は、二十六人とするものとする。

3 大臣政務官は、その機関の長である大臣（内閣府にあつては、内閣官房長官又は特命担当大臣）を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理するものとする。

4 各大臣政務官の行う前項の職務の範囲については、その機関の長である大臣の定めるところによるものとする。

5 大臣政務官の任免は、その機関の長である大臣の申出により、内閣がこれを行うものとする。

6 大臣政務官は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣

、並びにあらかじめその機関の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行するものとする。

5 副大臣等が二人以上置かれた機関においては、各副大臣等の行う前二項の職務の範囲及び前項の職務代行の順序については、その機関の長である大臣の定めるところによるものとする。

6 副大臣等の任免は、その機関の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証するものとする。

7 副大臣等は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失うものとする。

(副大臣会議)

第九条 内閣府、各省及び各大臣庁の政策等に関し相互の調整に資するため、副大臣会議を開くことができるものとする。

(大臣政務官及び長官政務官の設置)

第十条 内閣府及び各省に大臣政務官を、各大臣庁に長官政務官を置くものとする。

2 大臣政務官及び長官政務官（以下「大臣政務官等」という。）の総数は、二十六人とするものとする。

3 大臣政務官等は、その機関の長である大臣（内閣府にあつては、内閣官房長官又は特命担当大臣）を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理するものとする。

4 各大臣政務官等の行う前項の職務の範囲については、その機関の長である大臣の定めるところによるものとする。

5 大臣政務官等の任免は、その機関の長である大臣の申出により、内閣がこれを行うものとする。

6 大臣政務官等は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣

その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失うものとする。

臣その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失うものとする。

改正案	現行
<p>(定義等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律において、「部員級以上の自衛隊員」とは、次に掲げる自衛隊員（第一号、第三号及び第四号に掲げる自衛隊員については、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。）第十一条の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）をいう。</p> <p>一 十二 (略)</p> <p>3 この法律において、「本省審議官級以上の自衛隊員」とは、次に掲げる自衛隊員をいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 防衛大臣又は防衛施設庁長官は、自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができる。</p> <p>3 防衛大臣は、前項の訓令を定めるに当たっては、自衛隊員倫理審査会の意見を聴かなければならない。次項の規定による防衛施設庁長官の求めがあつた場合についても、同様とする。</p> <p>4 防衛施設庁長官は、第二項の訓令を定めるに当たっては、防衛大臣に対し、自衛隊員倫理審査会の意見を聴くことを求め</p>	<p>(定義等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 この法律において、「部員級以上の自衛隊員」とは、次に掲げる自衛隊員（第一号、第三号及び第四号に掲げる自衛隊員については、防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。）第十一条の三第一項に規定する俸給の特別調整額の支給を受ける者に限る。）をいう。</p> <p>一 十二 (略)</p> <p>3 この法律において、「本庁審議官級以上の自衛隊員」とは、次に掲げる自衛隊員をいう。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 防衛庁長官又は防衛施設庁長官は、自衛隊員の職務に係る倫理に関する訓令を定めることができる。</p> <p>3 防衛庁長官は、前項の訓令を定めるに当たっては、自衛隊員倫理審査会の意見を聴かなければならない。次項の規定による防衛施設庁長官の求めがあつた場合についても、同様とする。</p> <p>4 防衛施設庁長官は、第二項の訓令を定めるに当たっては、防衛庁長官に対し、自衛隊員倫理審査会の意見を聴くことを求め</p>

なければならない。

5 (略)

(贈与等の報告)

第六条 部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において部員級以上の自衛隊員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、防衛大臣（防衛施設庁の職員である自衛隊員（防衛施設庁長官及び自衛官を除く。以下同じ。）にあつては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 防衛施設庁長官は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の規定により提出を受けた贈与等報告書の写し及び前項の規定により送付を受けた贈与等報告書の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(株取引等の報告)

なければならない。

5 (略)

(贈与等の報告)

第六条 部員級以上の自衛隊員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と自衛隊員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として自衛隊員倫理規程で定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において部員級以上の自衛隊員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が一件につき五千円を超える場合に限る。）は、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を、当該四半期の翌四半期の初日から十四日以内に、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員（防衛施設庁長官及び自衛官を除く。以下同じ。）にあつては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。

一〜四 (略)

2 防衛施設庁長官は、前項の規定により贈与等報告書の提出を受けたときは、当該贈与等報告書の写しを防衛庁長官に送付しなければならない。

3 防衛庁長官は、第一項の規定により提出を受けた贈与等報告書の写し及び前項の規定により送付を受けた贈与等報告書の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(株取引等の報告)

第七条 本省審議官級以上の自衛隊員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約券証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本省審議官級以上の自衛隊員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛大臣（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。

2 防衛施設庁長官は、前項の株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の規定により提出を受けた株取引等報告書の写し及び前項の規定により送付を受けた株取引等報告書の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

（所得等の報告）

第八条 本省審議官級以上の自衛隊員（前年一年間を通じて本省審議官級以上の自衛隊員であつたものに限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛大臣（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。

一・二（略）

第七条 本庁審議官級以上の自衛隊員は、前年において行った株券等（株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約券証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。以下この項において同じ。）の取得又は譲渡（本庁審議官級以上の自衛隊員である間に行つたものに限る。以下「株取引等」という。）について、当該株取引等に係る株券等の種類、銘柄、数及び対価の額並びに当該株取引等の年月日を記載した株取引等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。

2 防衛施設庁長官は、前項の株取引等報告書の提出を受けたときは、当該株取引等報告書の写しを防衛庁長官に送付しなければならない。

3 防衛庁長官は、第一項の規定により提出を受けた株取引等報告書の写し及び前項の規定により送付を受けた株取引等報告書の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

（所得等の報告）

第八条 本庁審議官級以上の自衛隊員（前年一年間を通じて本庁審議官級以上の自衛隊員であつたものに限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、三月一日から同月三十一日までの間に、防衛庁長官（防衛施設庁の職員である自衛隊員にあつては、防衛施設庁長官）に提出しなければならない。

一・二（略）

2 (略)

3 防衛施設庁長官は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを防衛大臣に送付しなければならない。

4 防衛大臣は、第一項又は第二項の規定により提出を受けた所得等報告書等の写し及び前項の規定により送付を受けた所得等報告書等の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(報告書の保存及び閲覧)

第九条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等(以下「各種報告書」という。)は、これらを受理した防衛大臣(防衛施設庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあつては、これらを受理した防衛施設庁長官)において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、防衛大臣又は防衛施設庁長官に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。ただし、防衛大臣が、自衛隊員倫理審査会の意見を聴いて、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ認められた事項に係る部分については、この限りでない。

一・二 (略)

(自衛隊員倫理審査会の設置)

第十条 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛大臣の事

2 (略)

3 防衛施設庁長官は、第一項の所得等報告書又は前項の納税申告書の写し(以下「所得等報告書等」という。)の提出を受けたときは、当該所得等報告書等の写しを防衛庁長官に送付しなければならない。

4 防衛庁長官は、第一項又は第二項の規定により提出を受けた所得等報告書等の写し及び前項の規定により送付を受けた所得等報告書等の写しを、自衛隊員倫理審査会に送付するものとする。

(報告書の保存及び閲覧)

第九条 前三条の規定により提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等(以下「各種報告書」という。)は、これらを受理した防衛庁長官(防衛施設庁の職員である自衛隊員が提出した各種報告書にあつては、これらを受理した防衛施設庁長官)において、これらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、防衛庁長官又は防衛施設庁長官に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書(贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が一件につき二万円を超える部分に限る。)の閲覧を請求することができる。ただし、防衛庁長官が、自衛隊員倫理審査会の意見を聴いて、次の各号のいずれかに該当するものとしてあらかじめ認められた事項に係る部分については、この限りでない。

一・二 (略)

(自衛隊員倫理審査会の設置)

第十条 自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する防衛庁長官の

務を補佐させるため、防衛省本省に、自衛隊員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務及び権限等）

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認めらるる事項を防衛大臣に建議すること。

イ〜ホ （略）

二 （略）

三 次条第一項、第十六条第二項及び第十九条第二項の規定により防衛大臣の命を受けて、この法律又はこの法律に基づく命令に違反している疑いがあると思料する行為又は違反する行為について調査を行うこと。

四 第五条第三項、第九条第二項ただし書、次条第二項及び第三項、第十四条第二項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二十三条の規定に基づく防衛大臣の諮問に応じて意見を述べること。

五 （略）

2 （略）

（防衛省本省の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による懲戒手続等）

第十二条 防衛大臣は、自衛隊員（防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。）にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会に対し、当該行為に関する調査を行うよう命じなければならない。

事務を補佐させるため、防衛庁本庁に、自衛隊員倫理審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（所掌事務及び権限等）

第十一条 審査会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認めらるる事項を防衛庁長官に建議すること。

イ〜ホ （略）

二 （略）

三 次条第一項、第十六条第二項及び第十九条第二項の規定により防衛庁長官の命を受けて、この法律又はこの法律に基づく命令に違反している疑いがあると思料する行為又は違反する行為について調査を行うこと。

四 第五条第三項、第九条第二項ただし書、次条第二項及び第三項、第十四条第二項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項、第十七条第二項、第十八条第二項、第二十条第一項及び第二項、第二十一条並びに第二十三条の規定に基づく防衛庁長官の諮問に応じて意見を述べること。

五 （略）

2 （略）

（防衛庁本庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による懲戒手続等）

第十二条 防衛庁長官は、自衛隊員（防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。）にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会に対し、当該行為に関する調査を行うよう命じなければならない。

2 防衛大臣は、前項の調査の結果、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、審査会の意見を聴かなければならない。

3 防衛大臣は、自衛隊員（防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。）にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表（第七条第一項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株取引等についての部分の公表を含む。以下同じ。）をすることができる。

（調査の端緒に係る防衛施設庁長官の報告）

第十三条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を防衛大臣に報告しなければならない。

（防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛施設庁長官による調査）

第十四条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に関して調査を行おうとするときは、防衛大臣にその旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、防衛施設庁長官に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は審査会の意見を聴いて、意見を述べることができる。

3 防衛施設庁長官は、第一項の調査を終了したときは、遅滞な

2 防衛庁長官は、前項の調査の結果、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、審査会の意見を聴かなければならない。

3 防衛庁長官は、自衛隊員（防衛施設庁の職員である自衛隊員を除く。）にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表（第七条第一項の株取引等報告書中の当該懲戒処分に係る株取引等についての部分の公表を含む。以下同じ。）をすることができる。

（調査の端緒に係る防衛施設庁長官の報告）

第十三条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、その旨を防衛庁長官に報告しなければならない。

（防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛施設庁長官による調査）

第十四条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料して当該行為に関して調査を行おうとするときは、防衛庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 防衛庁長官は、防衛施設庁長官に対し、前項の調査の経過について、報告を求め、又は審査会の意見を聴いて、意見を述べることができる。

3 防衛施設庁長官は、第一項の調査を終了したときは、遅滞な

く、防衛大臣に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(防衛施設庁長官に対する調査の要求等)

第十五条 防衛大臣は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、当該行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 (略)

(共同調査)

第十六条 防衛大臣は、第十四条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関し、防衛施設庁長官と共同して調査を行うことができる。この場合においては、防衛大臣は、防衛施設庁長官に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、防衛施設庁長官と共同して当該調査を行うよう命じなければならない。

(防衛施設庁長官による懲戒処分)

第十七条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣の承認を得なければならない。

2 防衛大臣は、前項の承認を行うに当たっては、審査会の意見

く、防衛庁長官に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

(防衛施設庁長官に対する調査の要求等)

第十五条 防衛庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、当該行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 (略)

(共同調査)

第十六条 防衛庁長官は、第十四条第二項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により報告を受けた場合において必要があると認めるときは、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為に関し、防衛施設庁長官と共同して調査を行うことができる。この場合においては、防衛庁長官は、防衛施設庁長官に対し、共同して調査を行う旨を通知しなければならない。

2 防衛庁長官は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、防衛施設庁長官と共同して当該調査を行うよう命じなければならない。

(防衛施設庁長官による懲戒処分)

第十七条 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為があることを理由として懲戒処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛庁長官の承認を得なければならない。

2 防衛庁長官は、前項の承認を行うに当たっては、審査会の意

を聴かなければならない。

(防衛施設庁長官による懲戒処分概要の公表)

第十八条 (略)

2 防衛大臣は、防衛施設庁長官が前項の懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、当該懲戒処分概要の公表について意見を述べることができる。

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による調査)

第十九条 防衛大臣は、第十三条の報告又はその他の方法により防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に特に必要があると認めるときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる。この場合においては、防衛大臣は、あらかじめ、防衛施設庁長官の意見を聴かなければならない。

2 防衛大臣は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、当該調査を行うよう命じなければならない。

3 防衛大臣は、第一項の決定をしたときは、防衛施設庁長官にその旨を通知しなければならない。

4 (略)

5 防衛施設庁長官は、第三項の通知を受けた場合において、第一項の調査の対象となつている自衛隊員に対する懲戒処分又は退職に係る処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。ただし、次条第二項の規定による懲戒処分の勧告を受けたとき又は第二十二条の規定による通知

見を聴かなければならない。

(防衛施設庁長官による懲戒処分概要の公表)

第十八条 (略)

2 防衛庁長官は、防衛施設庁長官が前項の懲戒処分を行った場合において、特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、当該懲戒処分概要の公表について意見を述べることができる。

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による調査)

第十九条 防衛庁長官は、第十三条の報告又はその他の方法により防衛施設庁の職員である自衛隊員にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料する場合であつて、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に特に必要があると認めるときは、当該行為に関する調査の開始を決定することができる。この場合においては、防衛庁長官は、あらかじめ、防衛施設庁長官の意見を聴かなければならない。

2 防衛庁長官は、前項の調査を行う場合には、審査会に対し、当該調査を行うよう命じなければならない。

3 防衛庁長官は、第一項の決定をしたときは、防衛施設庁長官にその旨を通知しなければならない。

4 (略)

5 防衛施設庁長官は、第三項の通知を受けた場合において、第一項の調査の対象となつている自衛隊員に対する懲戒処分又は退職に係る処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛庁長官に協議しなければならない。ただし、次条第二項の規定による懲戒処分の勧告を受けたとき又は第二十二条の規定による通

を受けたときは、この限りでない。

(懲戒処分等の勧告等)

第二十条 防衛大臣は、前条の調査の結果、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 防衛大臣は、前条の調査の結果、防衛施設庁長官において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

3 防衛施設庁長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛大臣に対し、報告しなければならない。

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛大臣による懲戒処分)

第二十一条 防衛大臣は、第十九条の調査を経て、必要があると認めるときは、自衛隊法第三十一条第一項の規定にかかわらず、審査会の意見を聴いて、当該調査の対象となっている自衛隊員に対し懲戒処分を行うことができる。

(調査終了及び懲戒処分の通知)

第二十二条 防衛大臣は、第十九条の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容を防衛施設庁長官に通知するものとする。

(防衛大臣による懲戒処分の概要の公表)

第二十三条 防衛大臣は、第二十一条の規定により懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

知を受けたときは、この限りでない。

(懲戒処分等の勧告等)

第二十条 防衛庁長官は、前条の調査の結果、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、監督上必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 防衛庁長官は、前条の調査の結果、防衛施設庁長官において懲戒処分を行うことが適当であると思料するときは、審査会の意見を聴いて、防衛施設庁長官に対し、懲戒処分を行うべき旨の勧告をすることができる。

3 防衛施設庁長官は、前項の勧告に係る措置について、防衛庁長官に対し、報告しなければならない。

(防衛施設庁の職員である自衛隊員に対する防衛庁長官による懲戒処分)

第二十一条 防衛庁長官は、第十九条の調査を経て、必要があると認めるときは、自衛隊法第三十一条第一項の規定にかかわらず、審査会の意見を聴いて、当該調査の対象となっている自衛隊員に対し懲戒処分を行うことができる。

(調査終了及び懲戒処分の通知)

第二十二条 防衛庁長官は、第十九条の調査を終了したとき又は前条の規定により懲戒処分を行ったときは、その旨及びその内容を防衛施設庁長官に通知するものとする。

(防衛庁長官による懲戒処分の概要の公表)

第二十三条 防衛庁長官は、第二十一条の規定により懲戒処分を行った場合において、自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該懲戒処分の概要の公表をすることができる。

第二十四条 自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛省本省及び防衛施設庁に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

第二十四条 自衛隊員の職務に係る倫理の保持を図るため、防衛庁本庁及び防衛施設庁に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

○独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）（附則第五十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等及び諸機関（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）<u>第四条第二十五号</u>に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下この条において同じ。）のために労務に服する者（第十条第一項において「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十一条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち防衛大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。</p> <p>2 防衛大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）は、駐留軍等及び諸機関（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）<u>第五条第二十五号</u>に規定する駐留軍等及び諸機関をいう。以下この条において同じ。）のために労務に服する者（第十条第一項において「駐留軍等労働者」という。）の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。</p> <p>（積立金の処分）</p> <p>第十一条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは</p>

あらかじめ、防衛省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ防衛大臣、防衛省及び防衛省令とする。

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十一条第一項の規定により防衛大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

は、あらかじめ、内閣府の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3・4 (略)

(主務大臣等)

第十二条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ内閣総理大臣、内閣府及び内閣府令とする。

第十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十一条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならぬ場合において、その承認を受けなかったとき。

改 正 案	現 行
<p>〔防衛省の職員への準用等〕</p> <p>第二十四条 この法律（第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。</p> <p>この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官及び学生を除く。）」と、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「防衛大臣」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、</p>	<p>〔防衛庁の職員への準用等〕</p> <p>第二十四条 この法律（第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項並びに第十条第二項を除く。）の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員の人事交流について準用する。</p> <p>この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第二条第二項第五号中「人事院」とあるのは「防衛庁長官（以下「長官」という。）」と、同条第三項中「職員」とあるのは「職員、防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十七条第二項の教育訓練又は同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官及び学生を除く。）」と、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「長官」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）」と、第五条第一項中「各省各庁の長等」とあるのは「各庁の長（長官及び防衛施設庁長官をいう。以下同じ。）」</p>

第七条第一項中「人事院に」とあるのは「防衛大臣に」と、「職員」とあるのは「職員（防衛大臣にあつては防衛施設庁に所属する自衛官を含み、防衛施設庁長官にあつては当該自衛官を除く。）」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「防衛大臣が」と、「人事院事務総局の職員であるときを除く」とあるのは「防衛施設庁の職員であるときに限る」と、「人事院事務総局に」とあるのは「防衛省本省に」と、第十二条第三項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）」と、第十三条第三項中「人事院総裁を除く」とあるのは「防衛施設庁長官に限る」と、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第七項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十一条第三項中「国家公務員法第百三条第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二条第二項」と、第二十二条中「第二十一条第

と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「長官は」と、同条第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第二項中「各省各庁の長等」とあるのは「各庁の長」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「長官に」と、「職員」とあるのは「職員（長官にあつては防衛施設庁に所属する自衛官を含み、防衛施設庁長官にあつては当該自衛官を除く。）」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「長官が」と、「人事院事務総局の職員であるときを除く」とあるのは「防衛施設庁の職員であるときに限る」と、「人事院事務総局に」とあるのは「防衛庁本庁に」と、第十二条第三項中「国家公務員法第百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）」と、第十三条第三項中「人事院総裁を除く」とあるのは「防衛施設庁長官に限る」と、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「として」と、「に相当するもの」とあるのは「として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第七項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「

一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2 防衛大臣は、前項において準用する第七条第三項及び第十九条第二項の認定、前項において準用する第八条第二項の延長並びに前項において準用する第十九条第五項の承認を行う場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

3 自衛隊法第六十条の規定は、第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた防衛省の職員には適用しない。

4 第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。

級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「長官の」と、第二十一条第三項中「国家公務員法第百三条第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二条第二項」と、第二十二条中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

2 防衛庁長官は、前項において準用する第七条第三項及び第十九条第二項の認定、前項において準用する第八条第二項の延長並びに前項において準用する第十九条第五項の承認を行う場合には、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十四条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに付議し、その議決に基づいて行わなければならない。

3 自衛隊法第六十条の規定は、第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた防衛庁の職員には適用しない。

4 第一項において準用する第七条第三項の規定により交流派遣をされた自衛官（次項において「交流派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法第九十八条第四項及び第九十八条の二第一項の規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。

5 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十二条の規定は、交流派遣自衛官には適用しない。

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のため
 の諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法（平成十三年
 法律第百十三号）（附則第五十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国会の承認）</p> <p>第五条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等 が実施する協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動に ついては、これらの対応措置を開始した日（防衛大臣が次条第 二項、第七条第一項又は第八条第一項の規定によりこれらの対 応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。）から二十 日以内に国会に付議して、これらの対応措置の実施につき国会 の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合 又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集され る国会において、速やかに、その承認を求めなければならない 。</p> <p>2 （略）</p> <p>（自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実 施）</p> <p>第六条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、 第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品の提 供を実施するものとする。</p> <p>2 防衛大臣は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活動 としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め、</p>	<p>（国会の承認）</p> <p>第五条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等 が実施する協力支援活動、搜索救助活動又は被災民救援活動に ついては、これらの対応措置を開始した日（防衛庁長官が次条 第二項、第七条第一項又は第八条第一項の規定によりこれらの 対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。）から二 十日以内に国会に付議して、これらの対応措置の実施につき国 会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場 合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集さ れる国会において、速やかに、その承認を求めなければならない 。</p> <p>2 （略）</p> <p>（自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実 施）</p> <p>第六条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従 い、第三条第二項の協力支援活動としての自衛隊に属する物品 の提供を実施するものとする。</p> <p>2 防衛庁長官は、基本計画に従い、第三条第二項の協力支援活 動としての自衛隊による役務の提供について、実施要項を定め</p>

これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛省本省の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該協力支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5・6 (略)

(搜索救助活動の実施等)
第七条 防衛大臣は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3～6 (略)

(自衛隊による被災民救援活動の実施)
第八条 防衛大臣は、基本計画に従い、自衛隊による被災民救援活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該被災民救援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

、これについて内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該協力支援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5・6 (略)

(搜索救助活動の実施等)
第七条 防衛庁長官は、基本計画に従い、搜索救助活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3～6 (略)

(自衛隊による被災民救援活動の実施)
第八条 防衛庁長官は、基本計画に従い、自衛隊による被災民救援活動について、実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

2 防衛庁長官は、前項の実施要項において、当該被災民救援活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3・4 (略)

(関係行政機関による対応措置の実施)

第九条 前三条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、協力支援活動、被災民救援活動その他の対応措置を実施するものとする。

3・4 (略)

(関係行政機関による対応措置の実施)

第九条 前三条に定めるもののほか、防衛庁長官及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、協力支援活動、被災民救援活動その他の対応措置を実施するものとする。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（対処基本方針） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。</p> <p>一 防衛大臣が自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令に関して同項又は同条第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>二 防衛大臣が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令に関して同項又は同条第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>三 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>四 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防衛施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認</p>	<p>（対処基本方針） 第九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 武力攻撃事態においては、対処基本方針には、前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。</p> <p>一 防衛庁長官が自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令に関して同項又は同条第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>二 防衛庁長官が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令に関して同項又は同条第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>三 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>四 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防衛施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認</p>

五 防衛大臣が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

六 防衛大臣が武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 (略)

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 防衛大臣が自衛隊法第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）に関して同法第七十条第一項又は第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認

二 防衛大臣が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）に関して同法第七十五条の四第一項又は第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認

三 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防衛

五 防衛庁長官が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認

六 防衛庁長官が武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認

4 (略)

5 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、第二項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。

一 防衛庁長官が自衛隊法第七十条第一項又は第八項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）に関して同法第七十条第一項又は第八項の規定により内閣総理大臣が行う承認

二 防衛庁長官が自衛隊法第七十五条の四第一項又は第六項の規定に基づき発する同条第一項第一号に定める防衛招集命令書による防衛招集命令（事態が緊迫し、同法第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合に係るものに限る。）に関して同法第七十五条の四第一項又は第六項の規定により内閣総理大臣が行う承認

三 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の規定に基づき発する防

<p>出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>四 防衛大臣が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防御施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>五 防衛大臣が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>6 15 (略)</p> <p>(対策本部の組織)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 対策本部員は、対策本部長及び対策副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣（内閣官房副長官を含む。）がその職務を代行することができる。</p> <p>7 (略)</p>	<p>衛出動待機命令に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>四 防衛庁長官が自衛隊法第七十七条の二の規定に基づき命ずる防御施設構築の措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>五 防衛庁長官が武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認</p> <p>6 15 (略)</p> <p>(対策本部の組織)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 5 (略)</p> <p>6 対策本部員は、対策本部長及び対策副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣（内閣官房副長官又は法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。）がその職務を代行することができる。</p> <p>7 (略)</p>
--	---

○イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第三十七号）（附則第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本原則）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、内閣総理大臣及び防衛大臣に協力するものとする。</p> <p>（国会の承認）</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、当該対応措置を開始した日（防衛大臣が第八条第二項の規定により当該対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。）から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（自衛隊による対応措置の実施）</p> <p>第八条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての物品の提供（自衛隊に属する物品の提供に限る。）を行うものとする。</p>	<p>（基本原則）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に関し、内閣総理大臣及び防衛庁長官に協力するものとする。</p> <p>（国会の承認）</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、当該対応措置を開始した日（防衛庁長官が第八条第二項の規定により当該対応措置の実施を自衛隊の部隊等に命じた日をいう。）から二十日以内に国会に付議して、当該対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（自衛隊による対応措置の実施）</p> <p>第八条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての物品の提供（自衛隊に属する物品の提供に限る。）を行うものとする。</p>

2 防衛大臣は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての役務の提供（自衛隊による役務の提供に限る。）について実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛大臣は、前項の実施要項において、対応措置を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 略

（配慮事項）

第九条 内閣総理大臣及び防衛大臣は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、イラク復興支援職員及び自衛隊の安全の確保に配慮しなければならない。

（国家公務員災害補償法等の読替え）

第十五条 イラク人道復興支援等手当が支給される者に係る国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四条第二項及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「及び国際平和協力手当」とあるのは、「、国際平和協力手当及びイラク人道復興支援等手当」とする。

（関係行政機関の協力）

2 防衛庁長官は、基本計画に従い、対応措置として実施される業務としての役務の提供（自衛隊による役務の提供に限る。）について実施要項を定め、これについて内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊等にその実施を命ずるものとする。

3 防衛庁長官は、前項の実施要項において、対応措置を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

4 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。

5 略

（配慮事項）

第九条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、イラク復興支援職員及び自衛隊の安全の確保に配慮しなければならない。

（国家公務員災害補償法等の読替え）

第十五条 イラク人道復興支援等手当が支給される者に係る国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四条第二項及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第二項ただし書の規定の適用については、これらの規定中「及び国際平和協力手当」とあるのは、「、国際平和協力手当及びイラク人道復興支援等手当」とする。

（関係行政機関の協力）

第十六条 内閣総理大臣及び防衛大臣は、対応措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 (略)

(物品の譲渡及び無償貸付け)

第十八条 内閣総理大臣及び防衛大臣又はそれらの委任を受けた者は、本府又は自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、国際連合等からその活動の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該国際連合等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。

(民間の協力等)

第十九条 内閣総理大臣及び防衛大臣は、前章の規定による措置によつては対応措置を十分に実施できないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 (略)

第十六条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、対応措置を実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、その所管に属する物品の管理換えその他の協力を要請することができる。

2 (略)

(物品の譲渡及び無償貸付け)

第十八条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、本府又は自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、国際連合等からその活動の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該国際連合等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができる。

(民間の協力等)

第十九条 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、前章の規定による措置によつては対応措置を十分に実施できないと認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。

2 (略)

○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（附則第五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（就職禁止事由）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員 イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「<u>防衛省職員給与法</u>」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛省職員給与法第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に定める額の俸給（同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。）を受ける職員</p> <p>四〜十八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（就職禁止事由）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する国の行政機関の職員 イ〜ハ （略）</p> <p>ニ 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「<u>防衛庁職員給与法</u>」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律別表第十指定職俸給表の適用を受ける職員及び防衛庁職員給与法第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に定める額の俸給（同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。）を受ける職員</p> <p>四〜十八 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>一・二 （略）</p>

○武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）（附則第五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（合衆国軍隊の行為に係る通知）</p> <p>第九条 防衛大臣は、武力攻撃事態（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があつた場合に限る。第十四条第一項において同じ。）において、合衆国軍隊から、同法第百十五条の十一第一項若しくは第二項又は第百十五条の十六第一項に規定する行為をし、又はした旨の連絡を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知するものとする。</p> <p>（自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供の実施）</p> <p>第十条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、行動関連措置としての自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項に規定するもののほか、防衛大臣は、内閣総理大臣の承認を得て、防衛省本省の機関又は自衛隊の部隊等（自衛隊法第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）に、行動関連措置としての役務の提供の実施を命ずることができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（土地の使用等）</p> <p>第十五条 防衛大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊の用</p>	<p>（合衆国軍隊の行為に係る通知）</p> <p>第九条 防衛庁長官は、武力攻撃事態（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があつた場合に限る。第十四条第一項において同じ。）において、合衆国軍隊から、同法第百十五条の十一第一項若しくは第二項又は第百十五条の十六第一項に規定する行為をし、又はした旨の連絡を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知するものとする。</p> <p>（自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供の実施）</p> <p>第十条 内閣総理大臣又はその委任を受けた者は、行動関連措置としての自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項に規定するもののほか、防衛庁長官は、内閣総理大臣の承認を得て、防衛庁本庁の機関又は自衛隊の部隊等（自衛隊法第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）に、行動関連措置としての役務の提供の実施を命ずることができる。</p> <p>4 （略）</p> <p>（土地の使用等）</p> <p>第十五条 内閣総理大臣は、武力攻撃事態において、合衆国軍隊</p>

に供するため土地又は家屋（以下「土地等」という。）を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定にかかわらず、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。

2 前項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件（家屋を除く。以下「立木等」という。）が合衆国軍隊の行動の実施の妨げとなると認められるときは、防衛大臣は、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、当該立木等を処分することができる。

3 第一項の規定により家屋を使用する場合において、合衆国軍隊の行動の実施のためやむを得ない必要があると認められるときは、防衛大臣は、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。

4 自衛隊法第百三条第七項から第十項まで、第十七項及び第十八項の規定は前三項の規定により土地等を使用し、立木等を移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について、同条第十三項、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規定により土地等を使用する場合について準用する。この場合に

の用に供するため土地又は家屋（以下「土地等」という。）を緊急に必要とする場合において、その土地等を合衆国軍隊の用に供することが適正かつ合理的であり、かつ、武力攻撃を排除する上で不可欠であると認めるときは、その告示して定めた地域内に限り、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定にかかわらず、期間を定めて、当該土地等を使用することができる。

2 前項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上にある立木その他土地に定着する物件（家屋を除く。以下「立木等」という。）が合衆国軍隊の行動の実施の妨げとなると認められるときは、内閣総理大臣は、当該立木等を移転することができる。この場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときは、当該立木等を処分することができる。

3 第一項の規定により家屋を使用する場合において、合衆国軍隊の行動の実施のためやむを得ない必要があると認められるときは、内閣総理大臣は、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更することができる。

4 自衛隊法第百三条第七項から第十項まで、第十七項及び第十八項の規定は前三項の規定により土地等を使用し、立木等を移転し、若しくは処分し、又は家屋の形状を変更する場合について、同条第十三項、第十五項及び第十六項の規定は第一項の規定により土地等を使用する場合について準用する。この場合に

において、同条第七項及び第十三項中「都道府県知事」とあるのは「防衛大臣」と、同条第十項中「都道府県（第一項ただし書の場合にあつては、国）」とあるのは「国」と、同条第十三項中「その職員」とあるのは「その指名する職員」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定により防衛大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

において、同条第七項及び第十三項中「都道府県知事」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第十項中「都道府県（第一項ただし書の場合にあつては、国）」とあるのは「国」と、同条第十三項中「その職員」とあるのは「その指名する職員」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定により内閣総理大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、防衛庁の職員に委任することができる。

○武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（附則第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手續並びに防衛省に設置する外国軍用品審判所における審判の手續等を定め、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（海上自衛隊の部隊による措置）</p> <p>第四条 防衛大臣は、自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において、我が国領海又は我が国周辺の公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に、第四章の規定による措置を命ずることができる。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）に際して、我が国領海又は我が国周辺の公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。）における外国軍用品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手續並びに防衛庁に設置する外国軍用品審判所における審判の手續等を定め、もつて我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。</p> <p>（海上自衛隊の部隊による措置）</p> <p>第四条 防衛庁長官（以下「長官」という。）は、自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自衛隊の全部又は一部に出動が命ぜられた場合において、我が国領海又は我が国周辺の公海において外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、同項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に、第四章の規定による措置を命ずることができる。</p>

<p>2 防衛大臣は、前項の規定による命令をするときは、停船検査を実施する区域（以下「実施区域」という。）を告示して定めなければならない。</p> <p>（関係機関等に対する周知）</p> <p>第五条 防衛大臣は、前条第二項の告示をしたときは、直ちに、外務大臣にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第七条 防衛省に、臨時に、特別の機関として、外国軍用品審判所を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審判官及び事務官)</p> <p>第十二条 外国軍用品審判所に審判官及び事務官を置く。</p> <p>2 審判官は、法律（国際法規を含む。）、防衛又は海事に関し知識経験を有する者であつて、政令で定める資格を有するものの中から、防衛大臣が任命する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(防衛大臣への報告)</p> <p>第三十五条 艦長等は、停船検査を行ったとき、又は回航措置をとつたときは、速やかに、当該停船検査又は回航措置に関する報告書を作成し、防衛大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 艦長等は、第二十八条第一項の規定による命令をしたとき、又は船長等から第十九条若しくは第三十一条に規定する苦情の申出があつたときは、直ちにその旨を防衛大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 防衛大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に</p>	<p>2 長官は、前項の規定による命令をするときは、停船検査を実施する区域（以下「実施区域」という。）を告示して定めなければならない。</p> <p>（関係機関等に対する周知）</p> <p>第五条 長官は、前条第二項の告示をしたときは、直ちに、外務大臣にその旨を通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(設置)</p> <p>第七条 防衛庁に、臨時に、特別の機関として、外国軍用品審判所を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審判官及び事務官)</p> <p>第十二条 外国軍用品審判所に審判官及び事務官を置く。</p> <p>2 審判官は、法律（国際法規を含む。）、防衛又は海事に関し知識経験を有する者であつて、政令で定める資格を有するものの中から、長官が任命する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(長官への報告)</p> <p>第三十五条 艦長等は、停船検査を行ったとき、又は回航措置をとつたときは、速やかに、当該停船検査又は回航措置に関する報告書を作成し、長官に提出しなければならない。</p> <p>2 艦長等は、第二十八条第一項の規定による命令をしたとき、又は船長等から第十九条若しくは第三十一条に規定する苦情の申出があつたときは、直ちにその旨を長官に報告しなければならない。</p> <p>3 長官は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ</p>
---	---

応じ、関係機関への連絡その他の措置を講ずるものとする。

(防衛省令への委任)

第六十条 この法律に定めるもののほか、外国軍用品審判所の審判の手續に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

、関係機関への連絡その他の措置を講ずるものとする。

(内閣府令への委任)

第六十条 この法律に定めるもののほか、外国軍用品審判所の審判の手續に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

○武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第十七号）（附則第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（被拘束者の引渡し等）</p> <p>第六条 出動自衛官は、第四条の規定による拘束をしたときは、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、速やかに、被拘束者を指定部隊長（自衛隊法第八条に規定する部隊等であつて、連隊、自衛艦その他の<u>防衛省令</u>で定めるものの長をいう。以下同じ。）に引き渡さなければならない。</p> <p>2 出動自衛官は、前項の規定にかかわらず、指定部隊長よりも近傍に抑留資格認定官（方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官若しくは航空混成団司令その他政令で定める部隊等の長をいう。以下同じ。）が所在するときは、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことができる。</p> <p>3 出動自衛官は、前二項の規定による引渡しをする場合には、<u>防衛省令</u>で定めるところにより、拘束の日時及び場所その他必要な事項をその引渡しをする指定部隊長又は抑留資格認定官に報告しなければならない。</p> <p>（指定部隊長による確認）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 確認記録には、次に掲げる事項を記載し、かつ、指定部隊長がその識別符号（個人を識別するために<u>防衛大臣</u>の定めるところ</p>	<p>（被拘束者の引渡し等）</p> <p>第六条 出動自衛官は、第四条の規定による拘束をしたときは、<u>防衛庁長官</u>（以下「<u>長官</u>」という。）の定めるところにより、速やかに、被拘束者を指定部隊長（自衛隊法第八条に規定する部隊等であつて、連隊、自衛艦その他の<u>内閣府令</u>で定めるものの長をいう。以下同じ。）に引き渡さなければならない。</p> <p>2 出動自衛官は、前項の規定にかかわらず、指定部隊長よりも近傍に抑留資格認定官（方面総監、地方総監又は航空方面隊司令官若しくは航空混成団司令その他政令で定める部隊等の長をいう。以下同じ。）が所在するときは、<u>長官</u>の定めるところにより、被拘束者を当該抑留資格認定官に引き渡すことができる。</p> <p>3 出動自衛官は、前二項の規定による引渡しをする場合には、<u>内閣府令</u>で定めるところにより、拘束の日時及び場所その他必要な事項をその引渡しをする指定部隊長又は抑留資格認定官に報告しなければならない。</p> <p>（指定部隊長による確認）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 確認記録には、次に掲げる事項を記載し、かつ、指定部隊長がその識別符号（個人を識別するために<u>長官</u>の定めるところに</p>

ろにより指定部隊長に付された数字、記号又は符号をいう。)を記入しなければならない。

一〇三 (略)

四 その他防衛省令で定める事項

5 指定部隊長は、防衛大臣の定めるところによりその指揮監督する自衛官の中から指定した者に、第二項の規定による処分を行わせることができる。

(確認後の措置)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により放免する場合を除き、指定部隊長は、防衛大臣の定めるところにより、遅滞なく、被拘束者を確認記録とともに管轄の抑留資格認定官に引き渡さなければならない。

(抑留資格認定のための調査)

第十一条 (略)

2・4 (略)

5 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところによりその指揮監督する自衛官の中から指定した者(以下この節において「認定補佐官」という。)に、前各項の規定による調査を行わせることができる。

(放免)

第十三条 抑留資格認定官は、調査の結果、被拘束者が抑留対象者に該当しない旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2・3 (略)

より指定部隊長に付された数字、記号又は符号をいう。)を記入しなければならない。

一〇三 (略)

四 その他内閣府令で定める事項

5 指定部隊長は、長官の定めるところによりその指揮監督する自衛官の中から指定した者に、第二項の規定による処分を行わせることができる。

(確認後の措置)

第九条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定により放免する場合を除き、指定部隊長は、長官の定めるところにより、遅滞なく、被拘束者を確認記録とともに管轄の抑留資格認定官に引き渡さなければならない。

(抑留資格認定のための調査)

第十一条 (略)

2・4 (略)

5 抑留資格認定官は、長官の定めるところによりその指揮監督する自衛官の中から指定した者(以下この節において「認定補佐官」という。)に、前各項の規定による調査を行わせることができる。

(放免)

第十三条 抑留資格認定官は、調査の結果、被拘束者が抑留対象者に該当しない旨の抑留資格認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2・3 (略)

4 前項の規定により交付される放免書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一～四 (略)

五 その他防衛省令で定める事項

(仮收容)

第十五条 (略)

2 前項の規定により発付される仮收容令書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一～三 (略)

四 その他防衛省令で定める事項

3～5 (略)

(抑留資格認定に係る処分)

第十六条 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(第三条第四号ロ、ハ又はニに掲げる者(以下この条、次条及び第二百二十一条第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。)を除く。)に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(軍隊等非構成員捕虜に限る。)に該当する旨の抑留資格認定をする場合においては、併せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければならない。この場合において、当該被拘束者の抑留は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし

4 前項の規定により交付される放免書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一～四 (略)

五 その他内閣府令で定める事項

(仮收容)

第十五条 (略)

2 前項の規定により発付される仮收容令書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一～三 (略)

四 その他内閣府令で定める事項

3～5 (略)

(抑留資格認定に係る処分)

第十六条 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(第三条第四号ロ、ハ又はニに掲げる者(以下この条、次条及び第二百二十一条第二項において「軍隊等非構成員捕虜」という。)を除く。)に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨の通知をしなければならない。

2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(軍隊等非構成員捕虜に限る。)に該当する旨の抑留資格認定をする場合においては、併せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければならない。この場合において、当該被拘束者の抑留は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし

、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、防衛大臣の承認を得なければならない。

3 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、防衛省令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨及び前項の判定の結果を通知しなければならない。

4・5 (略)

(放免)

第十七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により交付する放免書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一～四 (略)

五 その他防衛省令で定める事項

4・5 (略)

(抑留令書の方式)

第十八条 第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一～四 (略)

五 その他防衛省令で定める事項

(防衛省令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、抑留資格認定の手續に必要な事項は、防衛省令で定める。

(第三条約の締約国からの移入)

第二十三条 抑留資格認定官は、第三条約の我が国以外の締約国

、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、長官の承認を得なければならない。

3 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者（軍隊等非構成員捕虜に限る。）に該当する旨の抑留資格認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、直ちに、当該被拘束者にその旨及び前項の判定の結果を通知しなければならない。

4・5 (略)

(放免)

第十七条 (略)

2 (略)

3 前項の規定により交付する放免書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一～四 (略)

五 その他内閣府令で定める事項

4・5 (略)

(抑留令書の方式)

第十八条 第十六条第五項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、抑留資格認定官がこれに記名押印しなければならない。

一～四 (略)

五 その他内閣府令で定める事項

(内閣府令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、抑留資格認定の手續に必要な事項は、内閣府令で定める。

(第三条約の締約国からの移入)

第二十三条 抑留資格認定官は、第三条約の我が国以外の締約国

の軍隊その他これに類する組織によりその身体を拘束されている外国人であつて抑留対象者に該当すると思料するものがある場合には、防衛大臣の定めるところにより、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであつても、その者について第十条（第三項を除く。）の規定の例により抑留資格認定のための調査を行うことができる。

2 (略)

(利益保護国等への配慮)

第二十五条 捕虜收容所長は、利益保護国代表並びに指定赤十字国際機関（赤十字国際機関であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）及び指定援助団体（防衛大臣が指定する被收容者への援助を目的とする団体をいう。以下同じ。）の代表が第三条約及び第一追加議定書の規定により遂行するそれらの任務を尊重し、その遂行に支障が生じないよう特に配慮しなければならない。

(階級等の区分)

第二十六条 捕虜收容所長は、被收容者（仮收容者を除く。）について、その階級等に応じた適切な処遇を行うため、防衛大臣の定める階級等の基準に従い、将校、准士官、下士官及び兵の区分を指定するものとする。

(收容開始時の告知)

第二十七条 (略)

2 前項の規定による告知は、防衛省令で定めるところにより、書面で行う。

(写真撮影・指紋の採取)

第二十八条 捕虜收容所長は、被收容者につき、その收容の開始

の軍隊その他これに類する組織によりその身体を拘束されている外国人であつて抑留対象者に該当すると思料するものがある場合には、長官の定めるところにより、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであつても、その者について第十一条（第三項を除く。）の規定の例により抑留資格認定のための調査を行うことができる。

2 (略)

(利益保護国等への配慮)

第二十五条 捕虜收容所長は、利益保護国代表並びに指定赤十字国際機関（赤十字国際機関であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）及び指定援助団体（長官が指定する被收容者への援助を目的とする団体をいう。以下同じ。）の代表が第三条約及び第一追加議定書の規定により遂行するそれらの任務を尊重し、その遂行に支障が生じないよう特に配慮しなければならない。

(階級等の区分)

第二十六条 捕虜收容所長は、被收容者（仮收容者を除く。）について、その階級等に応じた適切な処遇を行うため、長官の定める階級等の基準に従い、将校、准士官、下士官及び兵の区分を指定するものとする。

(收容開始時の告知)

第二十七条 (略)

2 前項の規定による告知は、内閣府令で定めるところにより、書面で行う。

(写真撮影・指紋の採取)

第二十八条 捕虜收容所長は、被收容者につき、その收容の開始

に際し、防衛省令で定めるところにより、その者の識別のため必要な限度で、写真の撮影、指紋の採取その他の措置をとるものとする。その後必要が生じたときも、同様とする。

(医療)

第三十二条 捕虜收容所長は、被收容者が負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はこれらの疑いがある場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、診療その他必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

3 捕虜收容所長は、被收容者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項各号に掲げる者に該当すると認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、当該被收容者の隔離、入院その他の必要な措置を講ずるものとする。

(医師相当衛生要員等)

第三十三条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜收容所長が外国において医師に相当する資格を有する者と認めたもの（以下「医師相当衛生要員等」という。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十七条の規定にかかわらず、自衛隊病院等（自衛隊法第二十七条に規定する病院その他防衛省令で定める自衛隊の病院又は診療所をいう。以下同じ。）において、被收容者に対し、医業をすることができる。

2・3 (略)

(用具の使用)

第四十七条 捕虜收容所に勤務する自衛官は、前条の規定による措置をとる場合又は被收容者を護送する場合には、防衛大臣の

に際し、内閣府令で定めるところにより、その者の識別のため必要な限度で、写真の撮影、指紋の採取その他の措置をとるものとする。その後必要が生じたときも、同様とする。

(医療)

第三十二条 捕虜收容所長は、被收容者が負傷し、若しくは疾病にかかった場合又はこれらの疑いがある場合には、速やかに、内閣府令で定めるところにより、診療その他必要な措置を講ずるものとする。

2 (略)

3 捕虜收容所長は、被收容者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条第一項各号に掲げる者に該当すると認めるときは、長官の定めるところにより、当該被收容者の隔離、入院その他の必要な措置を講ずるものとする。

(医師相当衛生要員等)

第三十三条 捕虜及び衛生要員のうち、捕虜收容所長が外国において医師に相当する資格を有する者と認めたもの（以下「医師相当衛生要員等」という。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）第十七条の規定にかかわらず、自衛隊病院等（自衛隊法第二十七条に規定する病院その他内閣府令で定める自衛隊の病院又は診療所をいう。以下同じ。）において、被收容者に対し、医業をすることができる。

2・3 (略)

(用具の使用)

第四十七条 捕虜收容所に勤務する自衛官は、前条の規定による措置をとる場合又は被收容者を護送する場合には、長官の定め

定めるところにより、手錠その他の防衛省令で定める用具を使用することができる。

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者（捕虜收容所長又は捕虜收容所に勤務する幹部自衛官（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項に規定する幹部自衛官をいう。）であつて政令で定める者をいう。以下同じ。）は、被收容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被收容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一～四 (略)

(懲戒処分の種類)

第四十九条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

一 (略)

二 一日につき二時間以内の防衛省令で定める業務への従事

三 (略)

2～5 (略)

6 第一項第三号に掲げる懲戒処分においては、防衛省令で定めるところにより、懲戒権者が指定する階級等及び性別ごとに分離した区画において拘禁する。この場合において、当該懲戒処分を受ける者から、次に掲げる行為の求めがあつたときは、これを許さなければならない。

一・二 (略)

三 一日につき二時間を下回らない防衛大臣が定める範囲内で希望する時間の戸外における運動をすること。

四・五 (略)

7 (略)

定めるところにより、手錠その他の内閣府令で定める用具を使用することができる。

(懲戒処分)

第四十八条 懲戒権者（捕虜收容所長又は捕虜收容所に勤務する幹部自衛官（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十七条第二項に規定する幹部自衛官をいう。）であつて政令で定める者をいう。以下同じ。）は、被收容者が次の各号のいずれかの行為をしたときは、当該被收容者に対し、懲戒処分を行うことができる。

一～四 (略)

(懲戒処分の種類)

第四十九条 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。

一 (略)

二 一日につき二時間以内の内閣府令で定める業務への従事

三 (略)

2～5 (略)

6 第一項第三号に掲げる懲戒処分においては、内閣府令で定めるところにより、懲戒権者が指定する階級等及び性別ごとに分離した区画において拘禁する。この場合において、当該懲戒処分を受ける者から、次に掲げる行為の求めがあつたときは、これを許さなければならない。

一・二 (略)

三 一日につき二時間を下回らない長官が定める範囲内で希望する時間の戸外における運動をすること。

四・五 (略)

7 (略)

(懲戒処分を行う手続等)

第五十一条 (略)

2 前項の調査のため必要があるときは、防衛省令で定めるところにより、反則行為をした疑いのある被收容者を他の被收容者から隔離することができる。この場合において、当該被收容者を隔離する期間は、十四日を超えてはならない。

3・4 (略)

5 懲戒権者は、被收容者に懲戒処分を行うことを決定したときは、防衛省令で定めるところにより、当該被收容者及び捕虜代表表に対し、その旨及び当該懲戒処分の内容を通知しなければならない。

6 捕虜收容所長は、防衛省令で定めるところにより、懲戒処分に係る記録を作成し、及び保存しなければならない。

7 捕虜收容所長は、懲戒処分を受けた被收容者、利益保護国代表その他防衛省令で定める者から前項の記録の閲覧を求められたときは、これを許可しなければならない。

(懲戒処分執行後の監視)

第五十四条 捕虜收容所長は、第四十八条第一号に掲げる行為をしたことを理由に懲戒処分を受けた被收容者については、当該懲戒処分の執行が終了した後、これを防衛省令で定める監視の下に置くことができる。

(防衛省令への委任)

第五十五条 この款に定めるもののほか、懲戒処分に関する手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(捕虜代表及び捕虜代表補助者の指名)

第五十六条 捕虜收容所長は、防衛大臣の定めるところにより、

(懲戒処分を行う手続等)

第五十一条 (略)

2 前項の調査のため必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、反則行為をした疑いのある被收容者を他の被收容者から隔離することができる。この場合において、当該被收容者を隔離する期間は、十四日を超えてはならない。

3・4 (略)

5 懲戒権者は、被收容者に懲戒処分を行うことを決定したときは、内閣府令で定めるところにより、当該被收容者及び捕虜代表表に対し、その旨及び当該懲戒処分の内容を通知しなければならない。

6 捕虜收容所長は、内閣府令で定めるところにより、懲戒処分に係る記録を作成し、及び保存しなければならない。

7 捕虜收容所長は、懲戒処分を受けた被收容者、利益保護国代表その他内閣府令で定める者から前項の記録の閲覧を求められたときは、これを許可しなければならない。

(懲戒処分執行後の監視)

第五十四条 捕虜收容所長は、第四十八条第一号に掲げる行為をしたことを理由に懲戒処分を受けた被收容者については、当該懲戒処分の執行が終了した後、これを内閣府令で定める監視の下に置くことができる。

(内閣府令への委任)

第五十五条 この款に定めるもののほか、懲戒処分に関する手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(捕虜代表及び捕虜代表補助者の指名)

第五十六条 捕虜收容所長は、長官の定めるところにより、捕虜

捕虜代表及び捕虜代表を補佐する者（以下「捕虜代表補助者」という。）を指名するものとする。

（自弁の物品の使用等）

第五十九条 捕虜収容所長は、被收容者が、次に掲げる物品で防衛省令で定める品目のものについて、自弁のものを使用し、又は撰取することを申請した場合には、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。

一～四 （略）

五 その他防衛省令で定める物品

（日課）

第六十一条 捕虜収容所長は、防衛省令で定める基準に従い、捕虜収容所における日課を定め、これを被收容者に告知するものとする。

（活動等への援助）

第六十二条 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、被收容者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動、運動競技その他の活動について、援助を与えるものとする。

2 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、被收容者のうち、将校、准士官又は下士官として指定された者に対し、自己契約作業（これらの者が捕虜収容所の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業をいう。）について、援助を与えるものとする。

（防衛省令への委任）

第六十三条 この節に定めるもののほか、被收容者の処遇に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

代表及び捕虜代表を補佐する者（以下「捕虜代表補助者」という。）を指名するものとする。

（自弁の物品の使用等）

第五十九条 捕虜収容所長は、被收容者が、次に掲げる物品で内閣府令で定める品目のものについて、自弁のものを使用し、又は撰取することを申請した場合には、捕虜収容所の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。

一～四 （略）

五 その他内閣府令で定める物品

（日課）

第六十一条 捕虜収容所長は、内閣府令で定める基準に従い、捕虜収容所における日課を定め、これを被收容者に告知するものとする。

（活動等への援助）

第六十二条 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、被收容者に対し、知的、教育的及び娯楽的活動、運動競技その他の活動について、援助を与えるものとする。

2 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、被收容者のうち、将校、准士官又は下士官として指定された者に対し、自己契約作業（これらの者が捕虜収容所の外部の者との請負契約により行う物品の製作その他の作業をいう。）について、援助を与えるものとする。

（内閣府令への委任）

第六十三条 この節に定めるもののほか、被收容者の処遇に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(業務の条件)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により捕虜収容所長が講ずべき措置及び前項の規定により捕虜が守らなければならない事項は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項の例により、防衛大臣が定める。

(防衛省令への委任)

第七十二条 この節に定めるもののほか、業務の方法その他業務の実施に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

(捕虜等抑留給付金)

第七十三条 (略)

2 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、給付金台帳を作成し、給付対象捕虜等ごとに捕虜等抑留給付金の計算高(以下この節において「給付金計算高」という。)を記録して、これを管理しなければならない。

(捕虜等抑留給付金の額及び加算)

第七十四条 給付金計算高に加算すべき捕虜等抑留給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 基礎的給付金 給付対象捕虜等の階級等ごとに防衛省令で定める月額

二 業務従事報奨金 防衛省令で定めるところにより、捕虜が業務を行った日の属する月ごとに、業務の種類及び内容、当該業務に要する知識及び技能の程度等を考慮して防衛大臣が

(業務の条件)

第七十一条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により捕虜収容所長が講ずべき措置及び前項の規定により捕虜が守らなければならない事項は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項の例により、長官が定める。

(内閣府令への委任)

第七十二条 この節に定めるもののほか、業務の方法その他業務の実施に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(捕虜等抑留給付金)

第七十三条 (略)

2 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、給付金台帳を作成し、給付対象捕虜等ごとに捕虜等抑留給付金の計算高(以下この節において「給付金計算高」という。)を記録して、これを管理しなければならない。

(捕虜等抑留給付金の額及び加算)

第七十四条 給付金計算高に加算すべき捕虜等抑留給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 基礎的給付金 給付対象捕虜等の階級等ごとに内閣府令で定める月額

二 業務従事報奨金 内閣府令で定めるところにより、捕虜が業務を行った日の属する月ごとに、業務の種類及び内容、当該業務に要する知識及び技能の程度等を考慮して長官が定め

定める基準に従い、その月の業務に対応するものとして算出した金額

- 2 捕虜等抑留給付金の額は、毎月一回の防衛大臣が定める日に、基礎的給付金にあつてはその月の月額的全額、業務従事報奨金にあつてはその月の前月における金額の全額を給付金計算高に加算するものとする。

(給付金台帳の閲覧)

- 第七十八条 給付対象捕虜等、捕虜代表又は利益保護国代表は、防衛省令で定めるところにより、第七十三条第二項に規定する給付金台帳を閲覧することができる。

(防衛省令への委任)

- 第七十九条 この節に定めるもののほか、捕虜等抑留給付金の支給、給付金台帳の管理及び記録その他捕虜等抑留給付金の取扱いに關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(利益保護国代表等による面会)

- 第八十条 (略)

- 2 捕虜收容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、防衛省令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜收容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

(その他の者との面会)

- 第八十一条 捕虜收容所長は、被收容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜收容所の管理運営上支障がないと認めるときは、防

る基準に従い、その月の業務に対応するものとして算出した金額

- 2 捕虜等抑留給付金の額は、毎月一回の長官が定める日に、基礎的給付金にあつてはその月の月額的全額、業務従事報奨金にあつてはその月の前月における金額の全額を給付金計算高に加算するものとする。

(給付金台帳の閲覧)

- 第七十八条 給付対象捕虜等、捕虜代表又は利益保護国代表は、内閣府令で定めるところにより、第七十三条第二項に規定する給付金台帳を閲覧することができる。

(内閣府令への委任)

- 第七十九条 この節に定めるもののほか、捕虜等抑留給付金の支給、給付金台帳の管理及び記録その他捕虜等抑留給付金の取扱いに關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(利益保護国代表等による面会)

- 第八十条 (略)

- 2 捕虜收容所長は、前項の規定により面会を許可するときは、内閣府令で定めるところにより、面会の相手方の用務の処理の目的を妨げない範囲内において、面会の時間及び場所その他の捕虜收容所の管理運営上著しい支障を及ぼさないようにするための必要最小限の事項について指定することができる。

(その他の者との面会)

- 第八十一条 捕虜收容所長は、被收容者に対し、前条第一項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において、面会を必要とする特段の事情があり、かつ、当該面会を許可することが捕虜收容所の管理運営上支障がないと認めるときは、長

衛大臣の定めるところにより、これを許可することができる。

2 4 (略)

(面会の停止等)

第八十二条 防衛大臣は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の武力攻撃事態への対処に係る状況に照らし、我が国の防衛上特段の必要がある場合には、捕虜収容所長に対し、期間及び捕虜収容所の施設を指定して、前二条の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。

2 防衛大臣は、前項の面会の制限又は停止の必要がなくなったと認めるときは、捕虜収容所長に対し、直ちに、当該面会の制限又は停止の解除を命じなければならない。

(信書に関する制限)

第八十四条 捕虜収容所長は、防衛省令で定めるところにより、被収容者が発する信書の作成要領及び通数並びに被収容者の信書の発受の方法について、抑留業務の円滑な実施のため必要な制限をすることができる。ただし、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国若しくは地方公共団体の機関、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体に対して発する信書であつて、第三条約第八十条その他の規定による捕虜代表又は捕虜代表補助者の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、被収容者が発する信書の通数を制限するときは、当該通数は、毎月、第三条約第七十一条第一項に規定する手紙に相当するものとして防衛省令で定めるものにあつては二通、同項に規定する葉書に相当するものとして防衛省令で定めるものにあつては四通を下回ることができない。

官の定めるところにより、これを許可することができる。

2 4 (略)

(面会の停止等)

第八十二条 長官は、武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の武力攻撃事態への対処に係る状況に照らし、我が国の防衛上特段の必要がある場合には、捕虜収容所長に対し、期間及び捕虜収容所の施設を指定して、前二条の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。

2 長官は、前項の面会の制限又は停止の必要がなくなったと認めるときは、捕虜収容所長に対し、直ちに、当該面会の制限又は停止の解除を命じなければならない。

(信書に関する制限)

第八十四条 捕虜収容所長は、内閣府令で定めるところにより、被収容者が発する信書の作成要領及び通数並びに被収容者の信書の発受の方法について、抑留業務の円滑な実施のため必要な制限をすることができる。ただし、捕虜代表又は捕虜代表補助者が国若しくは地方公共団体の機関、利益保護国、指定赤十字国際機関又は指定援助団体に対して発する信書であつて、第三条約第八十条その他の規定による捕虜代表又は捕虜代表補助者の権限に属する事項を含むものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、被収容者が発する信書の通数を制限するときは、当該通数は、毎月、第三条約第七十一条第一項に規定する手紙に相当するものとして内閣府令で定めるものにあつては二通、同項に規定する葉書に相当するものとして内閣府令で定めるものにあつては四通を下回ることができない。

3 (略)

(被收容者が発する電信等)

第八十七条 捕虜收容所長は、被收容者が信書によつてはその配偶者又は三親等以内の親族と連絡を取ることができない場合その他の防衛省令で定める場合には、電信その他防衛省令で定める電気通信役務を利用して行う通信（以下「電信等」という。）を被收容者が発することを許可することができる。

2 捕虜收容所長は、防衛省令で定めるところにより、被收容者が発する電信等の作成要領並びに発信の回数及び方法について、抑留業務の円滑な実施のために必要な制限をすることができる。

3・4 (略)

(防衛省令への委任)

第八十九条 この節に定めるもののほか、信書及び電信等の発受に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(防衛大臣等に対する苦情の申出)

第九十一条 被收容者は、自己に対する捕虜收容所長の措置その他自己が受ける処遇について、防衛大臣又は防衛大臣の定める幕僚長（自衛隊法第九条に規定する幕僚長をいう。）に対し、書面で、苦情の申出をすることができる。

2・4 (略)

(防衛省令への委任)

第九十二条 この節に定めるもののほか、苦情の申出及びその処理の手續に關し必要な事項は、防衛省令で定める。

(捕虜資格認定等審査会)

第九十三条 資格認定審査請求及び懲戒審査請求の事件を取り扱

3 (略)

(被收容者が発する電信等)

第八十七条 捕虜收容所長は、被收容者が信書によつてはその配偶者又は三親等以内の親族と連絡を取ることができない場合その他の内閣府令で定める場合には、電信その他内閣府令で定める電気通信役務を利用して行う通信（以下「電信等」という。）を被收容者が発することを許可することができる。

2 捕虜收容所長は、内閣府令で定めるところにより、被收容者が発する電信等の作成要領並びに発信の回数及び方法について、抑留業務の円滑な実施のために必要な制限をすることができる。

3・4 (略)

(内閣府令への委任)

第八十九条 この節に定めるもののほか、信書及び電信等の発受に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(長官等に対する苦情の申出)

第九十一条 被收容者は、自己に対する捕虜收容所長の措置その他自己が受ける処遇について、長官又は長官の定める幕僚長（自衛隊法第九条に規定する幕僚長をいう。）に対し、書面で、苦情の申出をすることができる。

2・4 (略)

(内閣府令への委任)

第九十二条 この節に定めるもののほか、苦情の申出及びその処理の手續に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(捕虜資格認定等審査会)

第九十三条 資格認定審査請求及び懲戒審査請求の事件を取り扱

うため、防衛省本省に、臨時に捕虜資格認定等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（委員の任命）

第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、防衛大臣が任命する。

（罷免）

第九十九条 防衛大臣は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

（捕虜收容所長の処置）

第二百一十一条（略）

2～4（略）

5 第二項又は第三項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、捕虜收容所長がこれに記名押印しなければならぬ。

一～四（略）

五 その他防衛省令で定める事項

（懲戒審査請求）

第二百二十五条 被收容者は、第四十八条の規定による懲戒処分不服があるときは、防衛省令で定めるところにより、書面で、審査会に対し懲戒審査請求をすることができる。

（裁決の結果とるべき措置）

第三百三十二条 捕虜收容所長は、第四十九条第一項各号に掲げる懲戒処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する裁決があったときは、防衛大臣の定めるところにより、懲戒審査請求

うため、防衛庁本庁に、臨時に捕虜資格認定等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（委員の任命）

第九十五条 委員は、人格が高潔であつて、安全保障に関する識見を有し、かつ、第三条約その他の国際的な武力紛争において適用される国際人道法又は防衛に関する法令に学識経験を有する者のうちから、長官が任命する。

（罷免）

第九十九条 長官は、委員が前条各号のいずれかに該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

（捕虜收容所長の処置）

第二百一十一条（略）

2～4（略）

5 第二項又は第三項の規定により発付される抑留令書には、次に掲げる事項を記載し、捕虜收容所長がこれに記名押印しなければならぬ。

一～四（略）

五 その他内閣府令で定める事項

（懲戒審査請求）

第二百二十五条 被收容者は、第四十八条の規定による懲戒処分不服があるときは、内閣府令で定めるところにより、書面で、審査会に対し懲戒審査請求をすることができる。

（裁決の結果とるべき措置）

第三百三十二条 捕虜收容所長は、第四十九条第一項各号に掲げる懲戒処分の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する裁決があったときは、長官の定めるところにより、懲戒審査請求人が

人がその処分によって受けた不当な結果を是正するため、その処分によって失われた捕虜等抑留給付金の加算その他の措置をとらなければならない。

(防衛省令への委任)

第三百三十五条 この章に定めるもののほか、資格認定審査請求及び懲戒審査請求の手続は、防衛省令で定める。

(基準の作成)

第三百三十七条 防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

一～三 (略)

2 防衛大臣は、武力攻撃事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被收容者の順序、被收容者の引渡しを行うべき地（以下「送還地」という。）、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準（以下「終了時送還基準」という。）を作成するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、防衛大臣は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一～二 (略)

4 前三項に規定するもののほか、防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための捕虜の引渡し（以下「移出」という。）に関する基準（以下「移出基準」という。）を作成することができる。

その処分によって受けた不当な結果を是正するため、その処分によって失われた捕虜等抑留給付金の加算その他の措置をとらなければならない。

(内閣府令への委任)

第三百三十五条 この章に定めるもののほか、資格認定審査請求及び懲戒審査請求の手続は、内閣府令で定める。

(基準の作成)

第三百三十七条 長官は、武力攻撃事態に際して、遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するものとする。

一～三 (略)

2 長官は、武力攻撃事態の終了後、速やかに、送還令書を発付すべき被收容者の順序、被收容者の引渡しを行うべき地（以下「送還地」という。）、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基準（以下「終了時送還基準」という。）を作成するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、長官は、次に掲げる武力攻撃事態における捕虜の送還に関する基準を作成することができる。

一～二 (略)

4 前三項に規定するもののほか、長官は、武力攻撃事態に際して、武力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための捕虜の引渡し（以下「移出」という。）に関する基準（以下「移出基準」という。）を作成することができる。

一〇二 (略)

5 防衛大臣は、前各項の規定により重傷病認定基準、衛生要員送還基準、宗教要員送還基準、終了時送還基準、宣誓解放送還基準、捕虜交換等送還基準又は移出基準（以下「送還等諸基準」という。）を作成したときは、速やかに、当該送還等諸基準を捕虜收容所長に通知するものとする。

6 (略)

(文書等の発受)

第三百二十八条 送還等諸基準の作成に必要な外国の政府又はこれに準ずるものとの間の文書及び通知の発受は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他の特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、防衛大臣が行うものとする。

(重傷病捕虜等の送還)

第三百二十九条 (略)

2 前項の通知を受けた者が、防衛省令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第四百三十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

3 防衛大臣は、前項の規定により送還令書を発付すべき者について、速やかに、その送還地、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内訳その他の送還の実施に必要な事項を定めなければならない。

4〜6 (略)

(武力攻撃事態における衛生要員及び宗教要員の送還)

第四百十条 (略)

2 (略)

3 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところにより、前項の

一〇二 (略)

5 長官は、前各項の規定により重傷病認定基準、衛生要員送還基準、宗教要員送還基準、終了時送還基準、宣誓解放送還基準、捕虜交換等送還基準又は移出基準（以下「送還等諸基準」という。）を作成したときは、速やかに、当該送還等諸基準を捕虜收容所長に通知するものとする。

6 (略)

(文書等の発受)

第三百二十八条 送還等諸基準の作成に必要な外国の政府又はこれに準ずるものとの間の文書及び通知の発受は、外務大臣が行う。ただし、緊急その他の特別の事情がある場合において、外務大臣が同意したときは、長官が行うものとする。

(重傷病捕虜等の送還)

第三百二十九条 (略)

2 前項の通知を受けた者が、内閣府令の定めるところにより送還に同意したときは、捕虜收容所長は、速やかに、第四百三十三条の規定による送還令書を発付するものとする。

3 長官は、前項の規定により送還令書を発付すべき者について、速やかに、その送還地、送還地までの交通手段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内訳その他の送還の実施に必要な事項を定めなければならない。

4〜6 (略)

(武力攻撃事態における衛生要員及び宗教要員の送還)

第四百十条 (略)

2 (略)

3 抑留資格認定官は、長官の定めるところにより、前項の交代

交代要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであつても、その者が抑留対象者（第三条第四号ホに掲げる者に限る。）に該当すると認めるときは、第十六条の規定の例により抑留令書を発付することができる。

4 (略)

(武力攻撃事態終了後の送還)

第四百四十一条 捕虜収容所長は、第三百三十七条第五項の規定により終了時送還基準の通知を受けたときは、遅滞なく、当該終了時送還基準に従い送還の実施に係る計画（以下「送還実施計画」という。）の案を作成し、防衛大臣の承認を受けるものとする。送還実施計画を変更する場合も、同様とする。

2 (略)

(送還令書の方式)

第四百四十三条 第三百三十九条第二項、第四百四十条第一項（第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第四百四十一条第二項又は前条の規定により発付される送還令書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、捕虜収容所長がこれに記名押印するものとする。

一～六 (略)

七 その他防衛省令で定める事項

(送還令書の執行)

第四百四十四条 送還令書は、防衛大臣の定めるところにより、捕虜収容所に勤務する自衛官その他の自衛官が執行するものとする。

2 (略)

(送還の特例)

要員について、第四条の規定によりその身体を拘束しないときであつても、その者が抑留対象者（第三条第四号ホに掲げる者に限る。）に該当すると認めるときは、第十六条の規定の例により抑留令書を発付することができる。

4 (略)

(武力攻撃事態終了後の送還)

第四百四十一条 捕虜収容所長は、第三百三十七条第五項の規定により終了時送還基準の通知を受けたときは、遅滞なく、当該終了時送還基準に従い送還の実施に係る計画（以下「送還実施計画」という。）の案を作成し、長官の承認を受けるものとする。送還実施計画を変更する場合も、同様とする。

2 (略)

(送還令書の方式)

第四百四十三条 第三百三十九条第二項、第四百四十条第一項（第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第四百四十一条第二項又は前条の規定により発付される送還令書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、捕虜収容所長がこれに記名押印するものとする。

一～六 (略)

七 その他内閣府令で定める事項

(送還令書の執行)

第四百四十四条 送還令書は、長官の定めるところにより、捕虜収容所に勤務する自衛官その他の自衛官が執行するものとする。

2 (略)

(送還の特例)

第四百四十六条 送還令書の発付を受けた者が、第三条第四号ロ、へ又はチに掲げる者に該当し、かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者であるときは、防衛大臣は、その者の希望により、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が国から退去することを許可することができる。

2 前項の規定により我が国から退去することを許可された者については、防衛省令で定めるところにより、我が国から退去した時にその者に係る送還令書が執行されたものとみなす。
(捕虜代表への通知等)

第四百四十八条 (略)

2 (略)

3 捕虜收容所長は、防衛省令で定めるところにより、送還及び移出の実績を捕虜代表に通知するものとする。

4 捕虜收容所長は、防衛省令で定めるところにより、被收容者に対し、送還実施計画及び送還実績を周知するため必要な措置を講ずるものとする。
(防衛大臣による放免)

第四百四十九条 防衛大臣は、送還令書の発付を受けた被收容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被收容者の利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜收容所長に当該被收容者を放免するよう命ずることができる。

2 (略)

(抑留の取消し)

第五十条 防衛大臣は、抑留令書の発付を受けた被收容者であつて現に刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されているもの(以下この条において「刑事

第四百四十六条 送還令書の発付を受けた者が、第三条第四号ロ、へ又はチに掲げる者に該当し、かつ、敵国軍隊等が属する外国以外の国籍を有する者であるときは、長官は、その者の希望により、その国籍又は市民権の属する国に向け、我が国から退去することを許可することができる。

2 前項の規定により我が国から退去することを許可された者については、内閣府令で定めるところにより、我が国から退去した時にその者に係る送還令書が執行されたものとみなす。
(捕虜代表への通知等)

第四百四十八条 (略)

2 (略)

3 捕虜收容所長は、内閣府令で定めるところにより、送還及び移出の実績を捕虜代表に通知するものとする。

4 捕虜收容所長は、内閣府令で定めるところにより、被收容者に対し、送還実施計画及び送還実績を周知するため必要な措置を講ずるものとする。
(長官による放免)

第四百四十九条 長官は、送還令書の発付を受けた被收容者について、送還実施計画に基づき送還することが当該被收容者の利益を著しく害すると認める特段の事情があるときは、捕虜收容所長に当該被收容者を放免するよう命ずることができる。

2 (略)

(抑留の取消し)

第五十条 長官は、抑留令書の発付を受けた被收容者であつて現に刑事事件又は少年の保護事件に関する法令の規定によりその身体を拘束されているもの(以下この条において「刑事事件

事件等被拘束者」という。) 以外のすべての被收容者について送還等(送還その他の事由による抑留の終了をいう。次条において同じ。)が完了したときは、捕虜收容所長に対し、当該刑事事件等被拘束者に対する抑留令書に係る抑留の処分の取消しを命ずることができる。

(自衛隊の部隊等における領置)

第五十三條 指定部隊長又は抑留資格認定官は、第六條第一項若しくは第二項又は第九條第四項の規定による引渡しを受けた被拘束者がその引渡しの際に所持する現金及び物品(以下「金品」という。)を領置することができる。ただし、次に掲げる物品については、領置してはならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、防衛省令で定める私用の物品

2 5 (略)

(捕虜收容所における領置)

第五十四條 (略)

2・3 (略)

4 被收容者又は利益保護国代表は、防衛省令で定めるところにより、前項の受領証の控えを閲覧することができる。

5 8 (略)

(差入物の取扱い)

第五十五條 捕虜收容所長又はその指定する職員は、被收容者以外の者が被收容者に交付するため捕虜收容所に持参し、又は送付した金品については、防衛省令で定めるところにより、その内容の検査を行うことができる。

2 5 (略)

等被拘束者」という。) 以外のすべての被收容者について送還等(送還その他の事由による抑留の終了をいう。次条において同じ。)が完了したときは、捕虜收容所長に対し、当該刑事事件等被拘束者に対する抑留令書に係る抑留の処分の取消しを命ずることができる。

(自衛隊の部隊等における領置)

第五十三條 指定部隊長又は抑留資格認定官は、第六條第一項若しくは第二項又は第九條第四項の規定による引渡しを受けた被拘束者がその引渡しの際に所持する現金及び物品(以下「金品」という。)を領置することができる。ただし、次に掲げる物品については、領置してはならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める私用の物品

2 5 (略)

(捕虜收容所における領置)

第五十四條 (略)

2・3 (略)

4 被收容者又は利益保護国代表は、内閣府令で定めるところにより、前項の受領証の控えを閲覧することができる。

5 8 (略)

(差入物の取扱い)

第五十五條 捕虜收容所長又はその指定する職員は、被收容者以外の者が被收容者に交付するため捕虜收容所に持参し、又は送付した金品については、内閣府令で定めるところにより、その内容の検査を行うことができる。

2 5 (略)

(死亡者等の遺留物)

第百五十八条 被拘束者又は被收容者の死亡その他防衛省令で定める場合において、当該被拘束者又は被收容者から領置していた現金又は物品であつて遺留されたものがあるときは、防衛省令で定めるところにより、これを返還しなければならない。ただし、当該物品が腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は価値のないものであるときは、廃棄することができる。

(防衛省令への委任)

第百六十条 この節に定めるもののほか、領置に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

第百六十七条 抑留資格認定官は、防衛大臣の定めるところにより、現にその身体を拘束している被拘束者について、防衛大臣に定期的に報告しなければならない。

2 捕虜收容所長は、防衛大臣の定めるところにより、捕虜收容所における被收容者の收容状況について、防衛大臣に定期的に報告しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、捕虜收容所における被收容者に關する情報の取扱いについては、防衛省令で定める。

(混成医療委員の指定)

第百六十八条 防衛大臣は、武力攻撃事態に際して、被收容者に対する医療業務の実施に關して必要な勧告その他の措置をとるとともに第百三十七条第一項第一号に規定する送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者(以下「混成医療委員」という。)として、医師である自衛隊員一名及び外国において医師に相当する者であつて指定赤十字国際機関が推薦するもの(以下「外国混成医療委員」という。)二名を指定

(死亡者等の遺留物)

第百五十八条 被拘束者又は被收容者の死亡その他内閣府令で定める場合において、当該被拘束者又は被收容者から領置していた現金又は物品であつて遺留されたものがあるときは、内閣府令で定めるところにより、これを返還しなければならない。ただし、当該物品が腐敗し、若しくは滅失するおそれがあるもの又は価値のないものであるときは、廃棄することができる。

(内閣府令への委任)

第百六十条 この節に定めるもののほか、領置に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第百六十七条 抑留資格認定官は、長官の定めるところにより、現にその身体を拘束している被拘束者について、長官に定期的に報告しなければならない。

2 捕虜收容所長は、長官の定めるところにより、捕虜收容所における被收容者の收容状況について、長官に定期的に報告しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、捕虜收容所における被收容者に關する情報の取扱いについては、内閣府令で定める。

(混成医療委員の指定)

第百六十八条 長官は、武力攻撃事態に際して、被收容者に対する医療業務の実施に關して必要な勧告その他の措置をとるとともに第百三十七条第一項第一号に規定する送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者(以下「混成医療委員」という。)として、医師である自衛隊員一名及び外国において医師に相当する者であつて指定赤十字国際機関が推薦するもの(以下「外国混成医療委員」という。)二名を指定する

するものとする。

2 防衛大臣は、やむを得ない事由により外国混成医療委員を指定することができないときは、これに代えて、混成医療委員として日本赤十字社が推薦する医師を指定するものとする。

第七十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、被拘束者又は被收容者が死亡した場合における措置については、防衛省令で定める。

第七十二条 防衛大臣は、第二章に定める手続を行うため必要な被拘束者を留め置く区画又は施設の設定要領、当該区画又は施設における安全確保のために講ずべき措置の内容その他の被拘束者の管理に必要な事項に関する基準を定めるものとする。

2 防衛大臣は、被收容者を收容する捕虜收容所の施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(被拘束者への食事等の提供)

第七十三条 (略)

2 被拘束者は、管轄の抑留資格認定官が指定する自衛隊病院(自衛隊法第二十七条に規定する病院をいう。)又は防衛省令で定める医療若しくは救護の業務を行う自衛隊の部隊において、出動自衛官の例により、その心身の状況に応じて必要な医療の提供を受けることができる。

第七十六条 第四百四十条第三項の規定により抑留令書の発付を受けた衛生要員のうち防衛大臣が指定する者(以下「指定衛生要員」という。)は、麻薬及び向精神薬取締法第十三条第一項若しくは第五十条の八又は覚せい剤取締法第十三条若しくは第三十条の六第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について防衛大臣が厚生労働大臣と協議の上指定するところにより、

ものとする。

2 長官は、やむを得ない事由により外国混成医療委員を指定することができないときは、これに代えて、混成医療委員として日本赤十字社が推薦する医師を指定するものとする。

第七十一条 (略)

2 前項に規定するもののほか、被拘束者又は被收容者が死亡した場合における措置については、内閣府令で定める。

第七十二条 長官は、第二章に定める手続を行うため必要な被拘束者を留め置く区画又は施設の設定要領、当該区画又は施設における安全確保のために講ずべき措置の内容その他の被拘束者の管理に必要な事項に関する基準を定めるものとする。

2 長官は、被收容者を收容する捕虜收容所の施設に関する基準を定めるものとする。

(被拘束者への食事等の提供)

第七十三条 (略)

2 被拘束者は、管轄の抑留資格認定官が指定する自衛隊病院(自衛隊法第二十七条に規定する病院をいう。)又は内閣府令で定める医療若しくは救護の業務を行う自衛隊の部隊において、出動自衛官の例により、その心身の状況に応じて必要な医療の提供を受けることができる。

第七十六条 第四百四十条第三項の規定により抑留令書の発付を受けた衛生要員のうち長官が指定する者(以下「指定衛生要員」という。)は、麻薬及び向精神薬取締法第十三条第一項若しくは第五十条の八又は覚せい剤取締法第十三条若しくは第三十条の六第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について長官が厚生労働大臣と協議の上指定するところにより、麻薬、向

麻薬、向精神薬、覚せい剤又は医薬品である覚せい剤原料を輸入することができる。

一〇五 (略)

2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その指定に係る事項を財務大臣に通知するものとする。

精神薬、覚せい剤又は医薬品である覚せい剤原料を輸入することができる。

一〇五 (略)

2 長官は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その指定に係る事項を財務大臣に通知するものとする。

○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十六号）（附則第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>18 附則第九項から前項までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
1 ～ 17 (略)	附則 (防衛省の職員への準用)	1 ～ 17 (略)	附則 (防衛庁の職員への準用)
附則第九項第五号ロ	在勤する職員	在勤する職員及び当該新寒冷地に防衛大臣の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員	在勤する職員及び当該新寒冷地に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
略	略	略	略
附則第九項第五号ハ、第十四項、第十五項及び前項	総務大臣	防衛大臣	内閣総理大臣
略	略	略	略
附則第九項第六号及び第七号	第二条第一項	第七条第一項及び第二項において準用する改正前の寒冷地手当法第二条第一項	第七条第一項及び第二項において準用する改正前の寒冷地手当法第二条第一項

略		附則第十五項	略	附則第九項第六号
略	同法の	律 給与に関する法	略	総務大臣
略	第四項に規定する	防衛省の職員 の給与等に関する法律 （昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員に関する法律	略	内閣総理大臣

略		附則第十五項	略	
略	同法の	律 給与に関する法	略	
略	第四項に規定する	防衛庁の職員 の給与等に関する法律 （昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において準用する一般職の職員に関する法律	略	

○国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）（附則第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十四条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下この条において「防衛省職員給与法」という。）第二十八条第一項に規定する任用期間の定めのある隊員が新制度適用任期制隊員（施行日前において前条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条第一項に規定する任用期間の定めのある隊員であつて、その者が防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第<u>号</u>）の施行の日以後に退職することにより防衛省職員給与法の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。）として退職した場合において防衛省職員給与法第二十八条第二項ただし書、第六項第二号及び第三号並びに第九項の規定により新法の規定の例による場合には、附則第三条から第六条までの規定の適用があるものとする。</p>	<p>附 則 （防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十八条第一項に規定する任用期間の定めのある隊員（以下この条において「任期制隊員」という。）が新制度適用任期制隊員（施行日前において任期制隊員であつて、その者が施行日以後に退職することにより前条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下この条において「新防衛庁給与法」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。）として退職した場合において新防衛庁給与法第二十八条第二項ただし書、第六項第二号及び第三号並びに第九項の規定により新法の規定の例による場合には、附則第三条から第六条までの規定の適用があるものとする。</p>

○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）（附則第六十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（俸給の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第十五条 切替日の前日から引き続き同一の関係俸給表（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）別表第一若しくは別表第二、一般職給与法別表第一、別表第六から別表第八まで若しくは別表第十、特定任期付職員等俸給表又は防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第二条の規定による改正前の法別表第一から別表第三までをいう。以下同じ。）の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が旧俸給月額に達しないこととなる職員（防衛省令で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</p> <p>2 切替日の前日から引き続き関係俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。</p> <p>3 切替日以降に新たに関係俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（俸給の切替えに伴う経過措置）</p> <p>第十五条 切替日の前日から引き続き同一の関係俸給表（法別表第一若しくは別表第二、一般職給与法別表第一、別表第六から別表第八まで若しくは別表第十、特定任期付職員等俸給表又は防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第二条の規定による改正前の法別表第一から別表第三までをいう。以下同じ。）の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が旧俸給月額に達しないこととなる職員（内閣府令で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。</p> <p>2 切替日の前日から引き続き関係俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、内閣府令で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。</p> <p>3 切替日以降に新たに関係俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは</p>

、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、これらの規定に準じて、俸給を支給する。

第十六条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する防衛省職員給与法第十一条の二において準用する一般職給与法第十条第二項の規定の適用については、同項中「調整前における俸給月額」とあるのは、「調整前における俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と読み替えるものとする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する防衛省職員給与法第十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」とする。

3 前条の規定による俸給を支給される職員に関する防衛省職員給与法第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）以下この項において「平成十七年防衛庁給与改正法」という。）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「政令で定める俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第二」とあるのは「平成十七年防衛庁給与改正法第二条の規定による改正前の別表第三」とする。

（平成二十二年三月三十一日までの間における一般職給与法の準用に関する特例等）

、当該職員には、内閣府令で定めるところにより、これらの規定に準じて、俸給を支給する。

第十六条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第十一条の二において準用する一般職給与法第十条第二項の規定の適用については、同項中「調整前における俸給月額」とあるのは、「調整前における俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と読み替えるものとする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第十一条の三第二項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」とする。

3 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第二十七条の三第二項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額と防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百二十二号）以下この項において「平成十七年防衛庁給与改正法」という。）附則第十五条の規定による俸給の額との合計額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「政令で定める俸給月額と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第二」とあるのは「平成十七年防衛庁給与改正法第二条の規定による改正前の別表第三」とする。

（平成二十二年三月三十一日までの間における一般職給与法の準用に関する特例等）

第十七条 一般職給与改正法附則第十三条の規定は、平成二十二年三月三十一日までの間における防衛省職員給与法第五条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法（以下「改正後の一般職給与法」という。）第八条第六項及び第七項並びに防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項及び第十一条の五の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第十三条の表中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

2 平成二十二年四月一日以降において附則第十五条の規定の適用を受ける自衛官（防衛省職員給与法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）に関する防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項及び第十一条の五の規定の適用については、同項中「当該各号に定める割合」とあるのは「当該各号に定める割合から百分の一を減じて得た割合」と、同条中「百分の十五」とあるのは「百分の十四」と読み替えるものとする。

（地域手当に関する経過措置）

第十八条 第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職給与法（次項において「改正前の一般職給与法」という。）第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する防衛省職員給与法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定の適用については、次の表の上

第十七条 一般職給与改正法附則第十三条の規定は、平成二十二年三月三十一日までの間における新法第二条の規定による改正後の新法（以下「新法」という。）第五条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職給与法（以下「改正後の一般職給与法」という。）第八条第六項及び第七項並びに新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項及び第十一条の五の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第十三条の表中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

2 平成二十二年四月一日以降において附則第十五条の規定の適用を受ける自衛官（法第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）に関する新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の三第二項及び第十一条の五の規定の適用については、同項中「当該各号に定める割合」とあるのは「当該各号に定める割合から百分の一を減じて得た割合」と、同条中「百分の十五」とあるのは「百分の十四」と読み替えるものとする。

（地域手当に関する経過措置）

第十八条 第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正前の一般職給与法（次項において「改正前の一般職給与法」という。）第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十一条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同

欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

2 第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において旧法第十四条第二項又は第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の三

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項	略	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

2 第二条の規定の施行の際現に旧法第十四条第二項又は第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において旧法第十四条第二項又は第三項において準用する改正前の一般職給与法第十一条の三

若しくは第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する防衛省職員給与法第十四条第二項において読み替えて準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	第一項	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

若しくは第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する新法第十四条第二項において読み替えて準用する改正後の一般職給与法第十一条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	第一項	略	略
略	略	略	略
略	略	略	略

(平均給与額算定の基礎となる給与の経過措置)

第十九条 平成十八年六月三十日以前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償に関する防衛省職員給与法第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「及び防衛出動手当とし、事務官等」とあるのは、「防衛出動手当及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)第二条の規定による改正前の第十四条第二項又は第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)第二条の規定による改正前の一般職給与法第十一条の三から第十一条の七までの規定による調整手当(以下「調整手当」という。)とし、事務官等」と、「及び防衛出動手当とし、自衛官」とあるのは、「防衛出動手当及び調整手当とし、自衛官」と、「及び営外手当」とあるのは、「営外手当」と、「相当する額」とあるのは「相当する額)及び調整手当」とする。

(平均給与額算定の基礎となる給与の経過措置)

第十九条 平成十八年六月三十日以前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償に関する新法第二十七条第二項の規定の適用については、同項中「及び防衛出動手当とし、事務官等」とあるのは、「防衛出動手当及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)第二条の規定による改正前の第十四条第二項又は第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十三号)第二条の規定による改正前の一般職給与法第十一条の三から第十一条の七までの規定による調整手当(以下「調整手当」という。)とし、事務官等」と、「及び防衛出動手当とし、自衛官」とあるのは、「防衛出動手当及び調整手当とし、自衛官」と、「及び営外手当」とあるのは、「営外手当」と、「相当する額」とあるのは「相当する額)及び調整手当」とする。

○通勤の範囲の改定等のための国家公務員災害補償法及び地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十二号）
 （附則第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第七条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第一条の二の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第七条 前条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第一条の二の規定は、施行日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、施行日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。</p>

○防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十五号）（附則第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防衛省設置法の一部改正）</p> <p>第一条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第六条中「十五万六千二百二十二人」を「十五万五千六百九十六人」に、「四万五千八百六十六人」を「四万五千八百七十二人」に、「四万七千三百三十二人」を「四万七千三百四十二人」に、「四百七十六人」を「四百八十六人」に、「千八百四十六人」を「千八百八十六人」に、「二十五万五千五百八十二人」を「二十五万二千二百二十二人」に改める。</p> <p>第十条第六号を次のように改める。</p> <p>六 第五条第十九号に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。</p> <p>第三十一条の見出しを「（装備本部）」に改め、同条第一項中「契約本部」を「装備本部」に改め、同条第二項を次のように改める。</p> <p>2 装備本部は、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 自衛隊の装備品等及び役務についての取得（前条第二項に規定する考案、設計及び試作並びに次号に規定する調達をいう。）に関する事務の効果的かつ効率的な実施を図るための統一的な指針の作成に関すること。</p>	<p>（防衛庁設置法の一部改正）</p> <p>第一条 防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条中「十五万六千二百二十二人」を「十五万五千六百九十六人」に、「四万五千八百六十六人」を「四万五千八百七十二人」に、「四万七千三百三十二人」を「四万七千三百四十二人」に、「四百七十六人」を「四百八十六人」に、「千八百四十六人」を「千八百八十六人」に、「二十五万五千五百八十二人」を「二十五万二千二百二十二人」に改める。</p> <p>第十条第六号を次のように改める。</p> <p>六 第五条第十九号に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。</p> <p>第三十一条の見出しを「（装備本部）」に改め、同条第一項中「契約本部」を「装備本部」に改め、同条第二項を次のように改める。</p> <p>2 装備本部は、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 自衛隊の装備品等及び役務についての取得（前条第二項に規定する考案、設計及び試作並びに次号に規定する調達をいう。）に関する事務の効果的かつ効率的な実施を図るための統一的な指針の作成に関すること。</p>

二 自衛隊の装備品等及び役務で長官の定めるものの調達に
関すること。

第三十一条第三項及び第四項中「契約本部」を「装備本部」
に改める。

第三十二条第一項中「契約本部」を「装備本部」に改め、同
条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第四十二条中「掲げる事務」の下に「(第十条第六号に掲げ
るものを除く。)」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次
のように改正する。

第二条第一項及び第五条第一項中「契約本部」を「装備本部」
に改める。

第十条第一項中「方面隊」の下に「、中央即応集団」を加え
、同条に次の一項を加える。

5 中央即応集団は、中央即応集団司令部及び団その他の直轄
部隊から成る。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(中央即応集団司令官)

第十二条の三 中央即応集団の長は、中央即応集団司令官とす
る。

2 中央即応集団司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、中央
即応集団の隊務を統括する。

第十四条を削り、第三章第一節中第十三条を第十四条とし、
同条の前に次の一条を加える。

(部隊の長)

二 自衛隊の装備品等及び役務で長官の定めるものの調達に
関すること。

第三十一条第三項及び第四項中「契約本部」を「装備本部」
に改める。

第三十二条第一項中「契約本部」を「装備本部」に改め、同
条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とする。

第四十二条中「掲げる事務」の下に「(第十条第六号に掲げ
るものを除く。)」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次
のように改正する。

第二条第一項及び第五条第一項中「契約本部」を「装備本部」
に改める。

第十条第一項中「方面隊」の下に「、中央即応集団」を加え
、同条に次の一項を加える。

5 中央即応集団は、中央即応集団司令部及び団その他の直轄
部隊から成る。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(中央即応集団司令官)

第十二条の三 中央即応集団の長は、中央即応集団司令官とす
る。

2 中央即応集団司令官は、長官の指揮監督を受け、中央即
応集団の隊務を統括する。

第十四条を削り、第三章第一節中第十三条を第十四条とし、
同条の前に次の一条を加える。

(部隊の長)

第十三条 方面隊、師団、旅団及び中央即応集団以外の部隊の長は、防衛大臣の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

第二十四条第一項第四号を次のように改める。

四 地方協力本部

第二十九条の見出しを「(地方協力本部)」に改め、同条第一項中「地方連絡部」を「地方協力本部」に改め、「においては」の下に「、地方における渉外及び広報」を加え、同条第二項中「地方連絡部に」を「地方協力本部に」に、「地方連絡部長」を「地方協力本部長」に改め、同条第三項中「地方連絡部長」を「地方協力本部長」に改める。

第七十五条の二第二項中「八千三百七十八人」を「八千三百六十八人」に改める。

第百条の二第一項中「内部部局若しくは」を削り、「契約本部」を「装備本部」に改め、「(内部部局にあつては、防衛庁設置法第十条第六号に掲げる事務に係る教育訓練を実施することの委託を受けた場合に限る。)」を削る。

第百十五条の七中「速やかにその超えることとなる日前に」を「速やかに」に改める。

第百十九条第一項第四号中「第二号」を「第三号」に改める。

別表第一中「第十三条」を「第十四条」に改める。

別表第三中「茨城県東茨城郡小川町」を「小美玉市」に、「椎田町」を「築上町」に改める。

附則

第十三条 方面隊、師団、旅団及び中央即応集団以外の部隊の長は、長官の定めるところにより、上官の指揮監督を受け、当該部隊の隊務を統括する。

第二十四条第一項第四号を次のように改める。

四 地方協力本部

第二十九条の見出しを「(地方協力本部)」に改め、同条第一項中「地方連絡部」を「地方協力本部」に改め、「においては」の下に「、地方における渉外及び広報」を加え、同条第二項中「地方連絡部に」を「地方協力本部に」に、「地方連絡部長」を「地方協力本部長」に改め、同条第三項中「地方連絡部長」を「地方協力本部長」に改める。

第七十五条の二第二項中「八千三百七十八人」を「八千三百六十八人」に改める。

第百条の二第一項中「内部部局若しくは」を削り、「契約本部」を「装備本部」に改め、「(内部部局にあつては、防衛庁設置法第十条第六号に掲げる事務に係る教育訓練を実施することの委託を受けた場合に限る。)」を削る。

第百十五条の七中「速やかにその超えることとなる日前に」を「速やかに」に改める。

第百十九条第一項第四号中「第二号」を「第三号」に改める。

別表第一中「第十三条」を「第十四条」に改める。

別表第三中「茨城県東茨城郡小川町」を「小美玉市」に、「椎田町」を「築上町」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中防衛省設置法第六条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同法第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条を加える改正規定、同法第七十五条の二第二項の改正規定及び同法別表第一の改正規定 平成十九年三月三十一日までの間において政令で定める日

二 (略)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中防衛庁設置法第八条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同法第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条を加える改正規定、同法第七十五条の二第二項の改正規定及び同法別表第一の改正規定 平成十九年三月三十一日までの間において政令で定める日

二 (略)

○簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）（附則第六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政機関等の職員の純減） 第四十四条（略）</p> <p>2 平成十八年度の国の一般会計の歳出予算の基礎とされた平成十七年度末の自衛官の人員数については、自衛隊の隊員に対する教育及び食事の支給並びに防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）<u>第四条第十三号</u>に規定する装備品等の整備に係る業務その他の業務の民間への委託その他の方法により、前項の規定の例に準じて純減をさせるものとする。</p>	<p>（行政機関等の職員の純減） 第四十四条（略）</p> <p>2 平成十八年度の国の一般会計の歳出予算の基礎とされた平成十七年度末の自衛官の人員数については、自衛隊の隊員に対する教育及び食事の支給並びに防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）<u>第五条第十三号</u>に規定する装備品等の整備に係る業務その他の業務の民間への委託その他の方法により、前項の規定の例に準じて純減をさせるものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）</p> <p>第七十七条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二條第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。</p> <p>第七十八條 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二條第一項中「入院時食事療養費」の下に「、入院時生活療養費」を加え、「若しくは高額療養費」を「、高額療養費若しくは高額介護合算療養費」に改め、同條第二項中「高額療養費」の下に「又は高額介護合算療養費」を加える。</p>	<p>附 則</p> <p>（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正）</p> <p>第七十七条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二條第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。</p> <p>第七十八條 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十二條第一項中「入院時食事療養費」の下に「、入院時生活療養費」を加え、「若しくは高額療養費」を「、高額療養費若しくは高額介護合算療養費」に改め、同條第二項中「高額療養費」の下に「又は高額介護合算療養費」を加える。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（国家公務員共済組合法の一部改正）</p> <p>第十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第二項第二号を次のように改める。</p> <p>二 厚生労働省 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員</p> <p>第八条第一項中「<u>第三条第二項第二号又は第三号</u>」を「<u>第三条第二項第三号</u>」に改め、「それぞれ社会保険庁長官又は」を削る。</p> <p>第六十六条第八項、第八十条第四項、第九十三条の四、第一百三十一条及び第一百四十二条の二中「社会保険庁長官」を「ねんきん事業機構代表執行責任者」に改める。</p> <p>（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十八条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条及び次条において「旧組合法」という。）<u>第三条第二項第二号ロの規定により設けられた組合（以下この条及び次条において「旧組合」という。）</u>は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもって組織された組合（次条において「厚生労働省共済組合」という。）</p>	<p>附 則</p> <p>（国家公務員共済組合法の一部改正）</p> <p>第十七条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三条第二項第三号を次のように改める。</p> <p>三 厚生労働省 国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所並びに独立行政法人国立病院機構に属する職員</p> <p>第八条第一項中「<u>第三号ロ</u>」及び「<u>社会保険庁長官</u>」を削る。</p> <p>第六十六条第八項、第八十条第四項、第九十三条の四、第一百三十一条及び第一百四十二条の二中「社会保険庁長官」を「ねんきん事業機構代表執行責任者」に改める。</p> <p>（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第十八条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下この条及び次条において「改正前国共済法」という。）<u>第三条第二項第三号ロの規定により設けられた組合（以下この条及び次条において「旧組合」という。）</u>は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に属する職員をもって組織された組合（次条において「厚生労働省共済組合」という。）</p>

2
3
4
が承継する。
(略)

2
3
4
が承継する。
(略)

○国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第

号）（附則第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案				現行			
略	略	略	略	略	略	略	略
項第一号				項第一号			
第三条第三				第三条第三			
国家公務員災害補償法				国家公務員災害補償法			
防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法				防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七條第一項において準用する国家公務員災害補償法			

（防衛省職員への準用）
第十一条 第二条第二項及び第三項、第三条（第三項第三号を除く。）並びに第四条から第六条までの規定は、防衛省職員（国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「防衛省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（防衛庁職員への準用）
第十一条 第二条第二項及び第三項、第三条（第三項第三号を除く。）並びに第四条から第六条までの規定は、防衛庁職員（国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛庁の職員をいう。）について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「内閣府令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。